

陸軍省の國列及國帝

特 218

12

昭和十五年版

陸軍省



\*0057276000\*

0057276-000

特 218-12

帝國及列國の陸軍

陸軍省・編

内閣印刷局

昭和15年版

昭和15

AJF

446

特218  
12



昭和十五年版  
及列國の陸軍



國 帝



軍皇たし城入に陸安てへ終を戦激

隊部牛猛が我るす進驚てしざめ口海



國 帝



軍皇たし城入に陸安てへ終を戦激

隊部牛猛が我るす進驚てしざめ口海

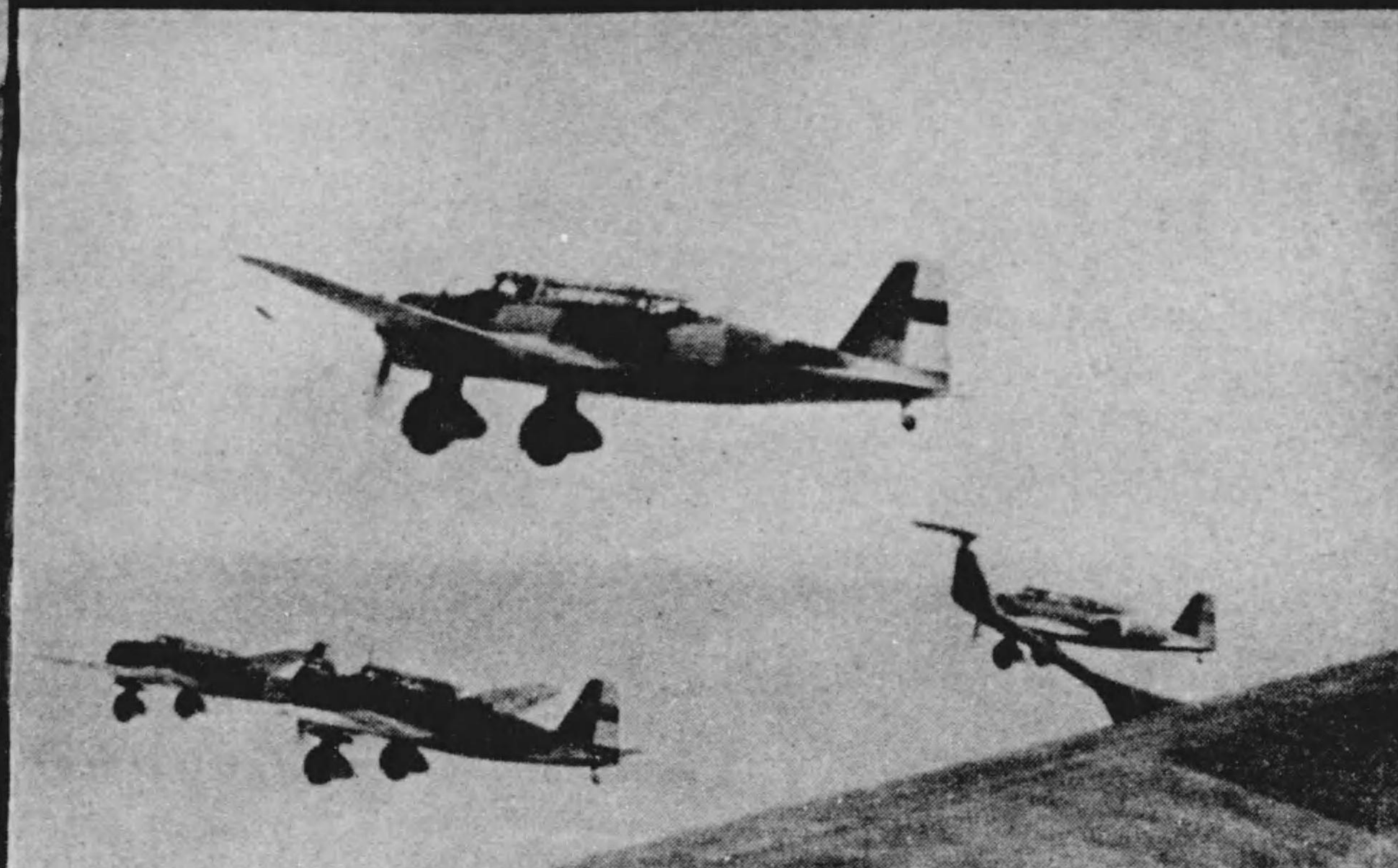


帝國



隊部牛鐵が我るす撃進てし昌南りよ岸南水修

帝國



驚荒の陸が我の襲空川洛省西陝

隊部が我るせ入突に場行飛昌南るせ爆自佐少郷南故



隊車戦が我るせ略攻を昌文島南海



國 帝



隊部牛鐵が我るす撃進てしさ昌南りよ岸南水修

隊部が我るせ入突に場行飛昌南るせ爆自佐少郷南故



國 帝

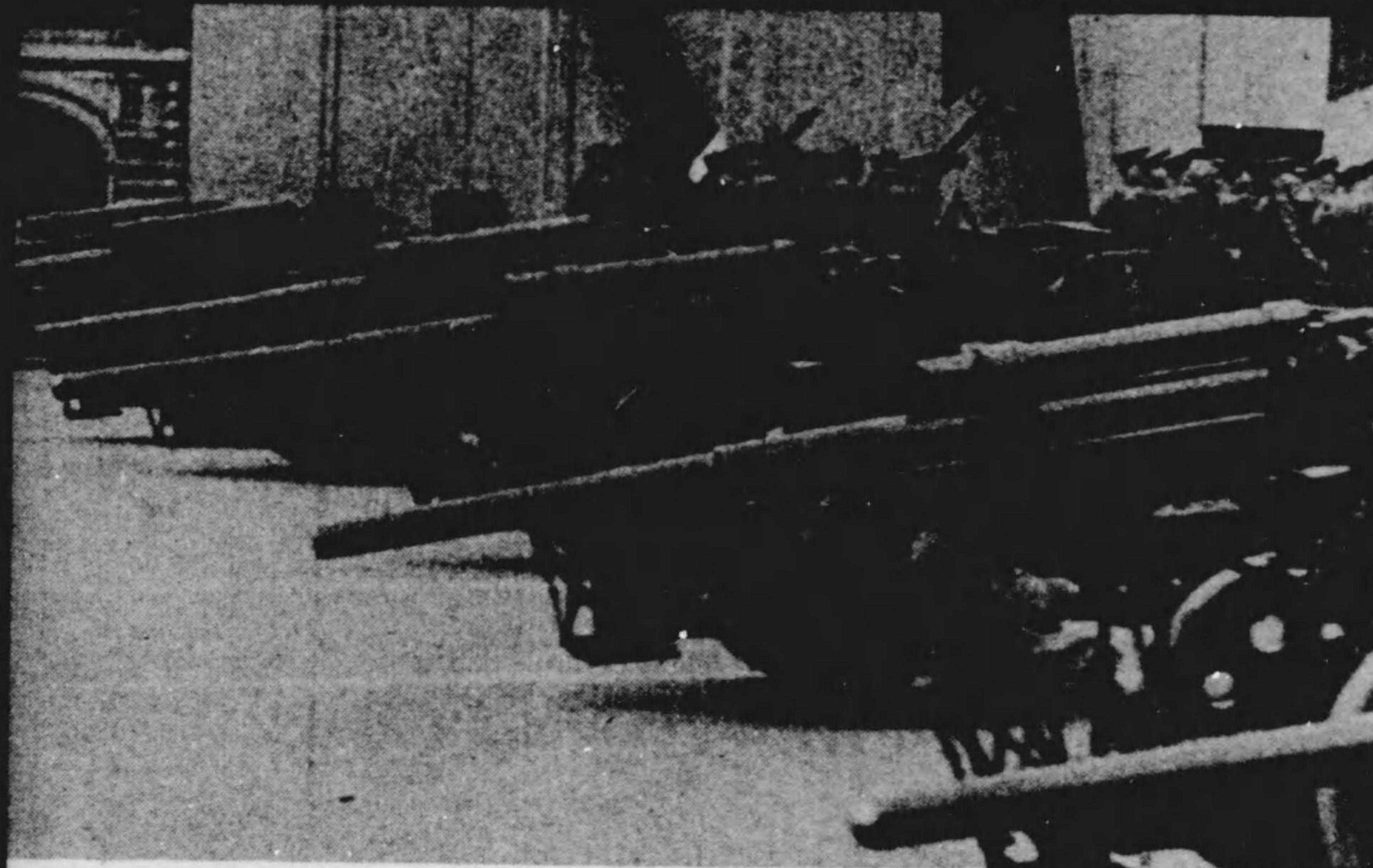


驚荒の陸が我の襲空川洛省西陝

隊車戦が我るせ略攻を昌文島南海

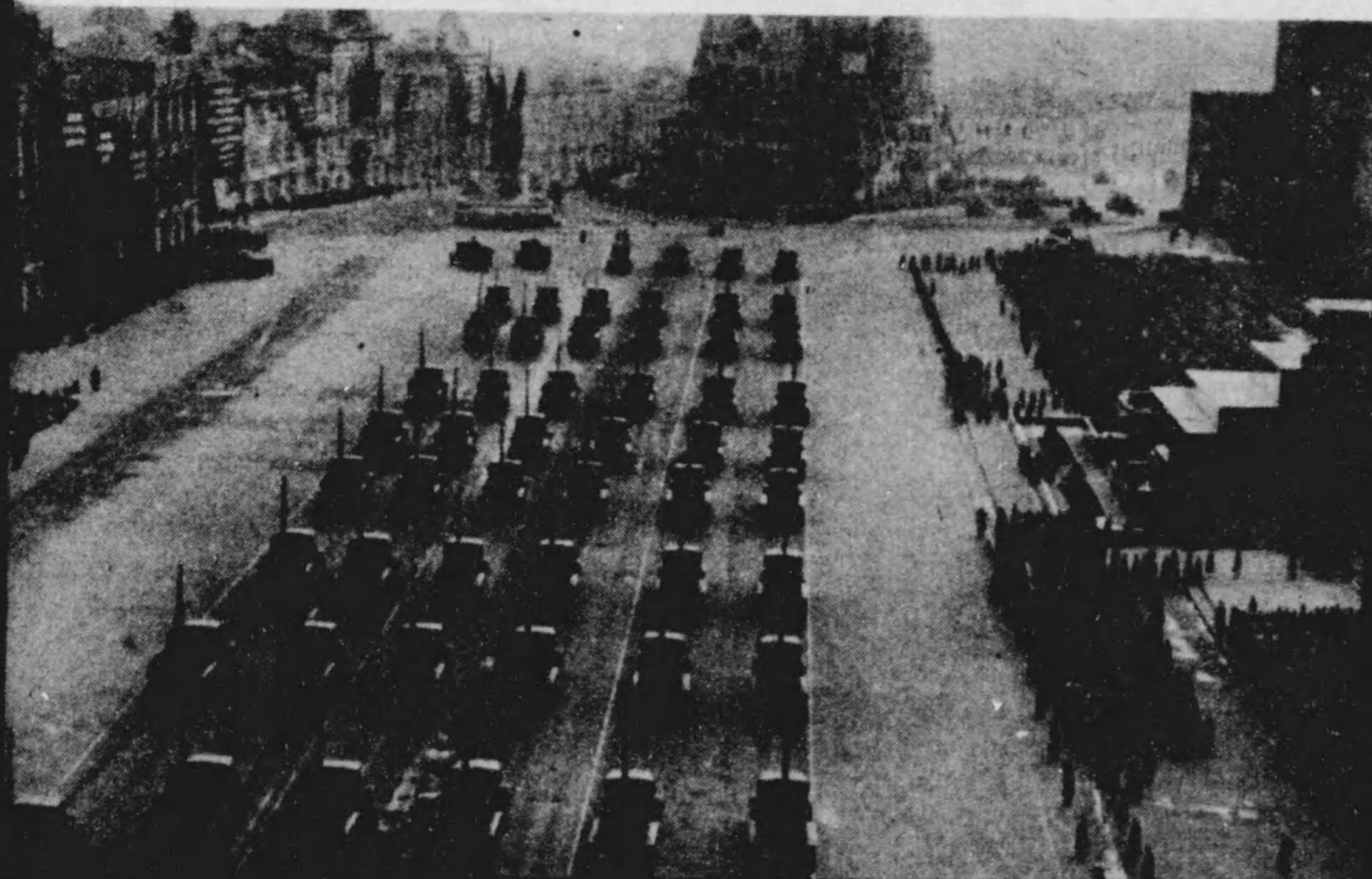


聯 蘇

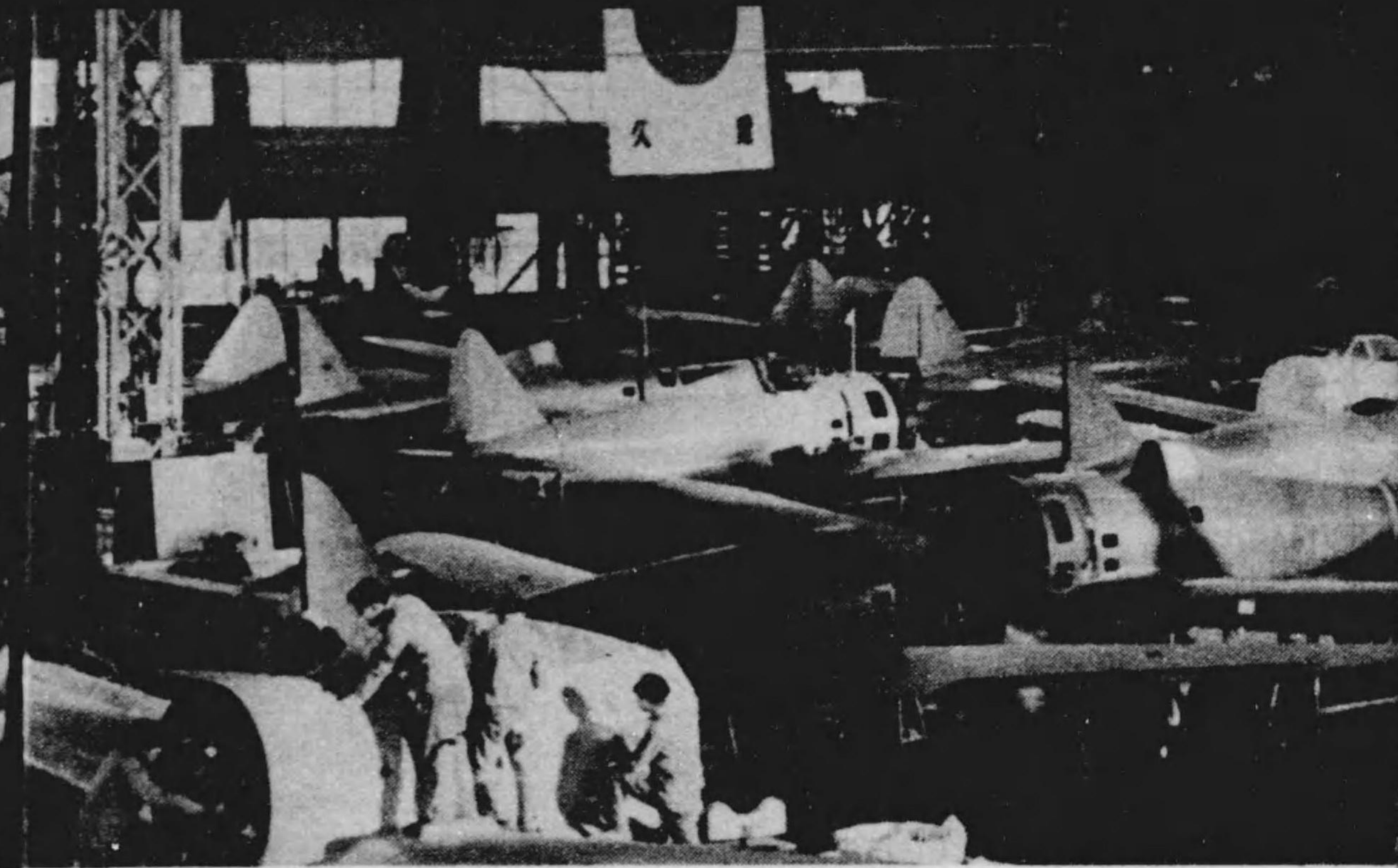


容偉の隊砲重戰野

列分の隊砲射高るけ於に前殿宮ンリムレク



國 帝

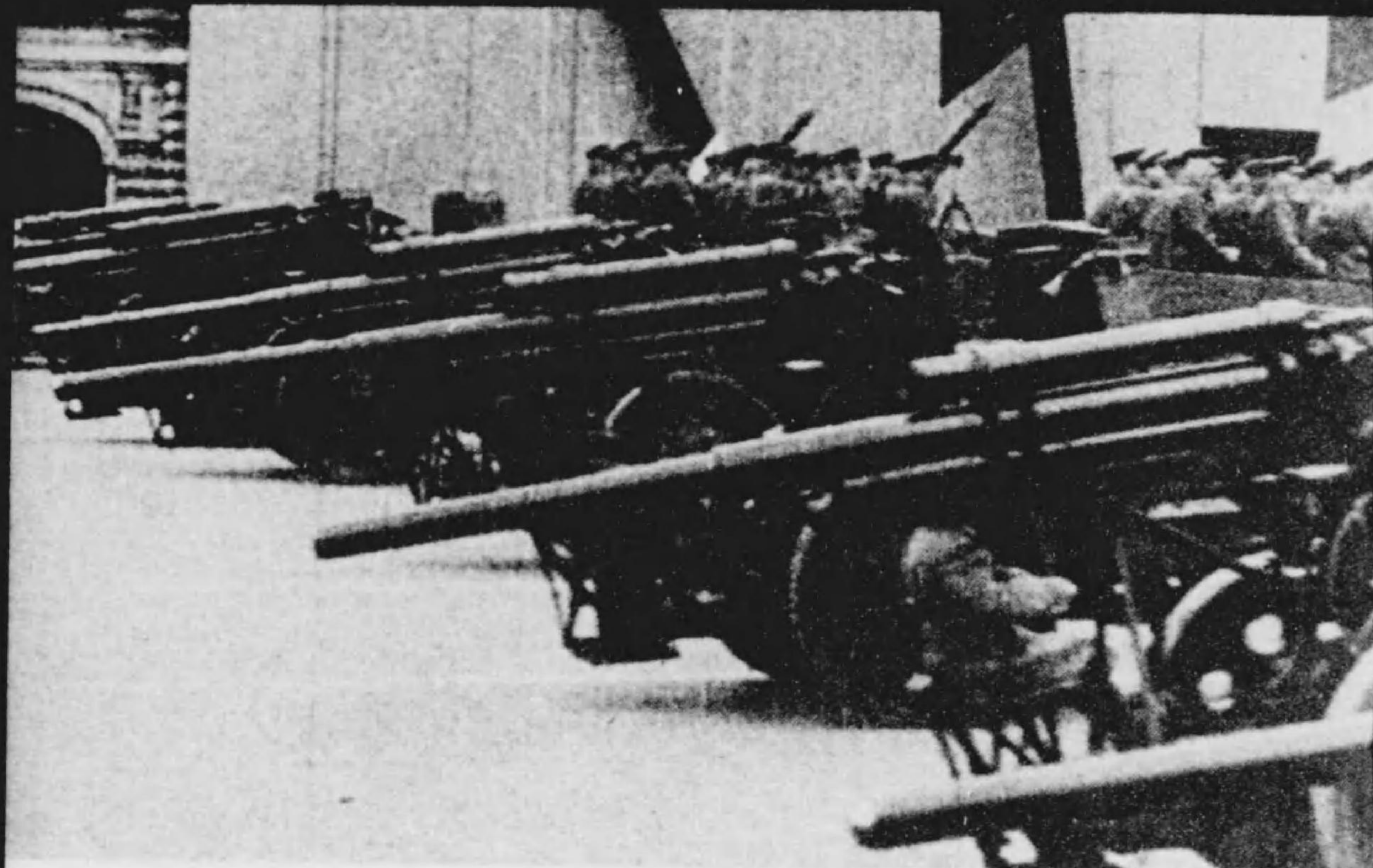


部一の場工作製機空航

領受令命近附點地陸上島門龍戰作寧南

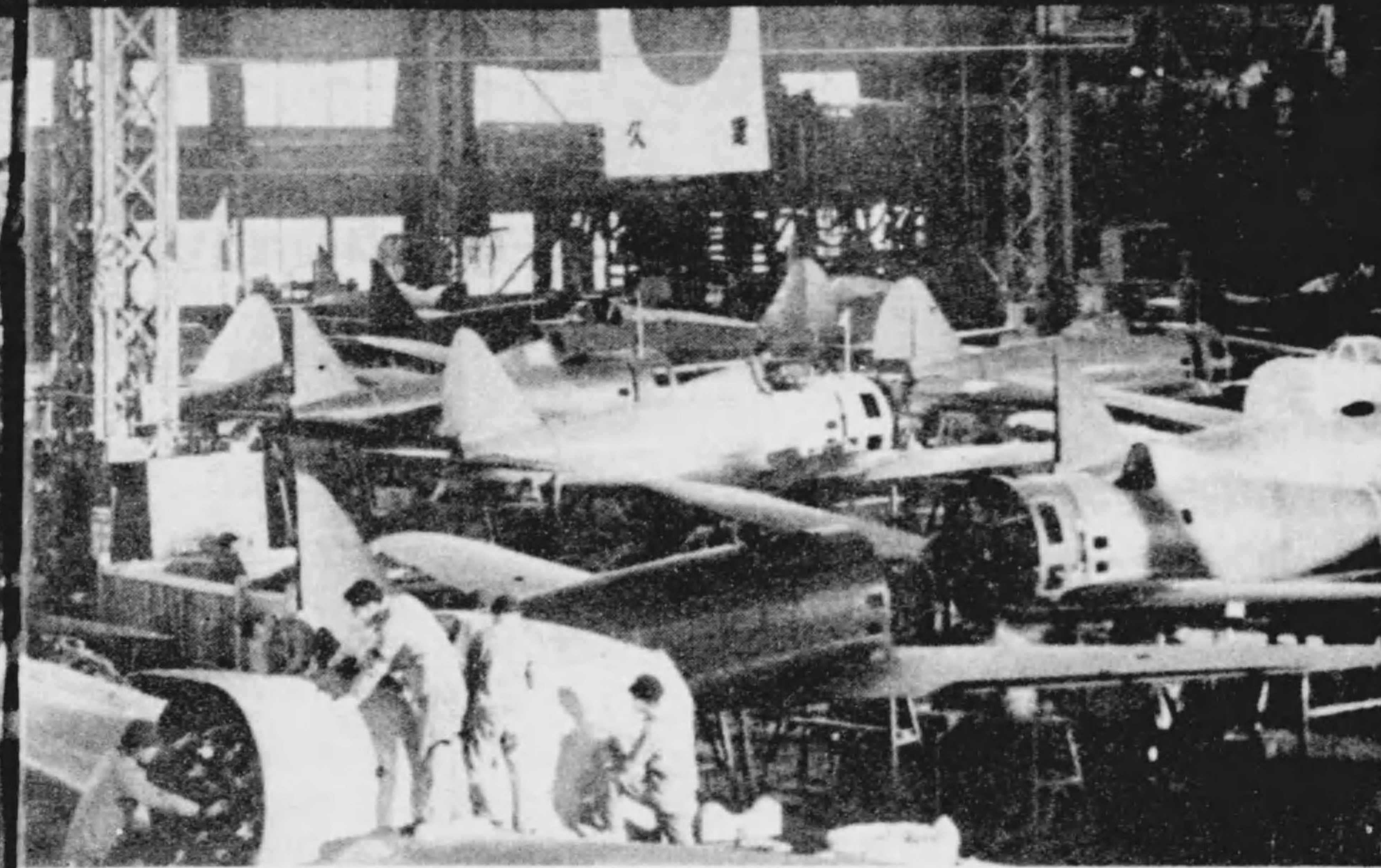


聯 蘇



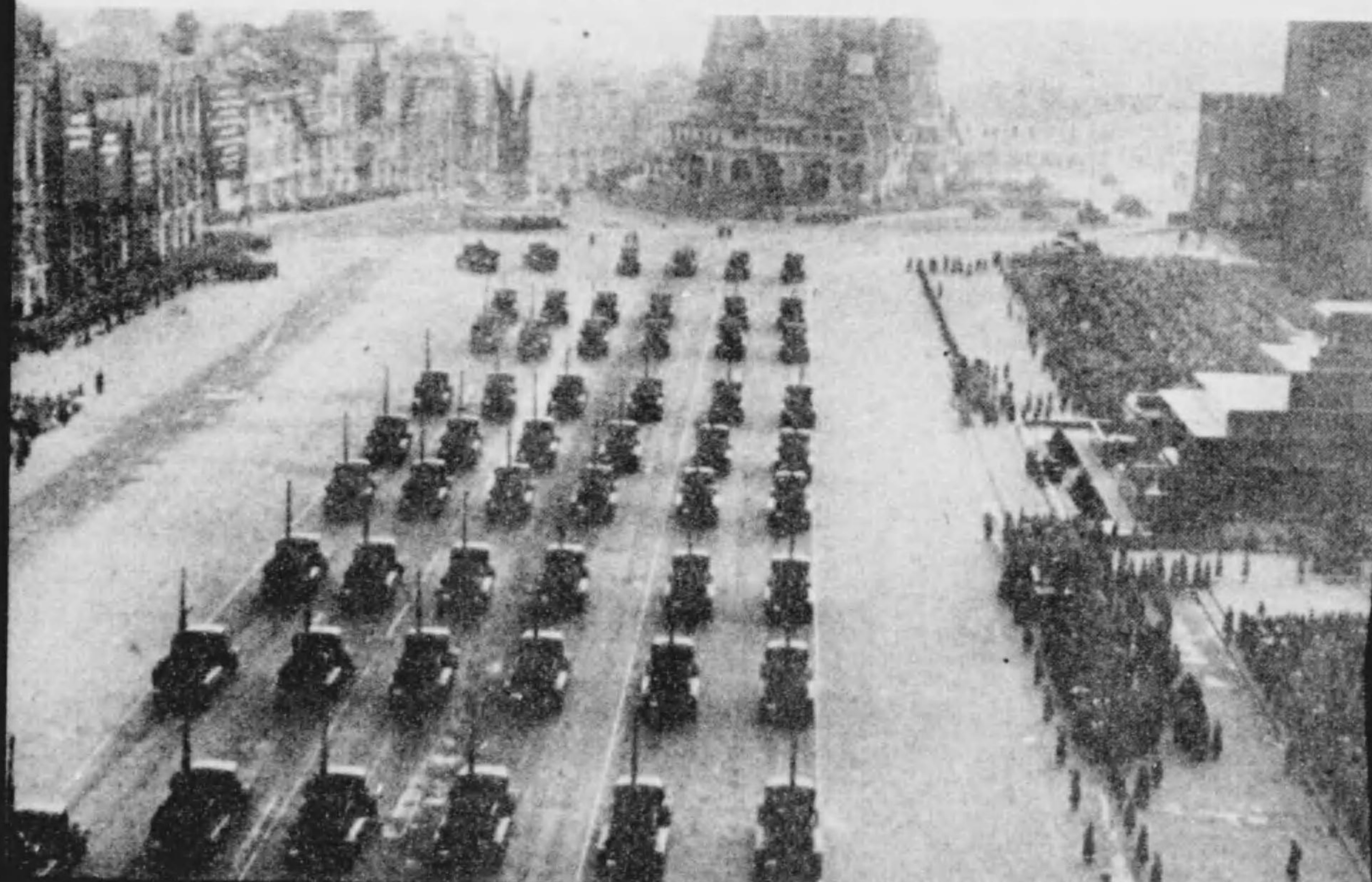
容偉の隊砲重戰野

國 帝



部一の場工作製機空航

列分の隊砲射高るけ於に前殿宮ンリムレク



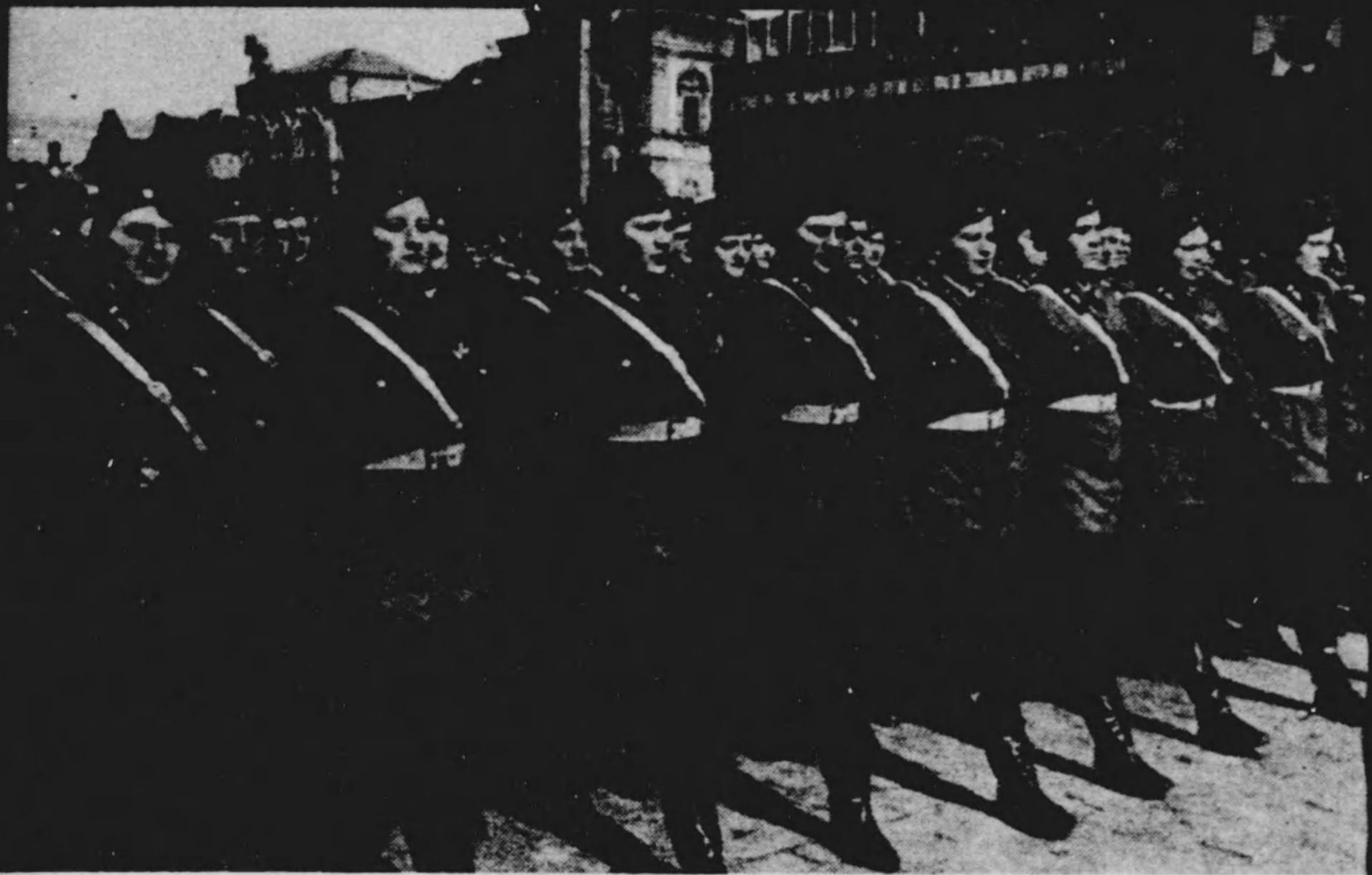
領受令命近附點地陸上島門龍戰作寧南





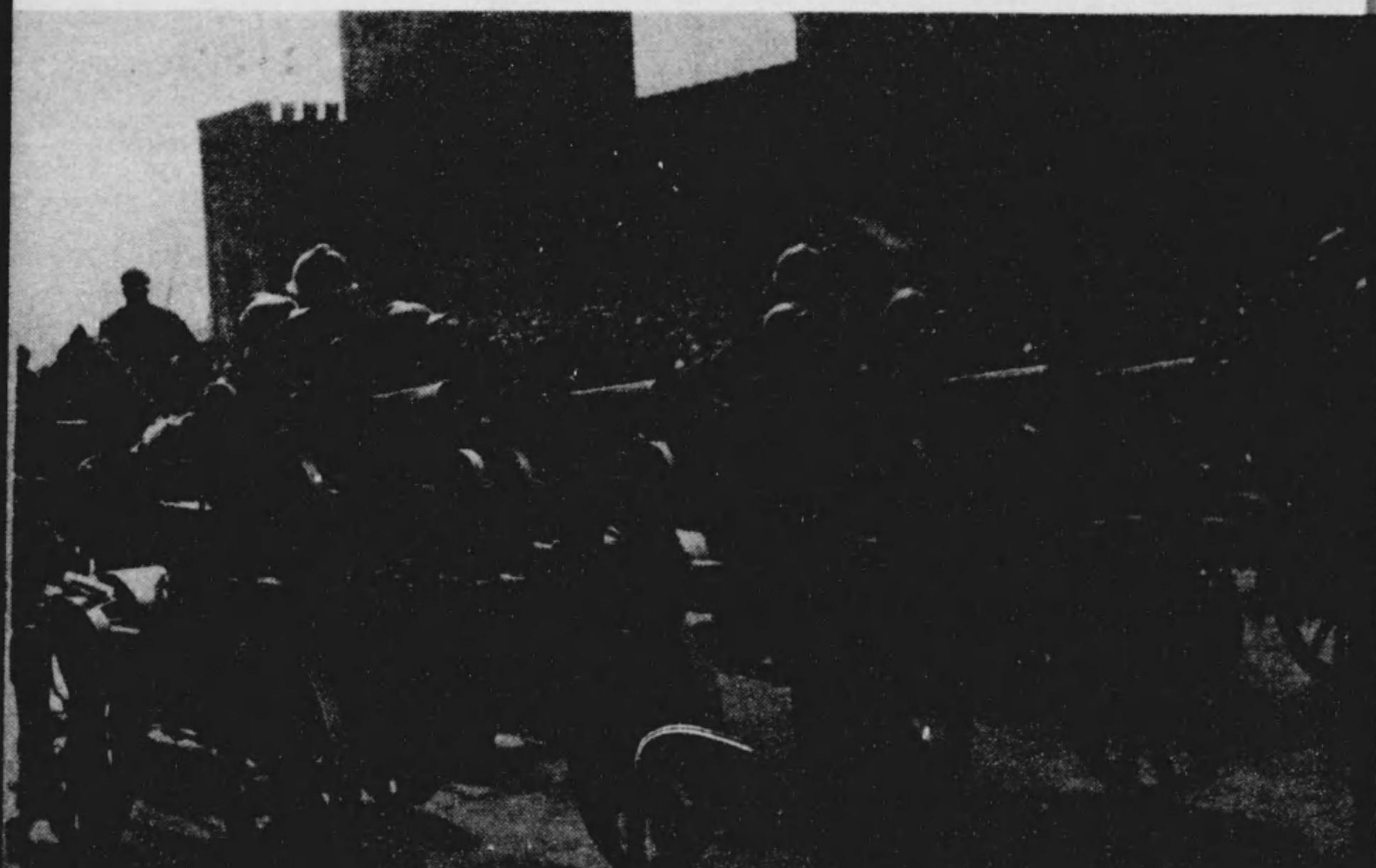
聯

蘇



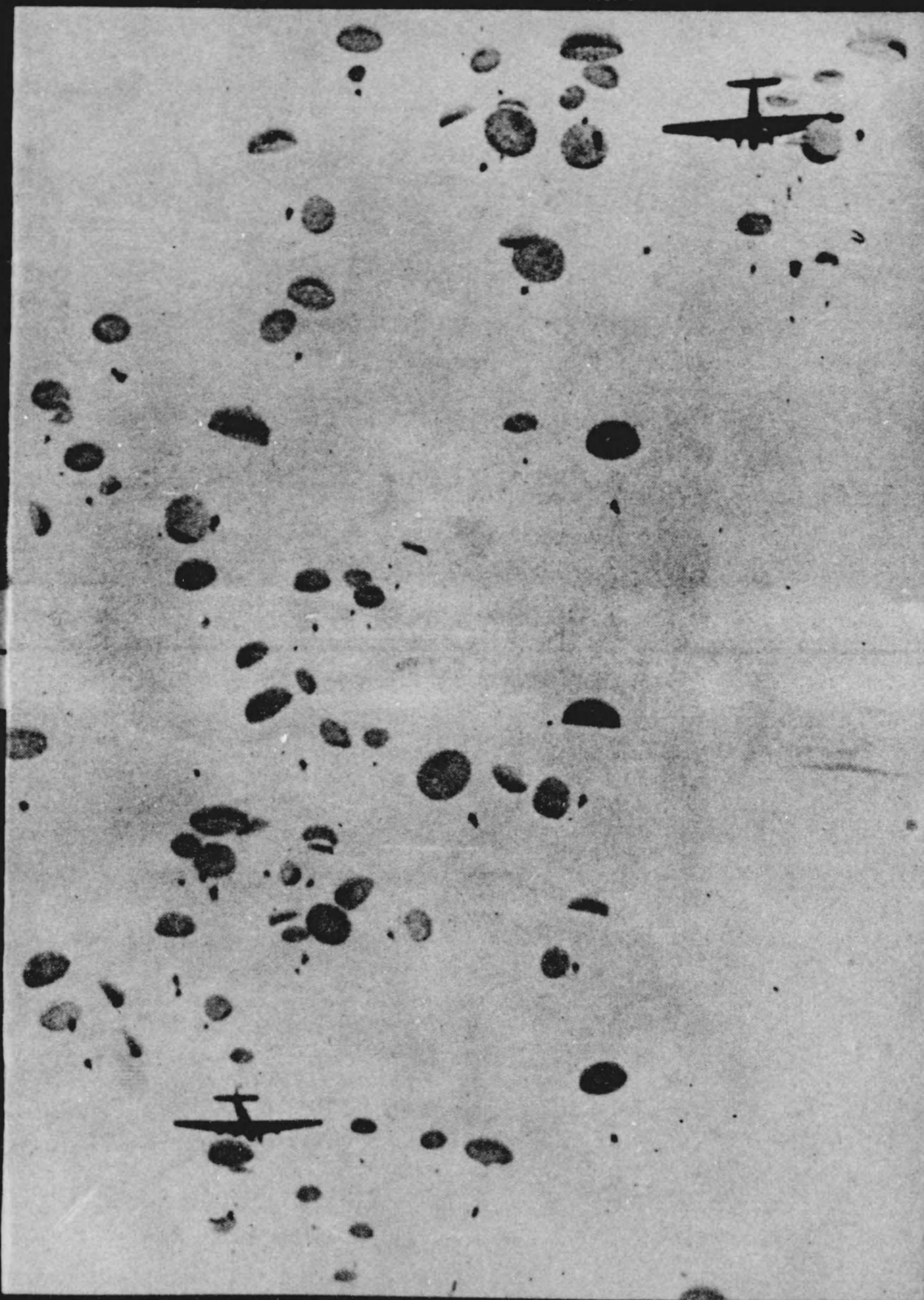
隊師技の隊信電軍赤子女ぬら劣に軍子男

進行の（砲載車）カンヤチタ



聯

蘇



襲奇方後の隊部傘下落

聯 蘇



隊帥技の隊信電軍赤子女ぬら秀に軍子男

進行の 砲戦車「カンヤチタ

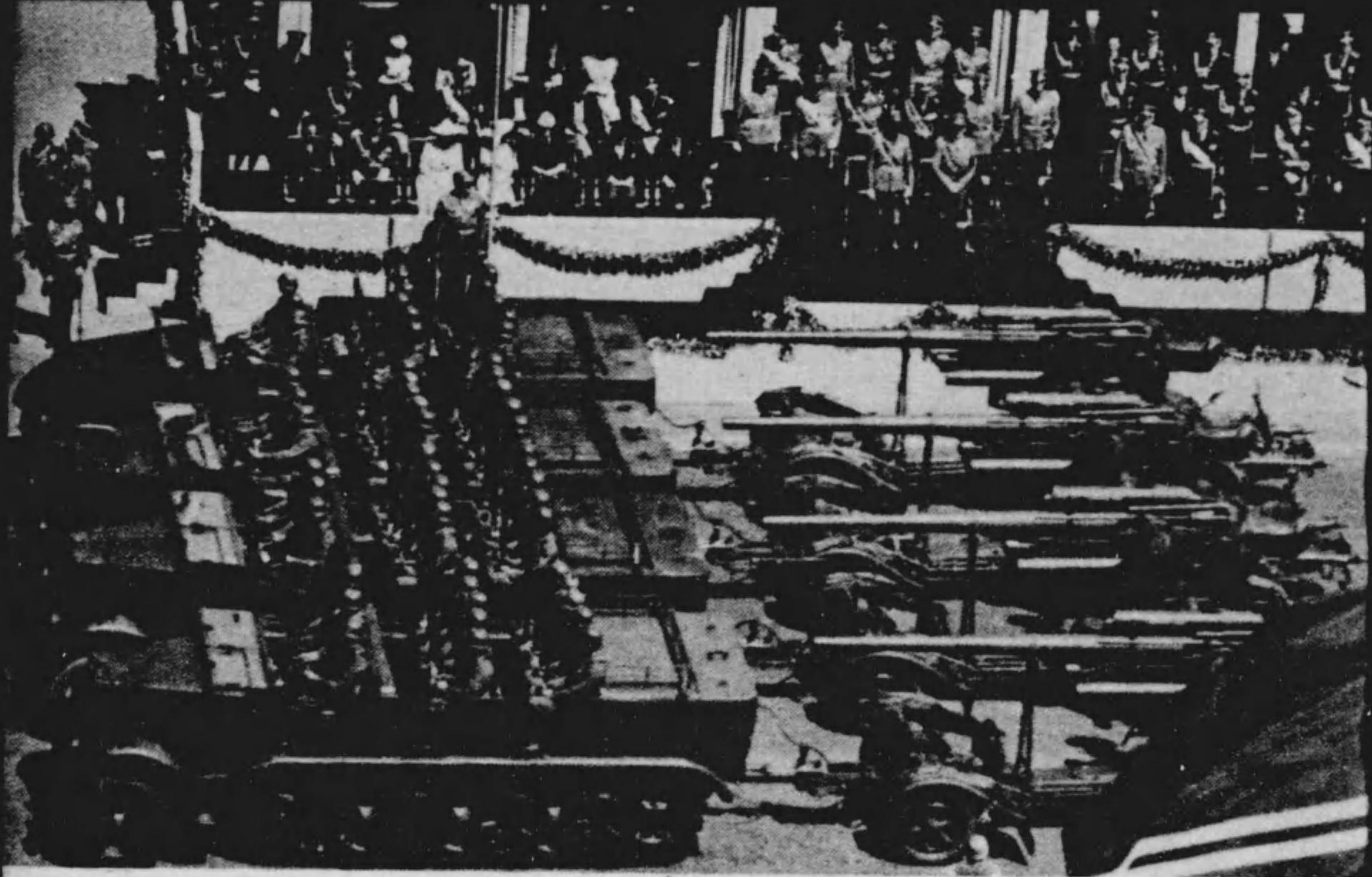


聯 蘇



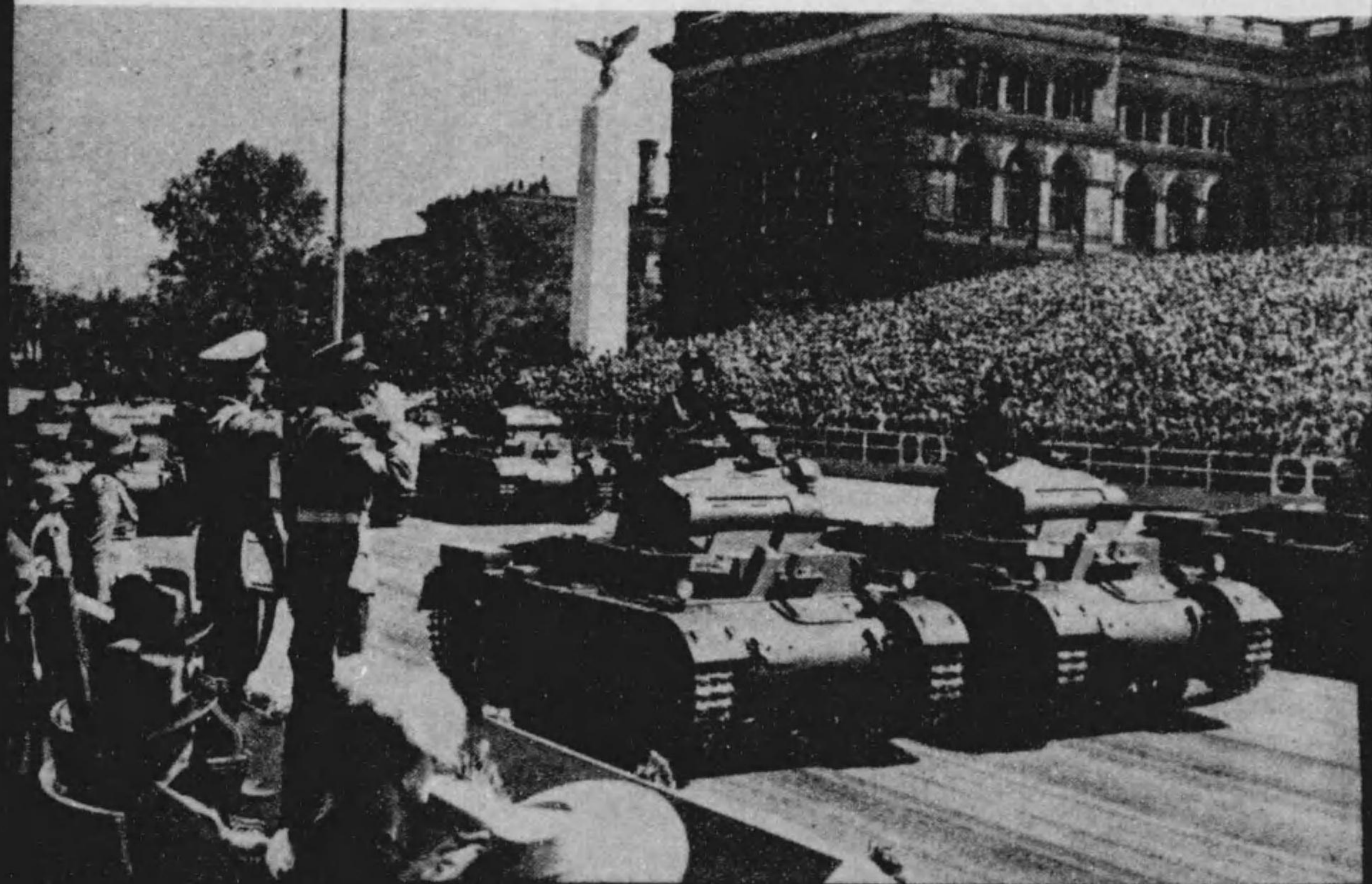
襲奇方後の隊部傘下落

國 獨



進行の隊部砲重るけ於に式兵觀大軍陸

進行の隊部甲裝 上同

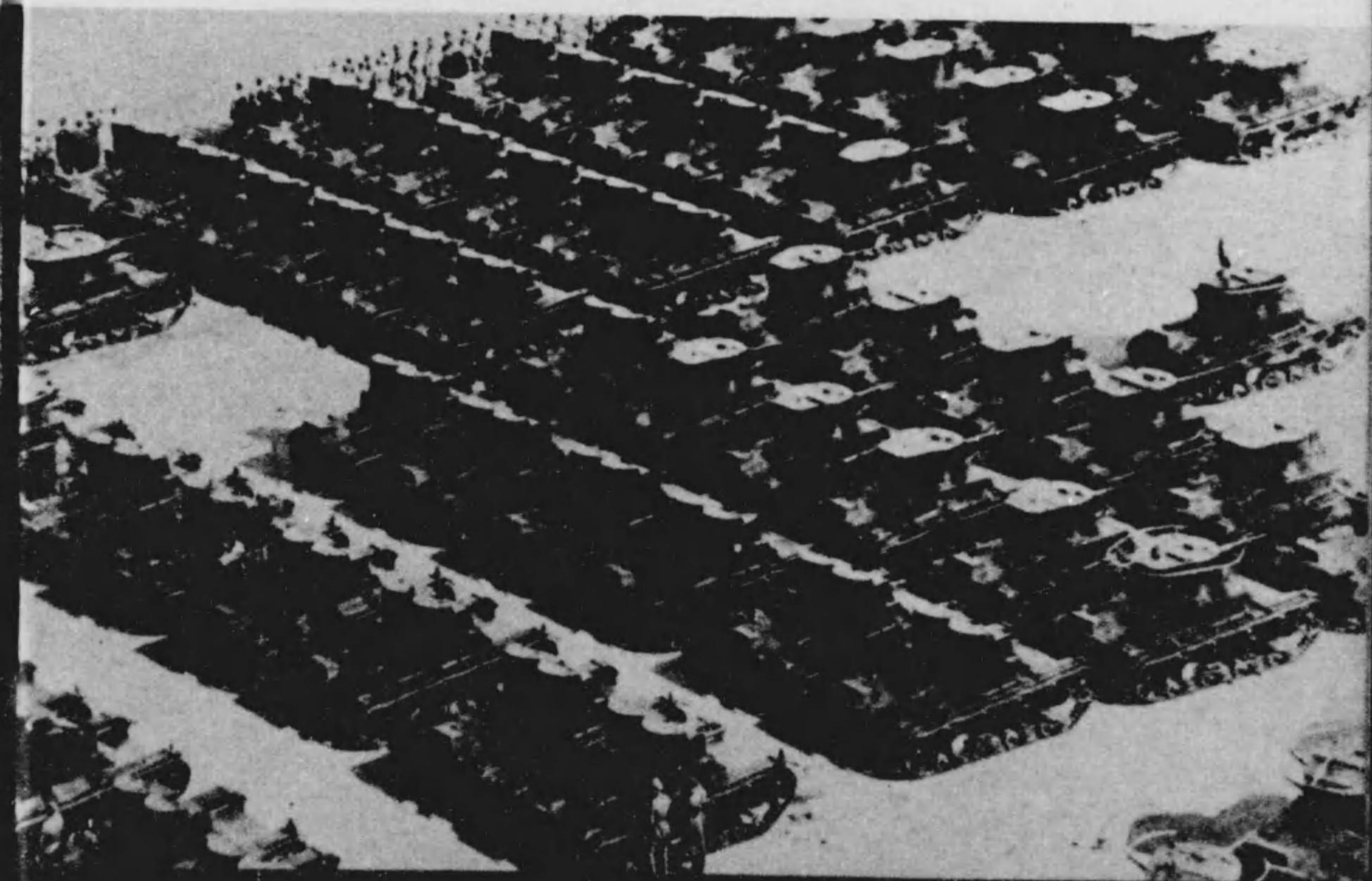


聯 蘇

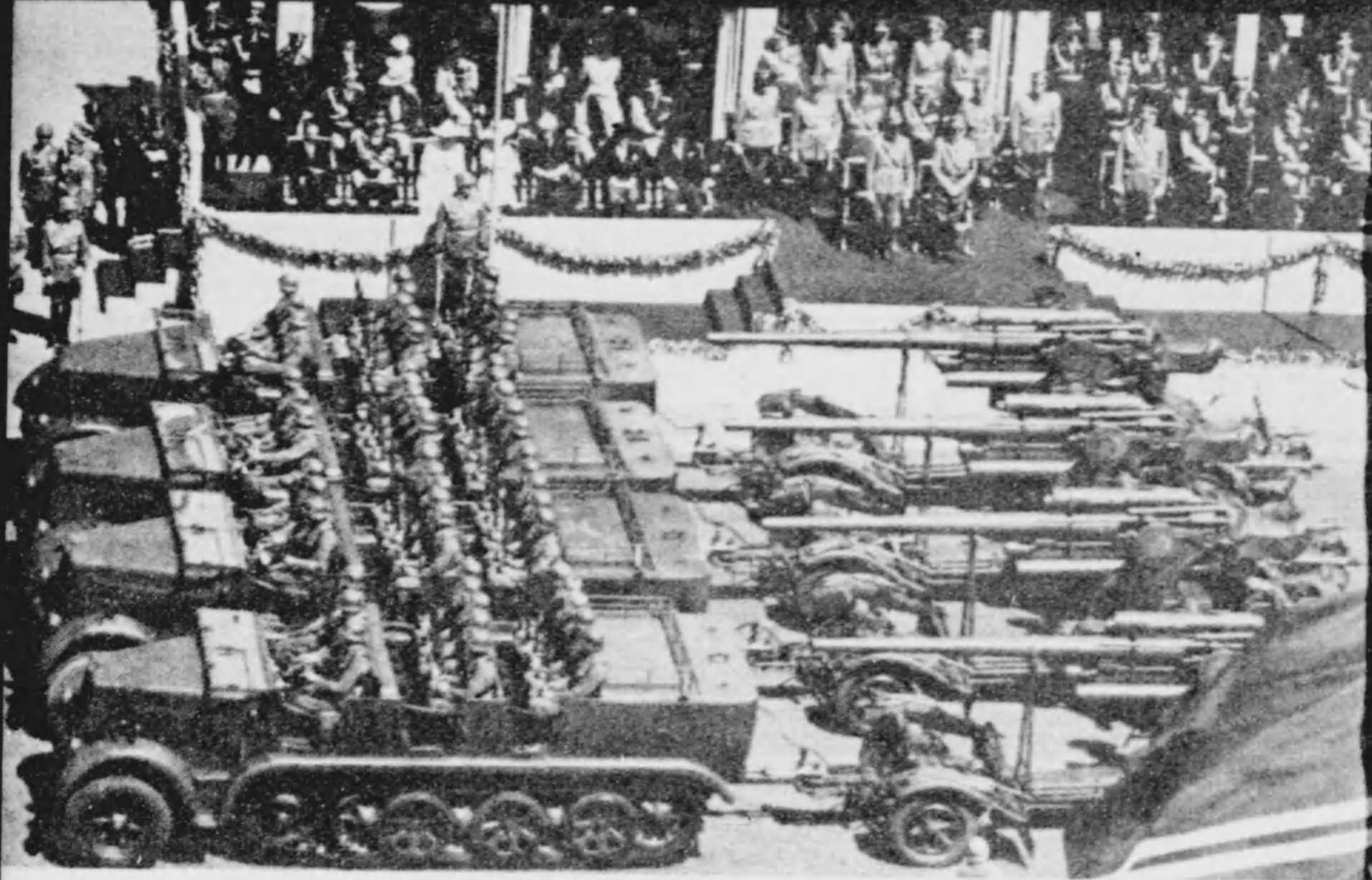


機爆重ぶ飛を場廣の赤

銳精の隊部化械機



國 獨



進行の隊部砲重るけ於に式兵觀大軍陸

進行の隊部甲裝 上同



聯 蘇

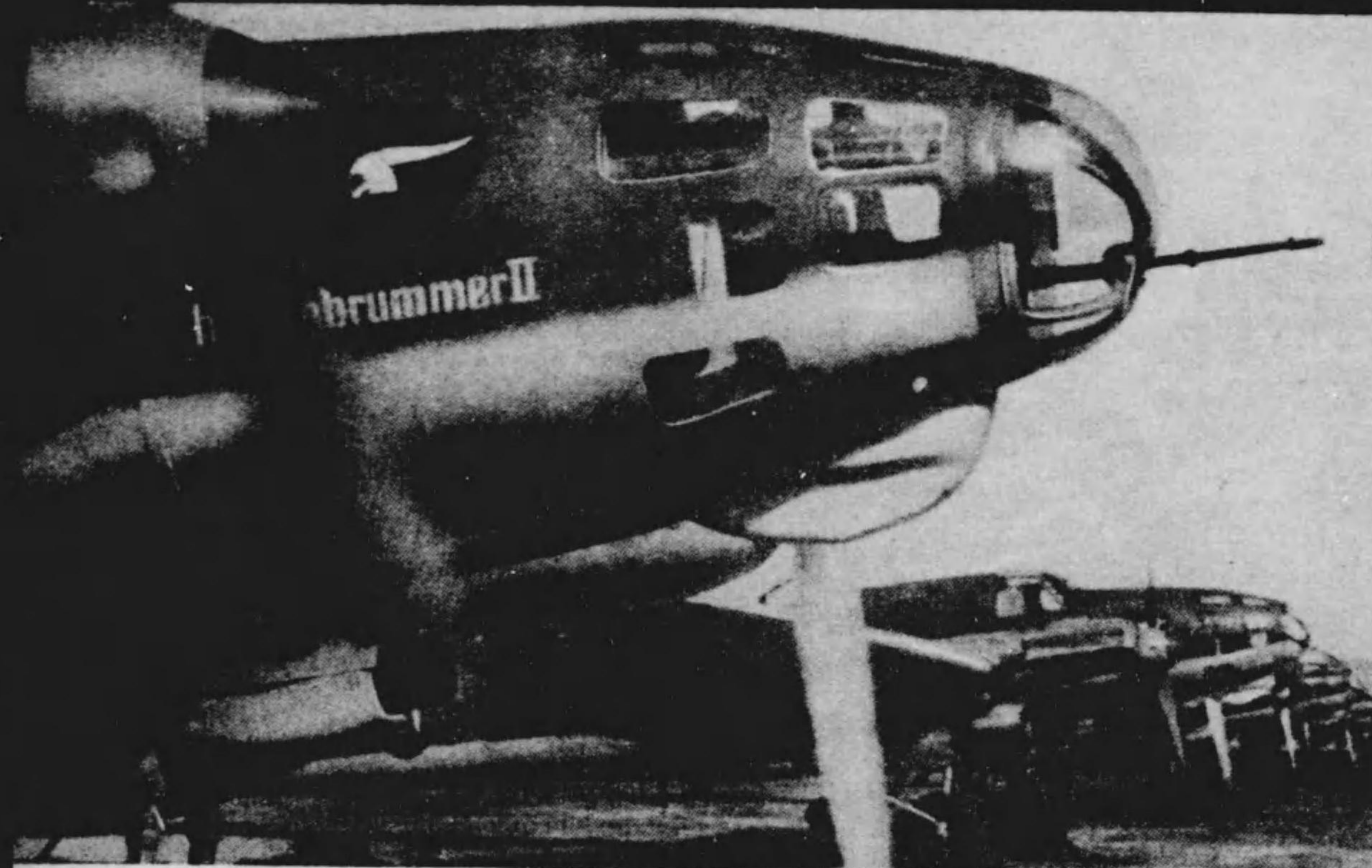


機爆重ぶ飛を場廣の赤

銳精の隊部化械機

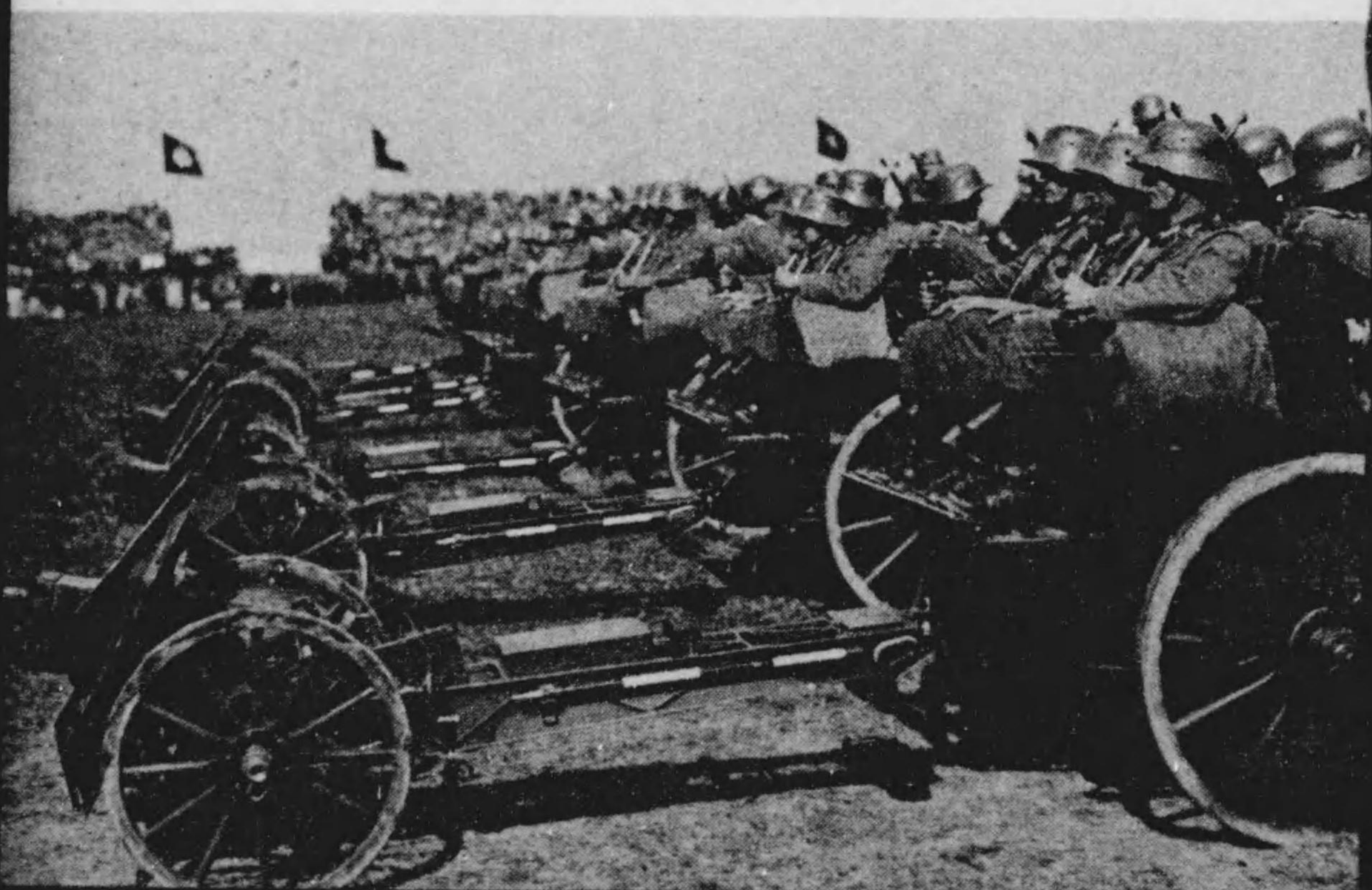


獨 國

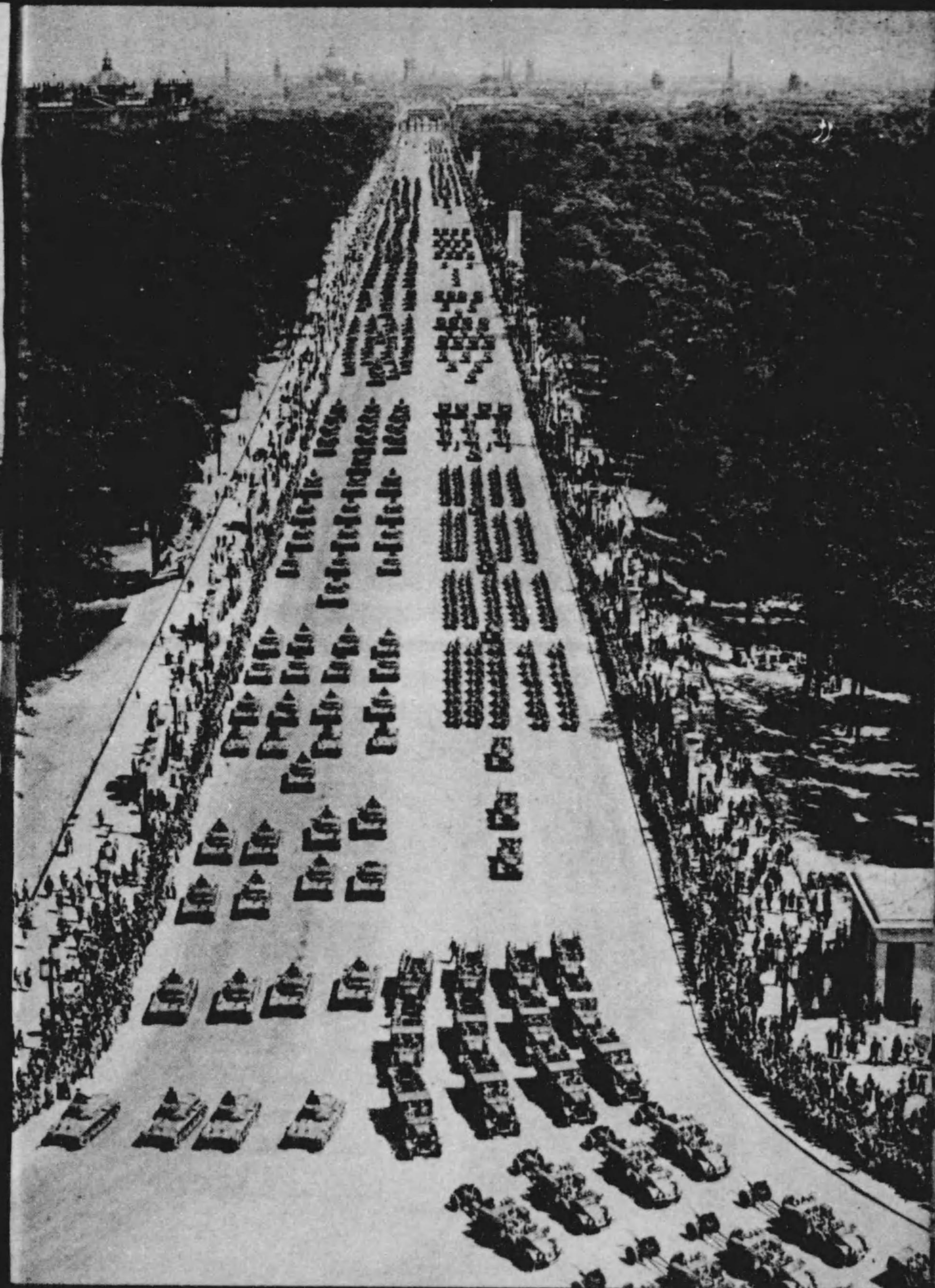


ハインケル爆撃機の結集

秋季演習に於ける歩兵砲隊の行列

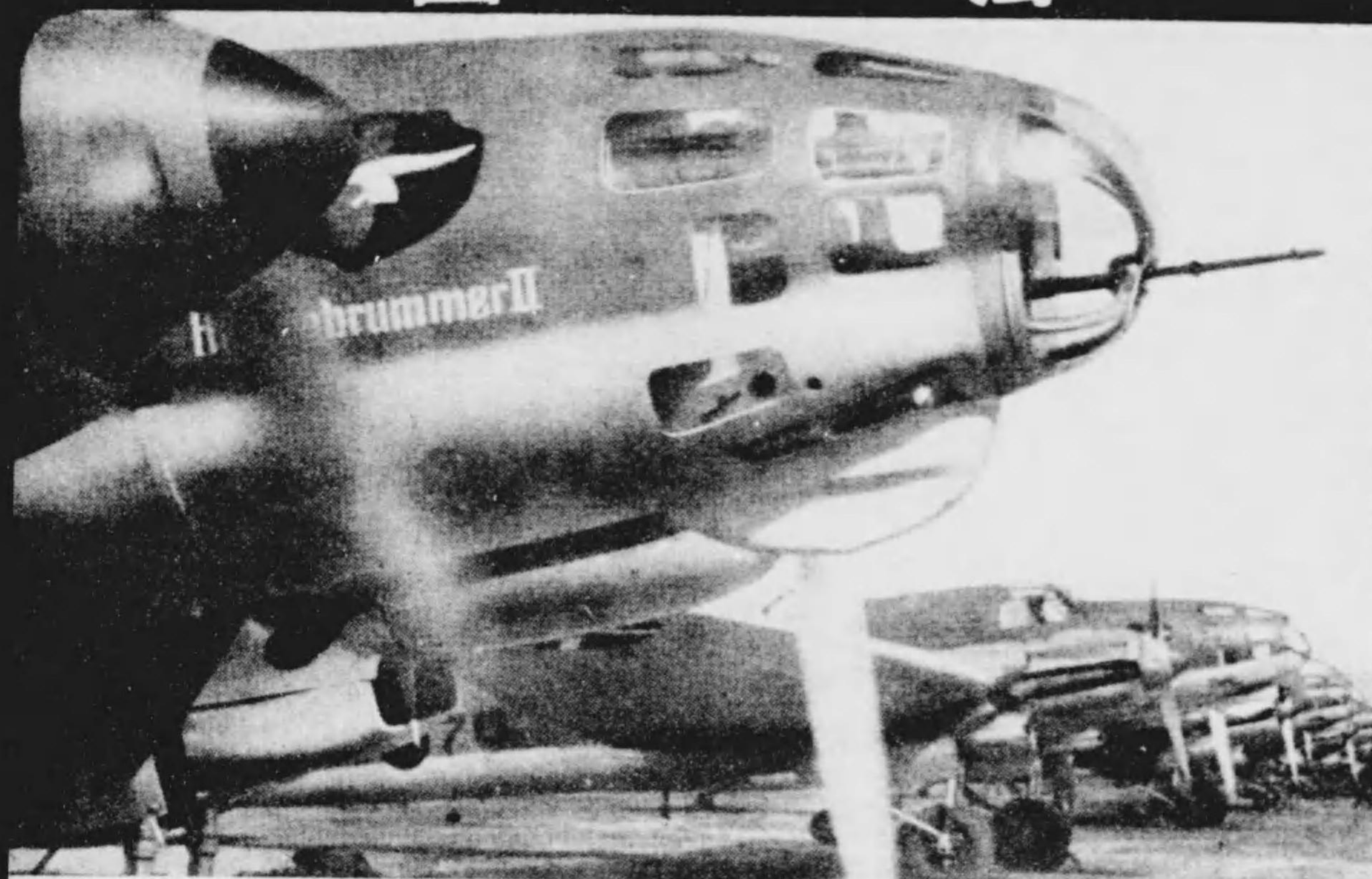


獨 國



精銳を誇る機械化部隊の大進行

獨 國



ハインケル爆撃機の集結

秋季演習に於ける歩兵砲隊の行列

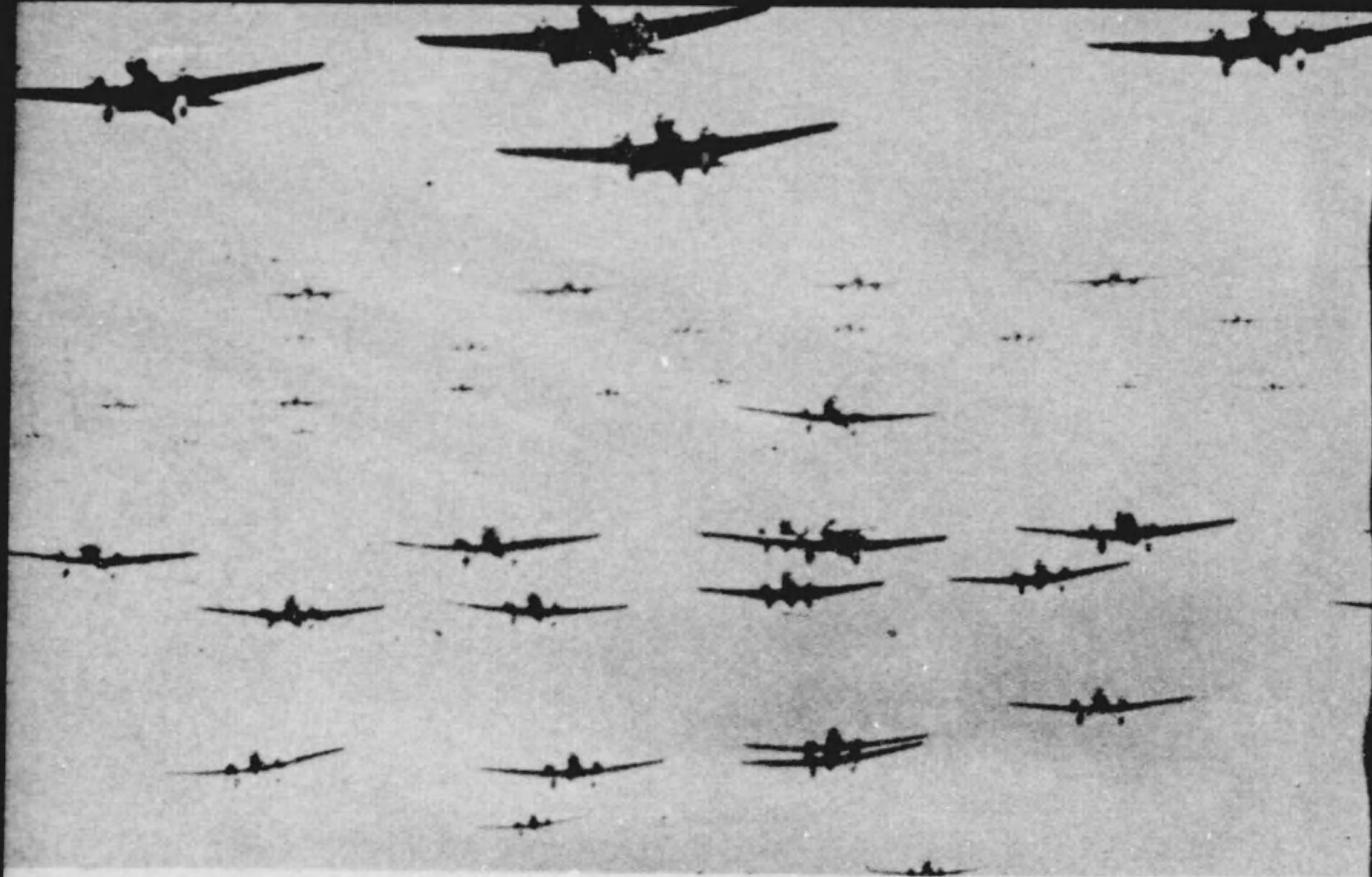


獨 國



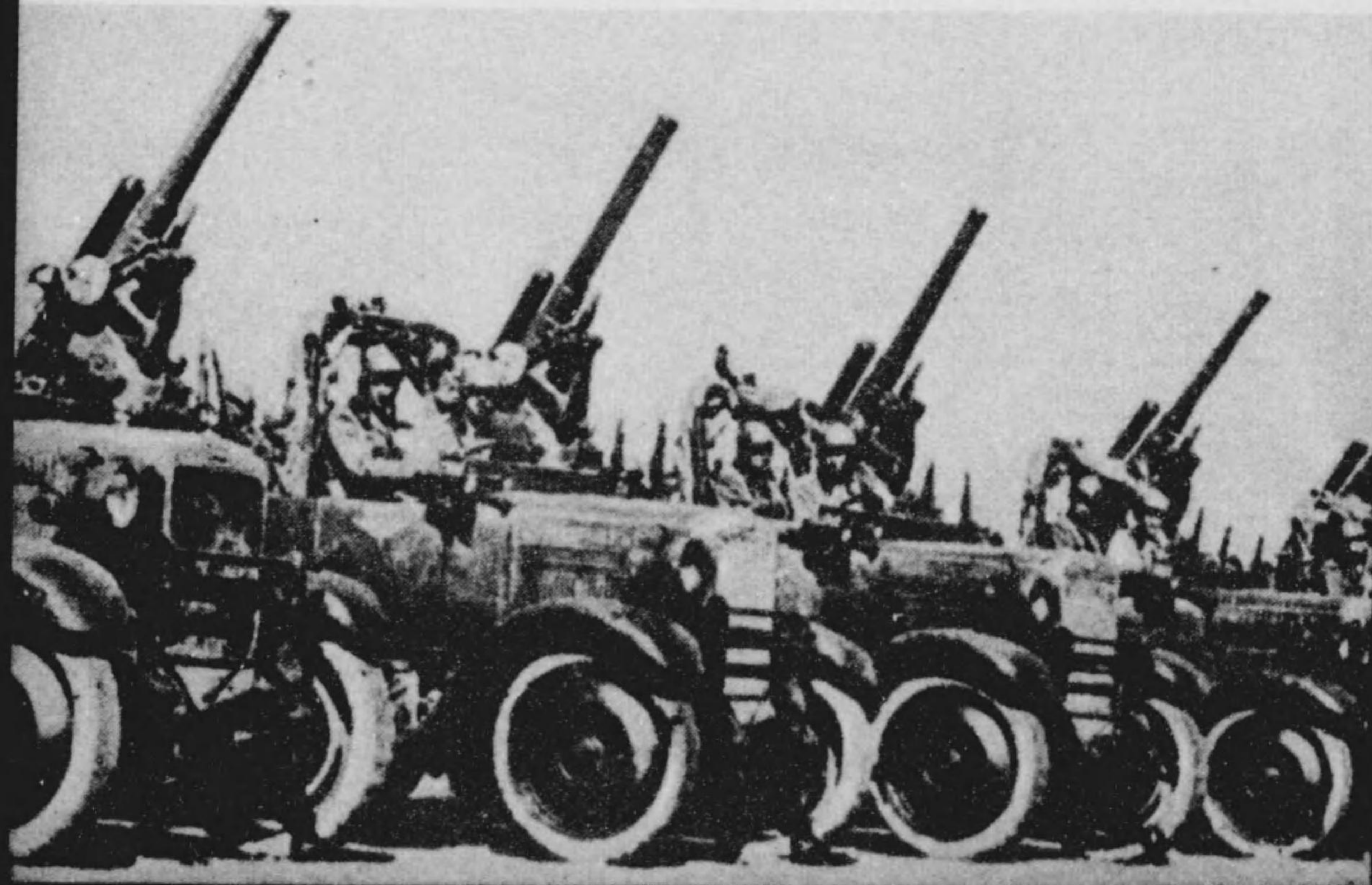
精銳を誇る機械化部隊の大進行

伊 國



大規模な航空演習

高射砲隊の偉容

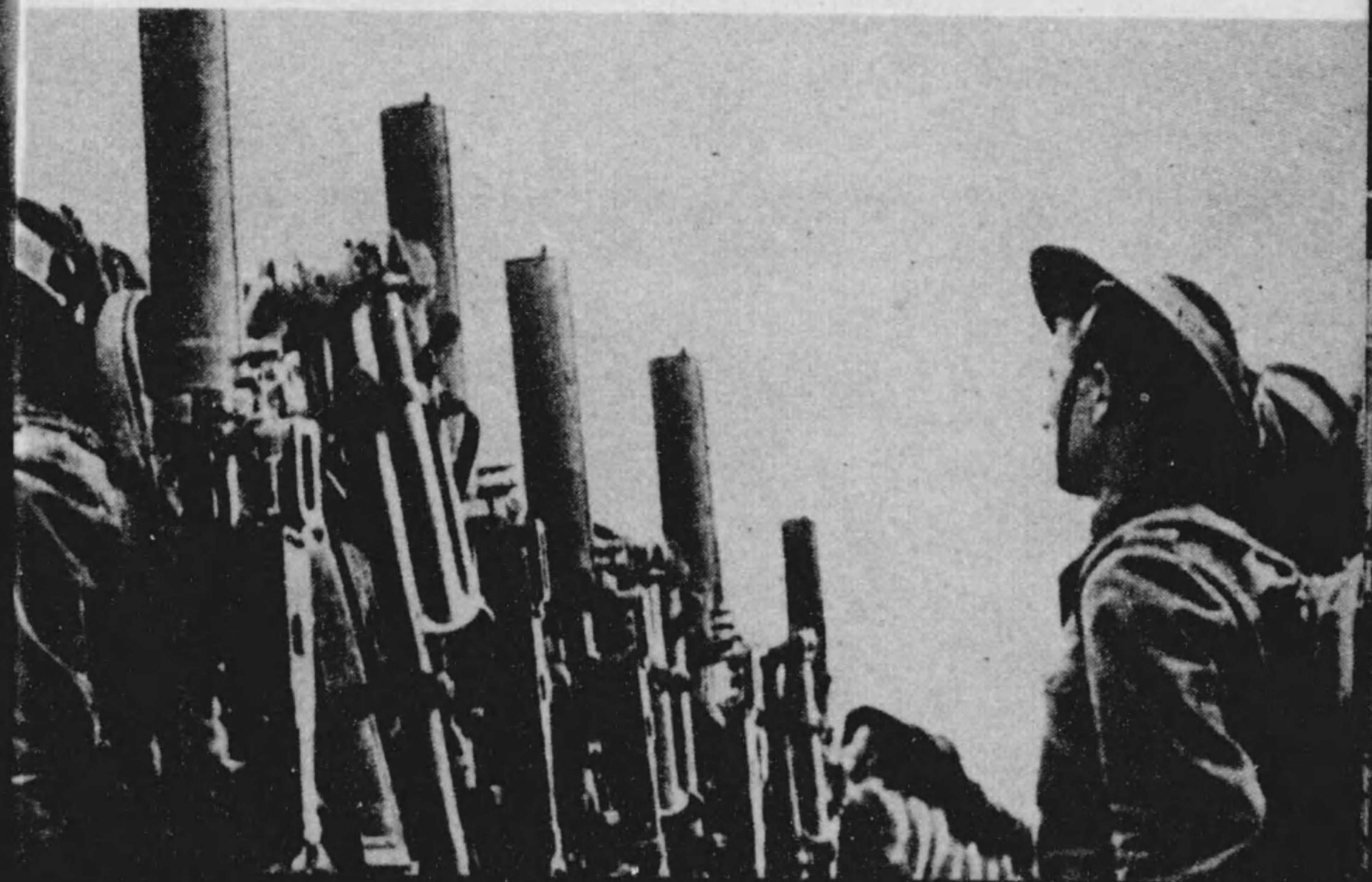


伊 國

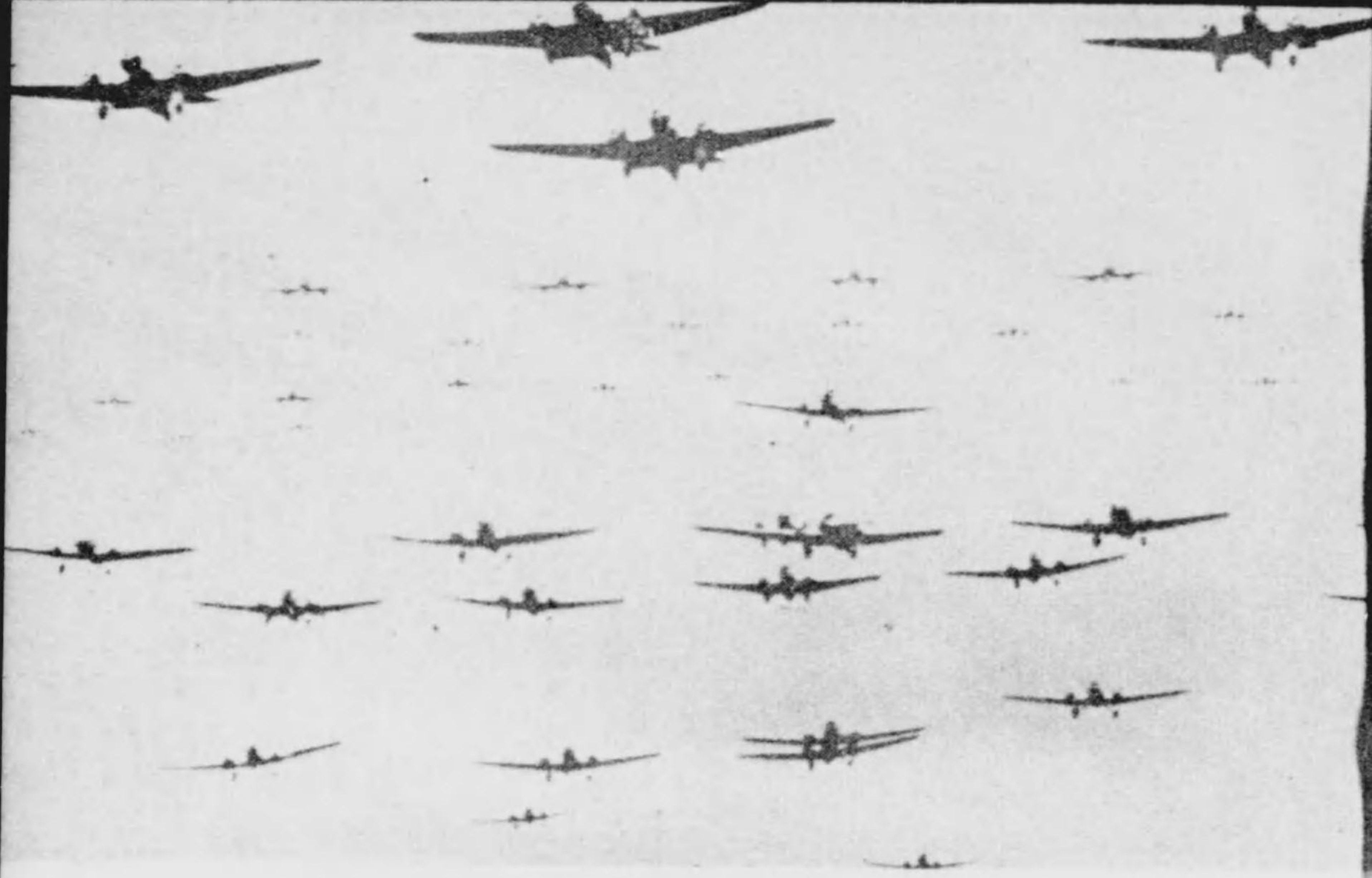


出發準備完了せし戦車隊の鋭

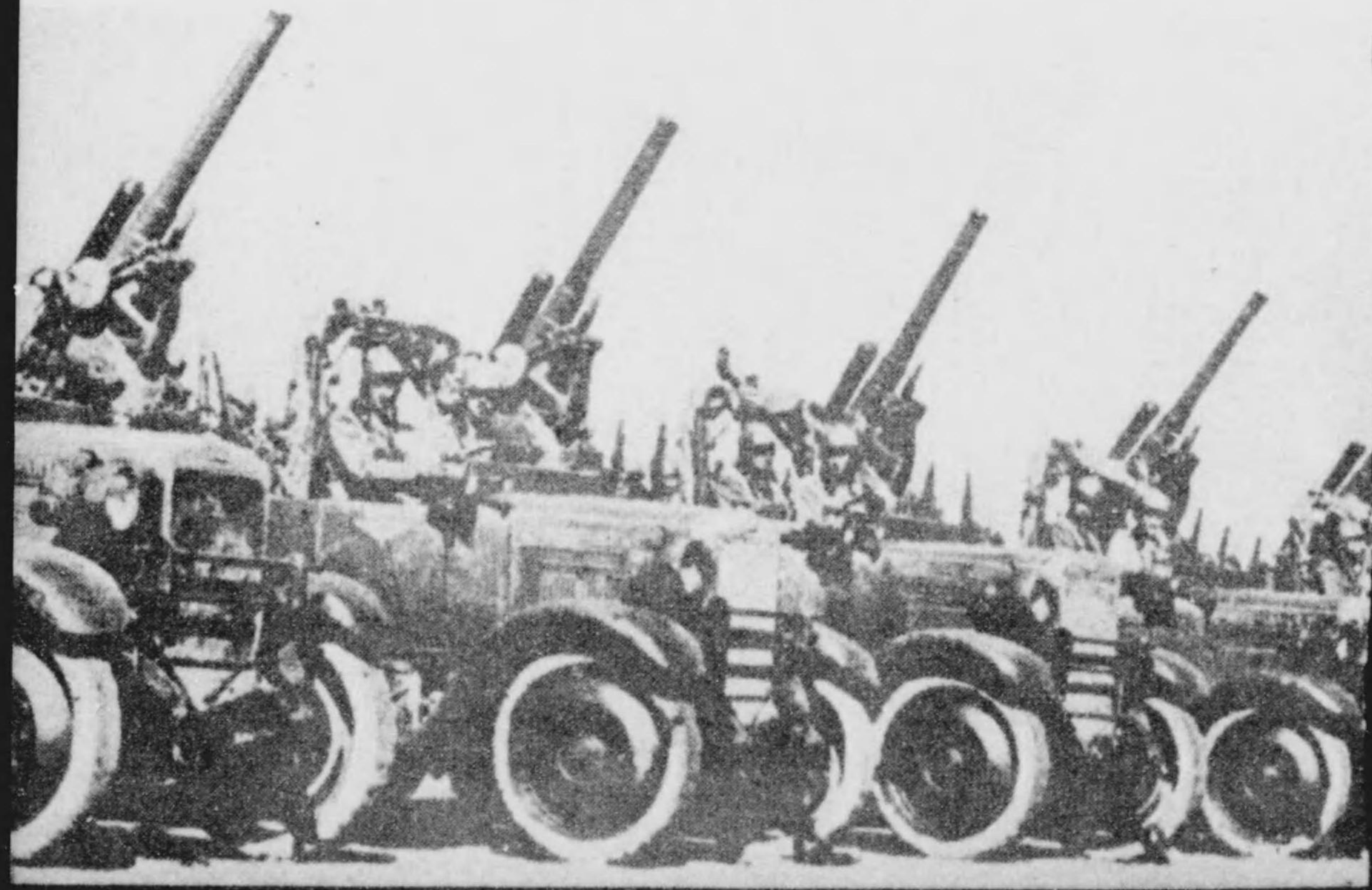
前線に出動する機関銃隊



伊 國



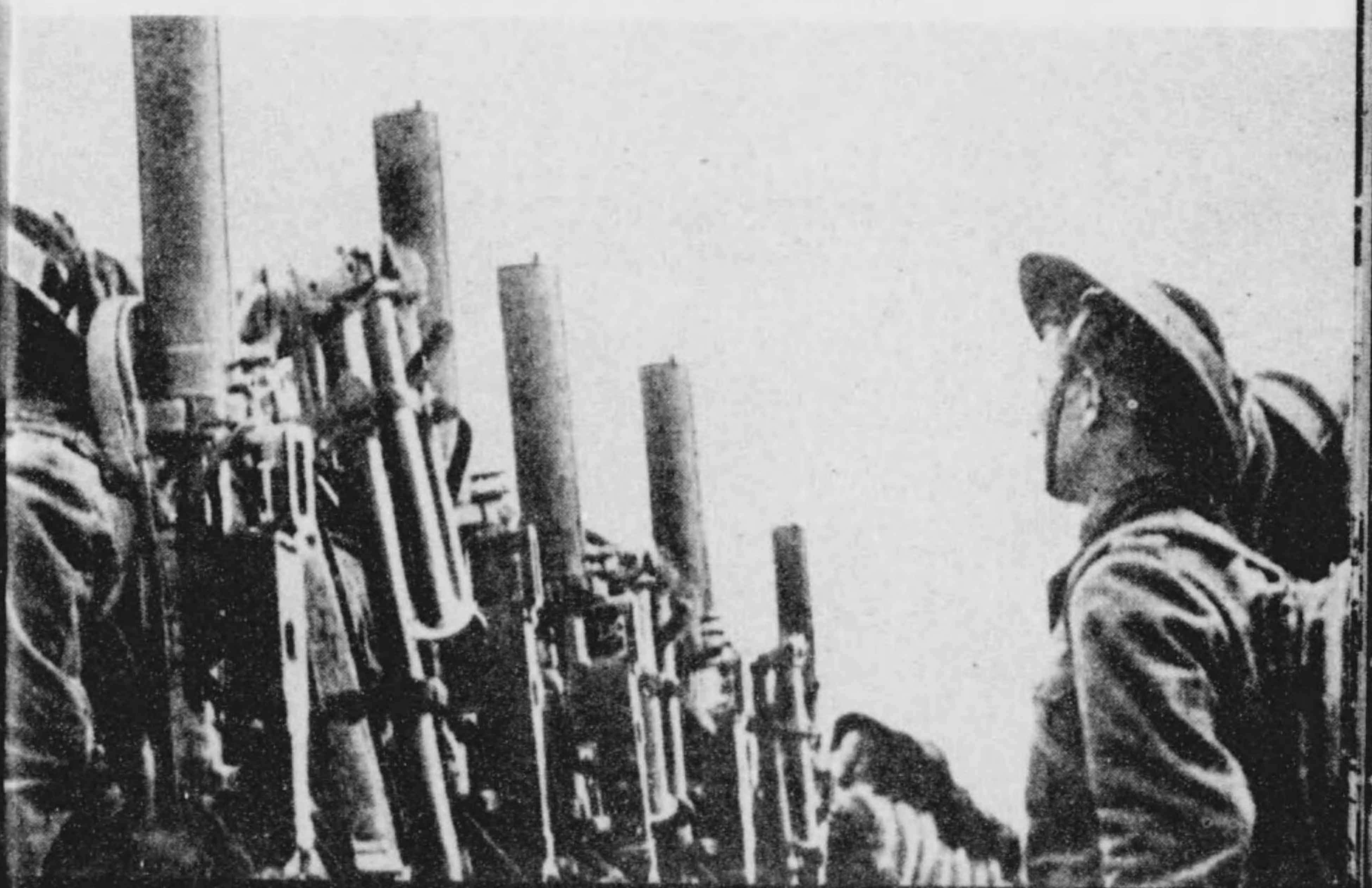
大規模な航空演習  
高射砲隊の偉容



伊 國



出發準備完了せし戦車隊の精銳

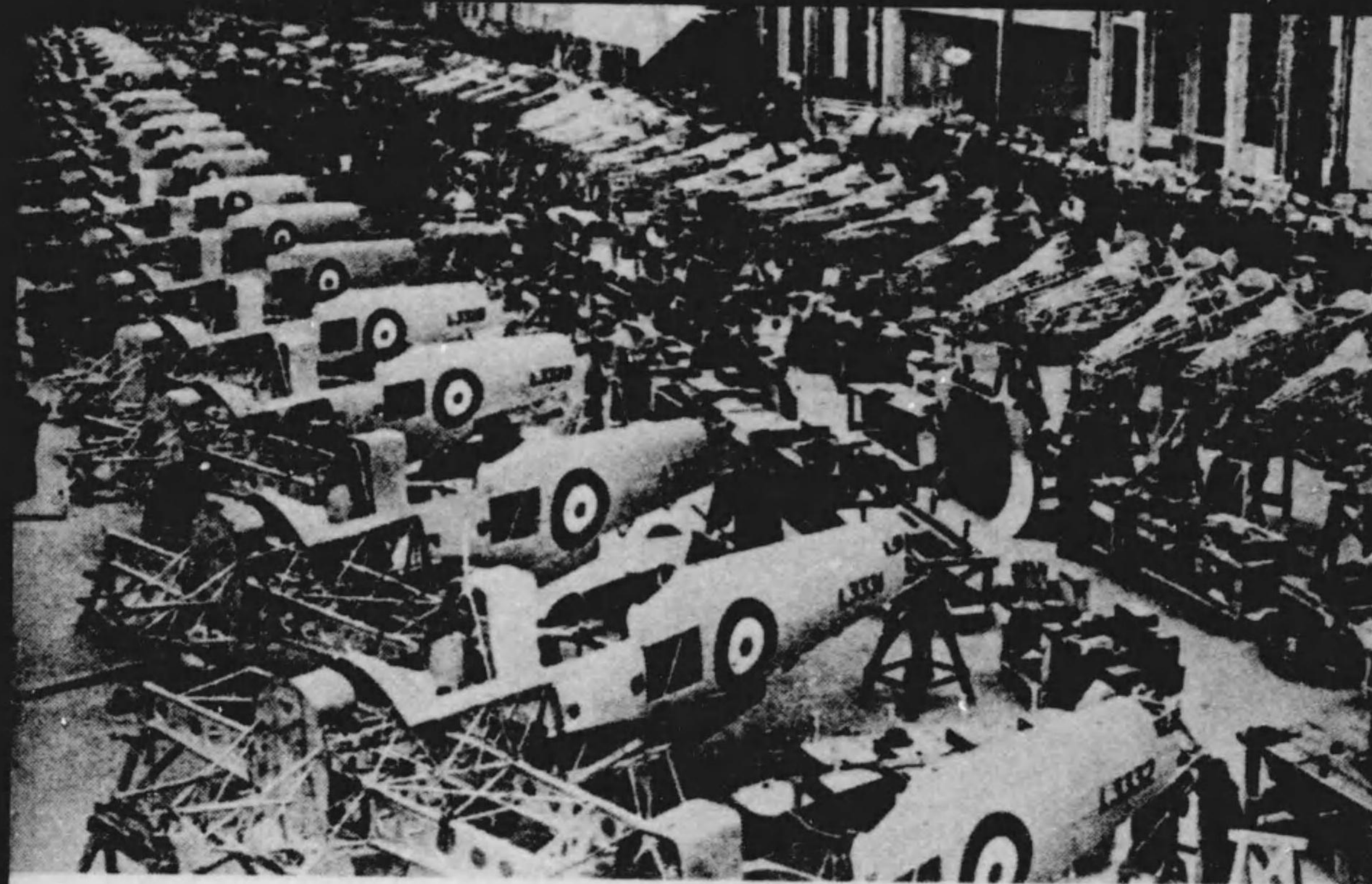


前線に出動す機關銃隊



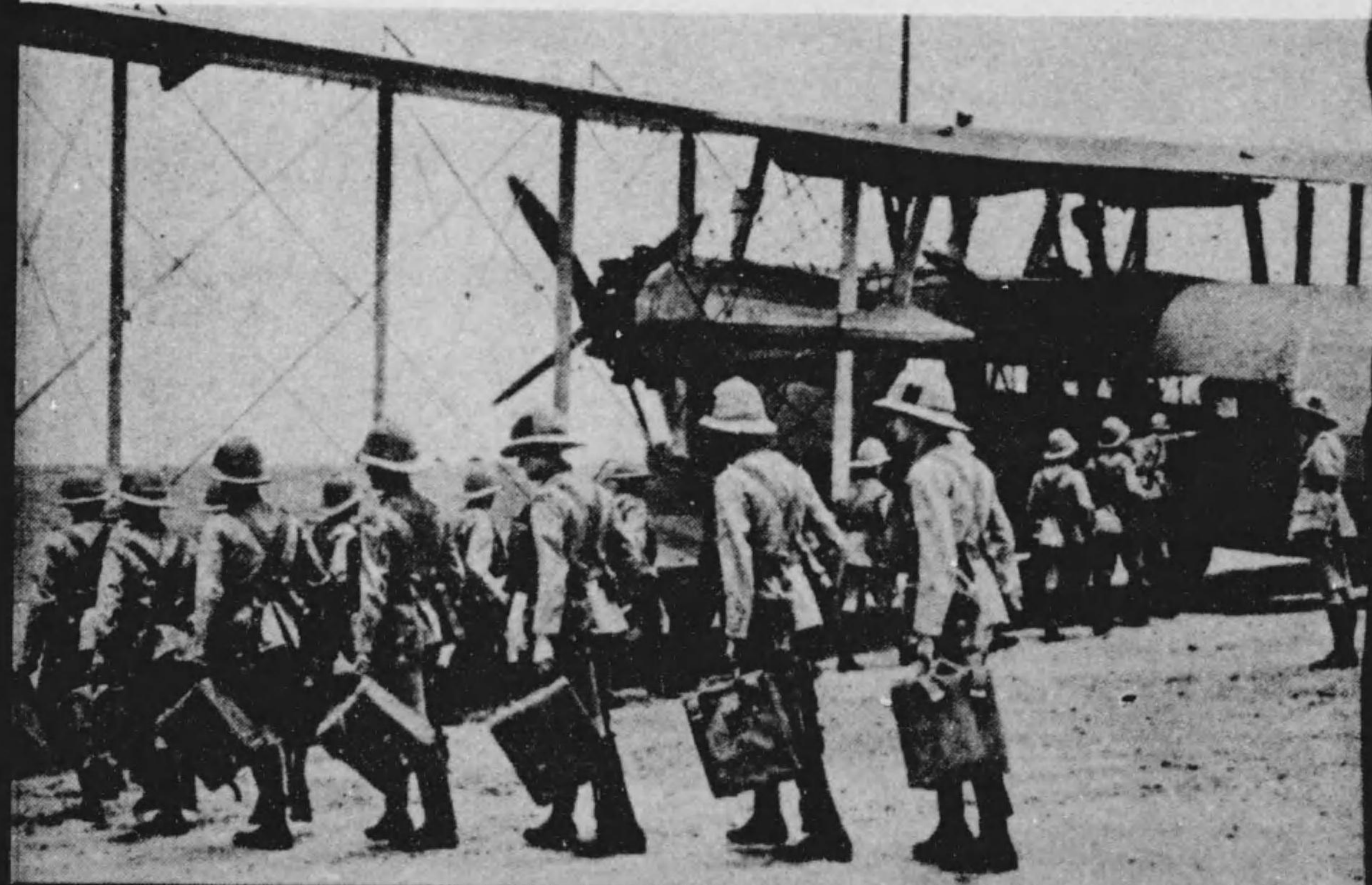
國

英



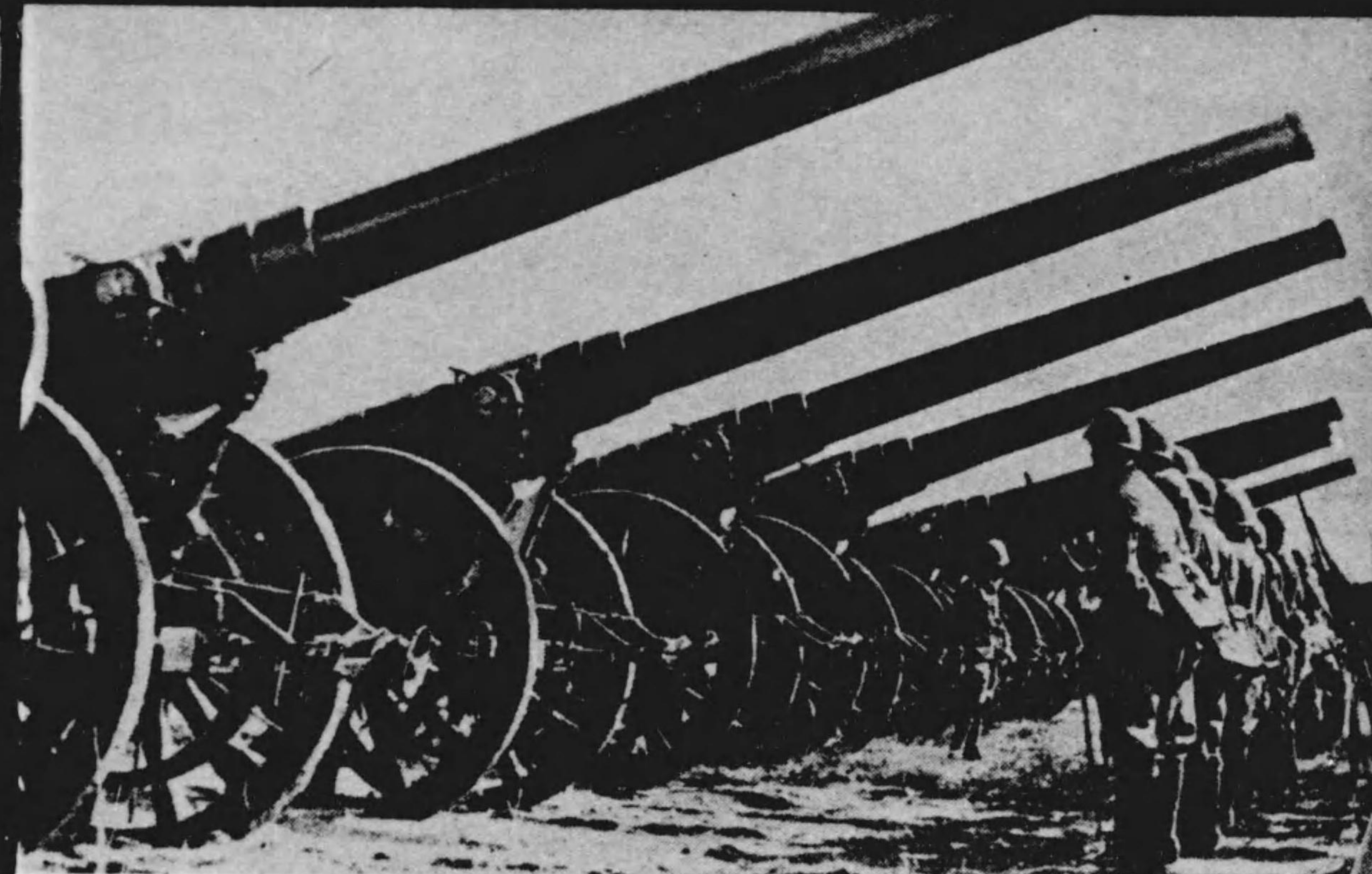
飛行機製作場の一部

ヴィッカース複翼爆撃機輸送機に武装を携へて乗込部隊



國

伊

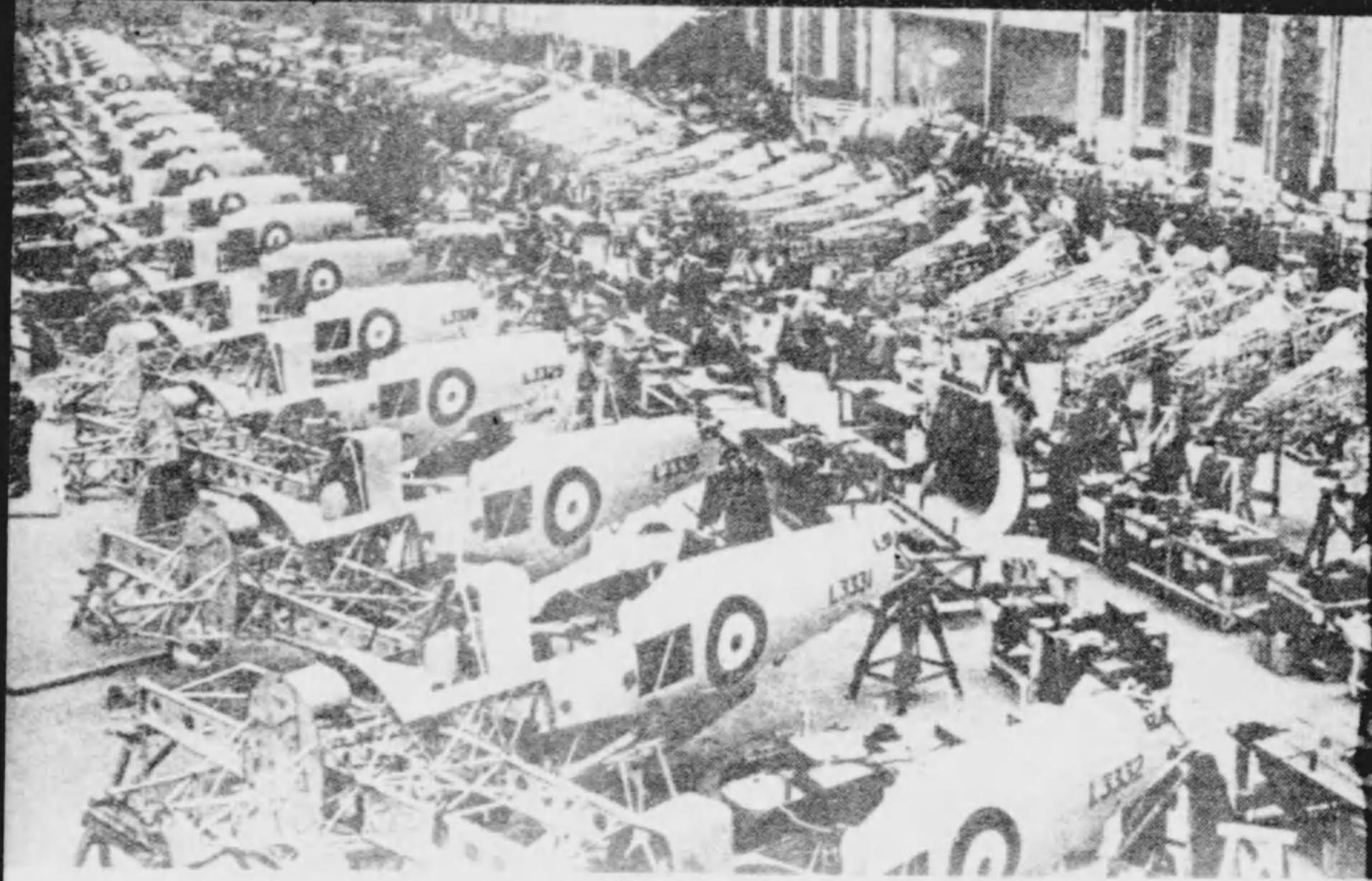


大口徑加農砲部隊

リビヤのタンク隊

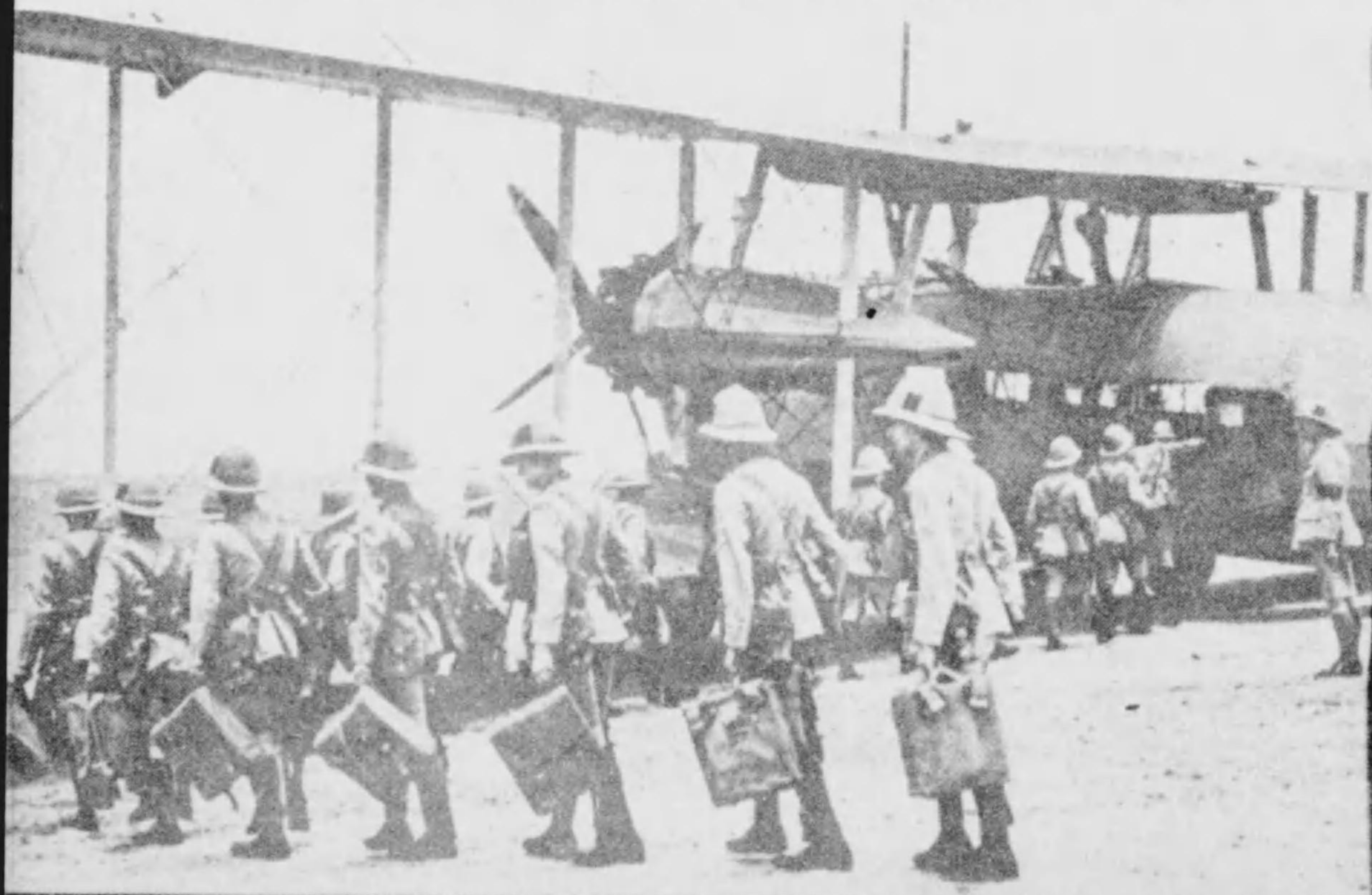


國 英

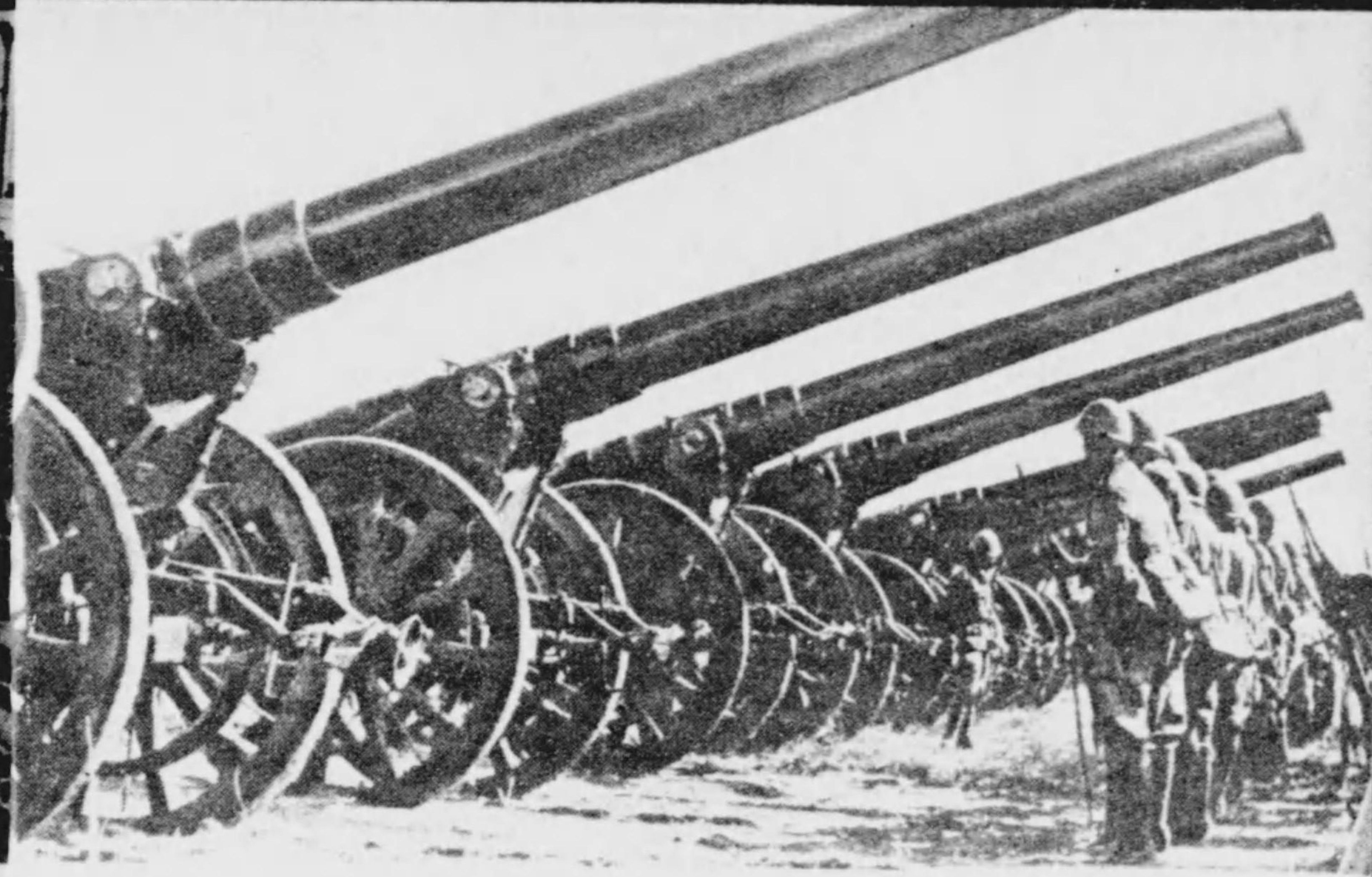


部一の場工製機行飛

隊部む込乗てへ携を装武に機送輸撃爆雷複製スーカウ、ウ



國 伊

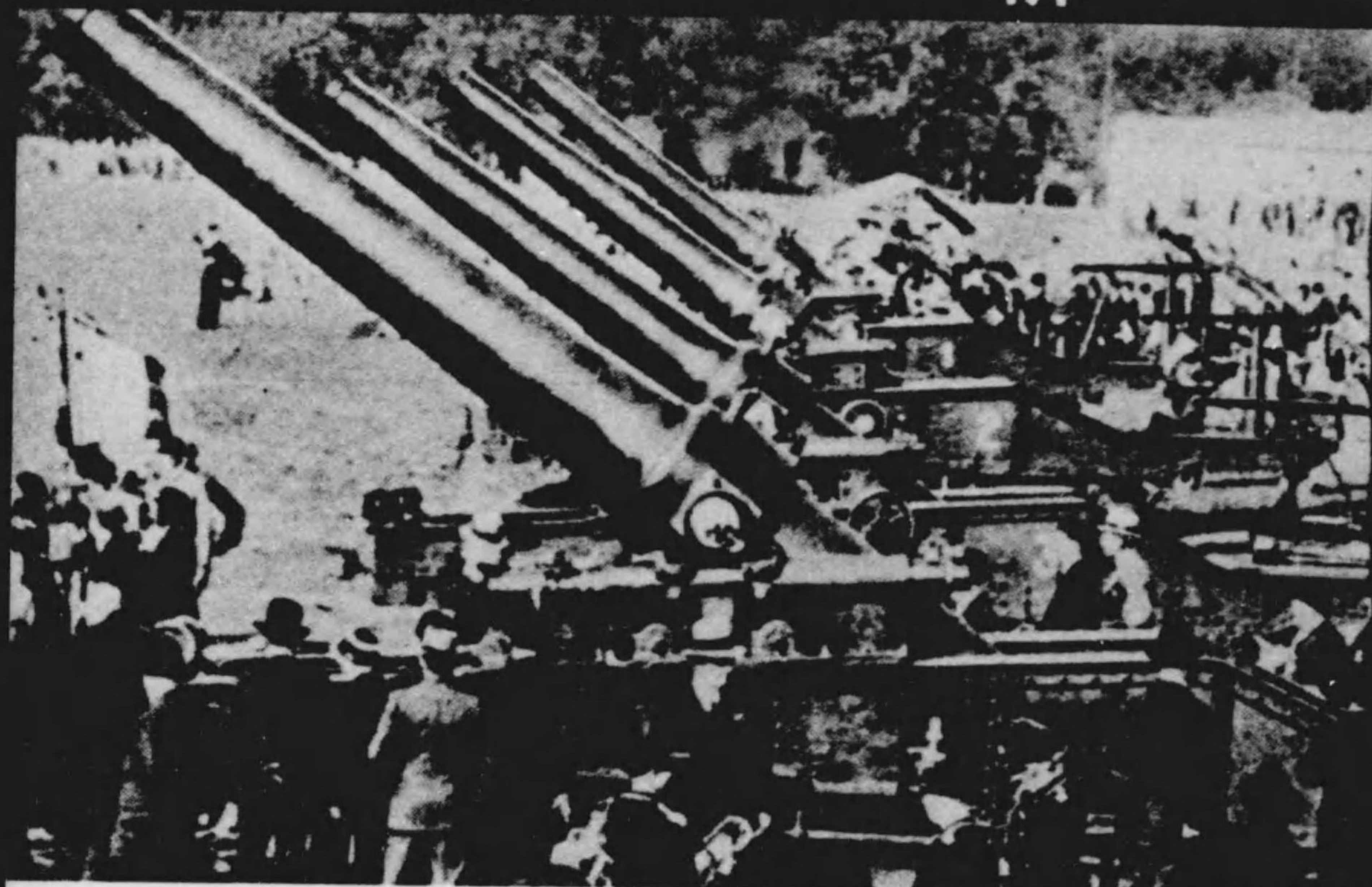


隊部砲農加徑日大

隊クンタのヤビリ

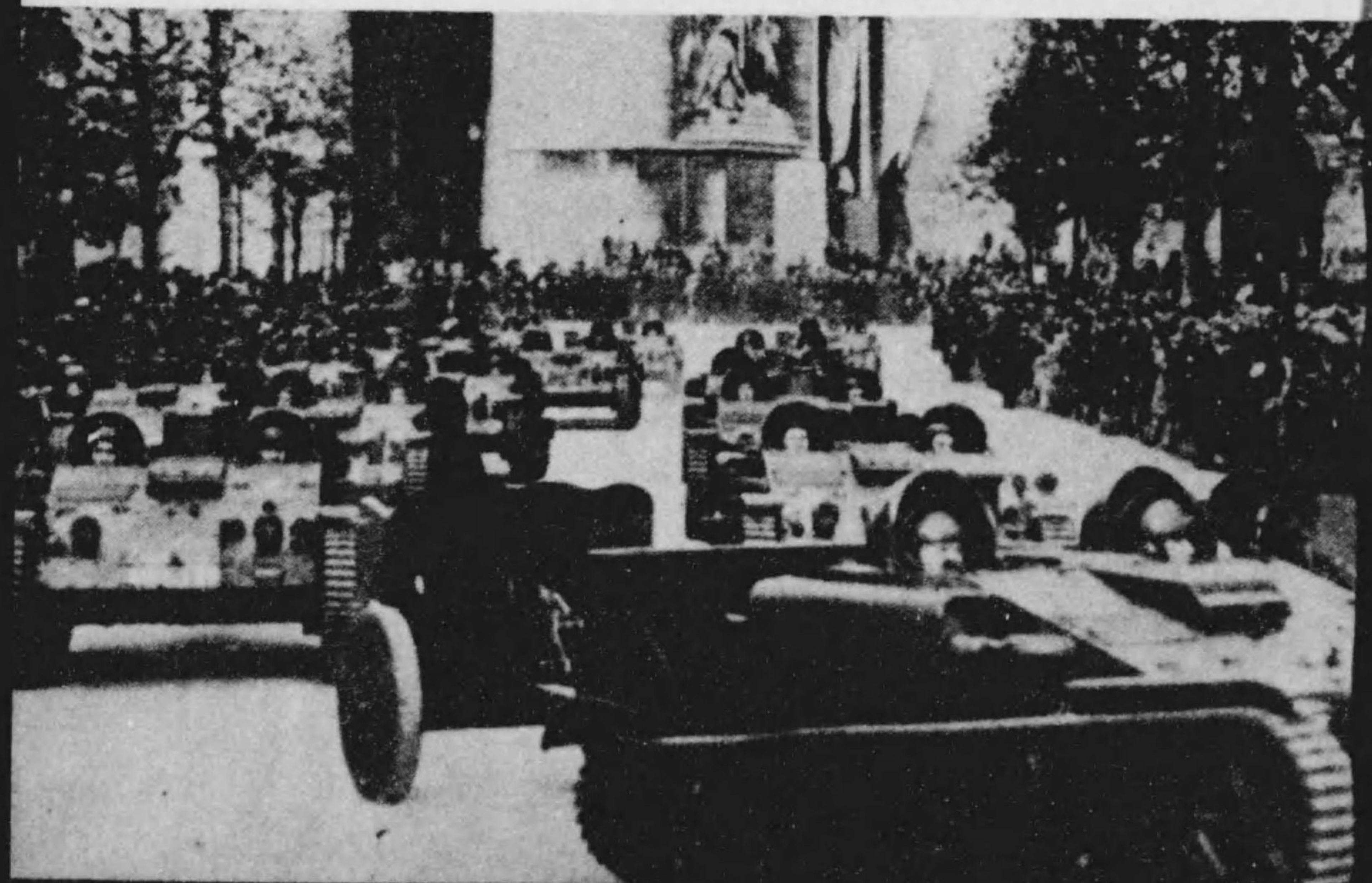


國 佛



隊兵砲重るけ於に近附境國乙獨

隊部化械機るす過通を門旋凱



國 英

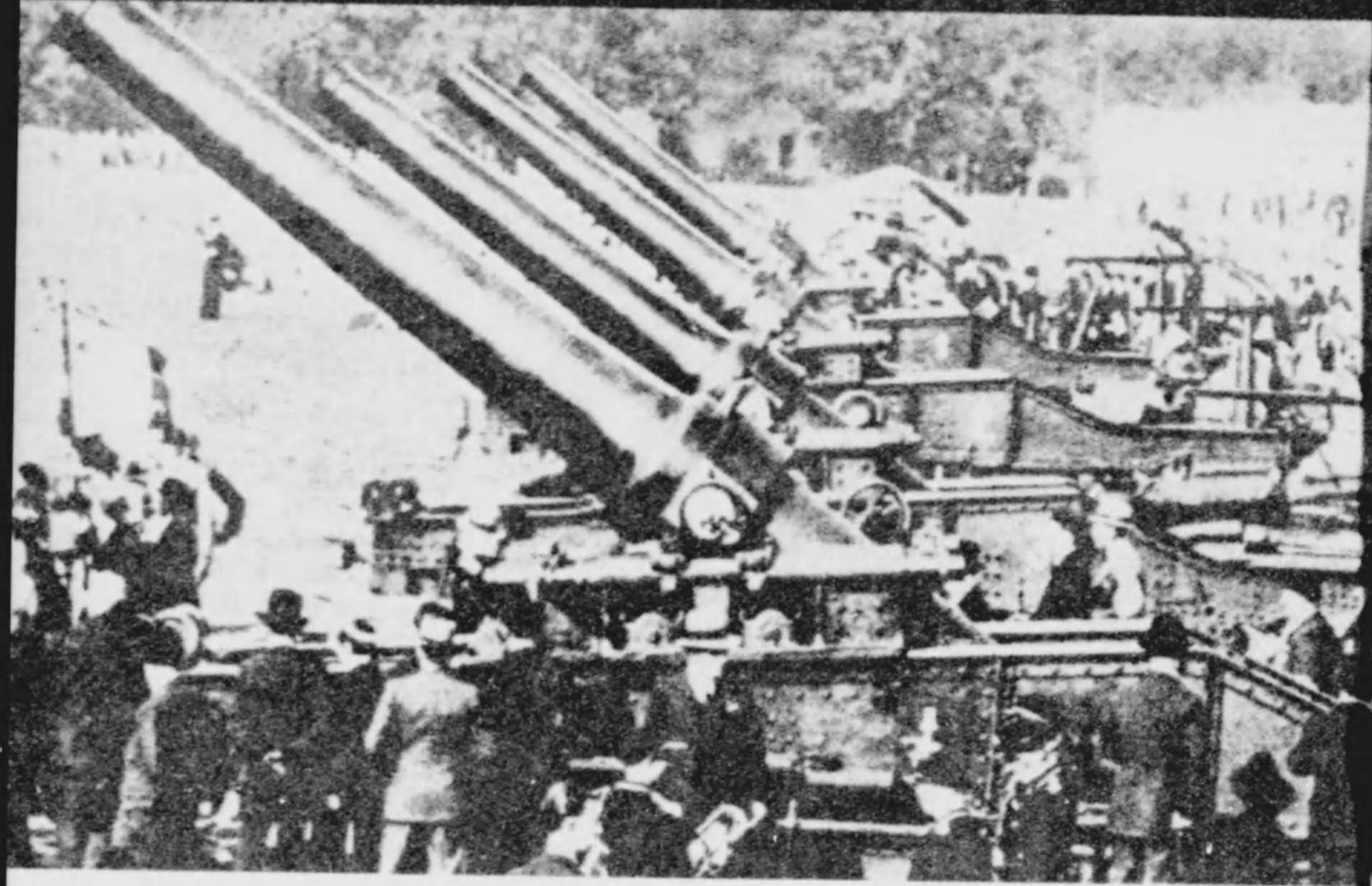


軍行の隊部化械機

隊部甲裝新す示を能性の有特

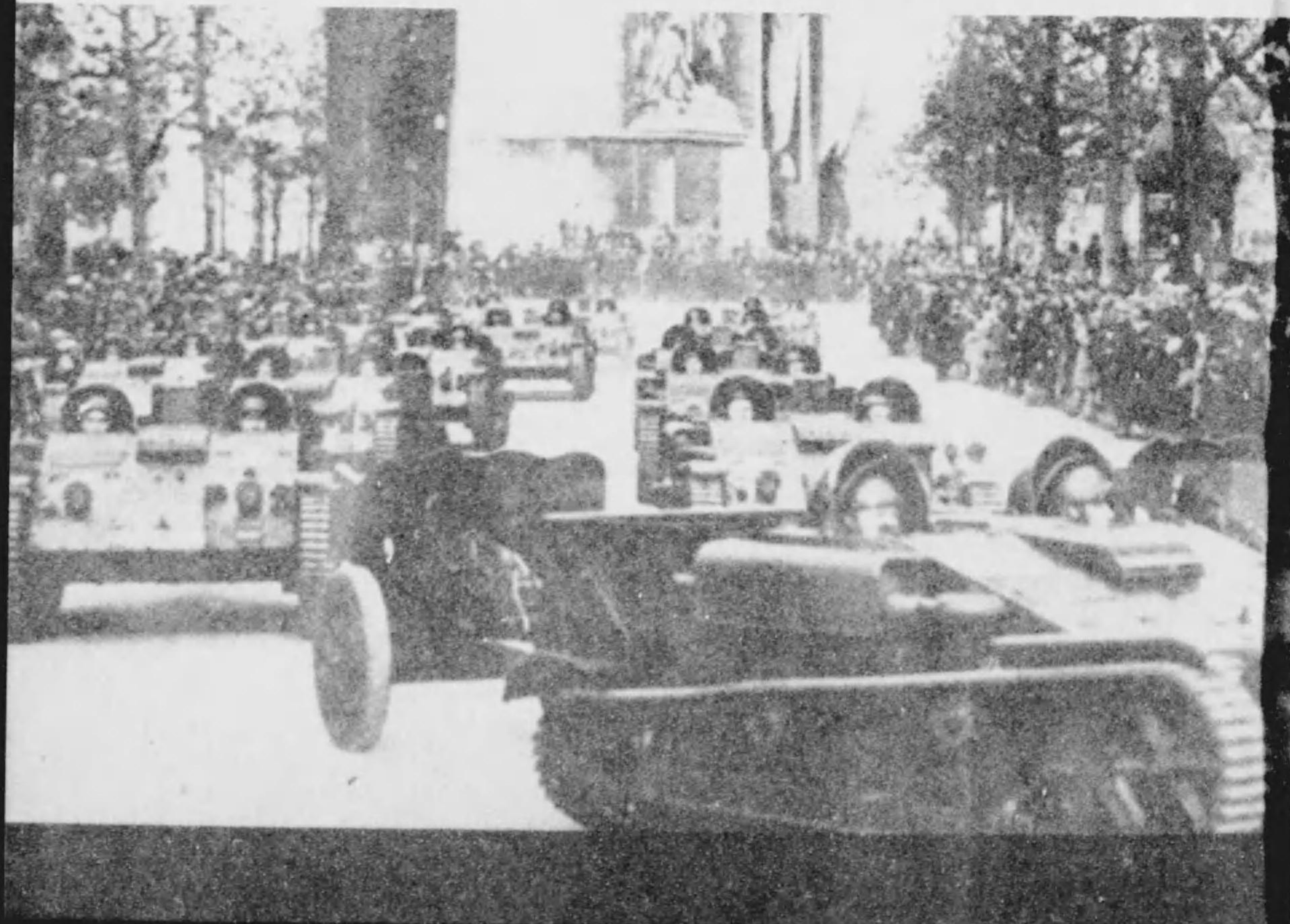


國 佛



隊兵砲重るけ於に近附境國乙獨

隊部化械機るす過通を門旋凱



國 英

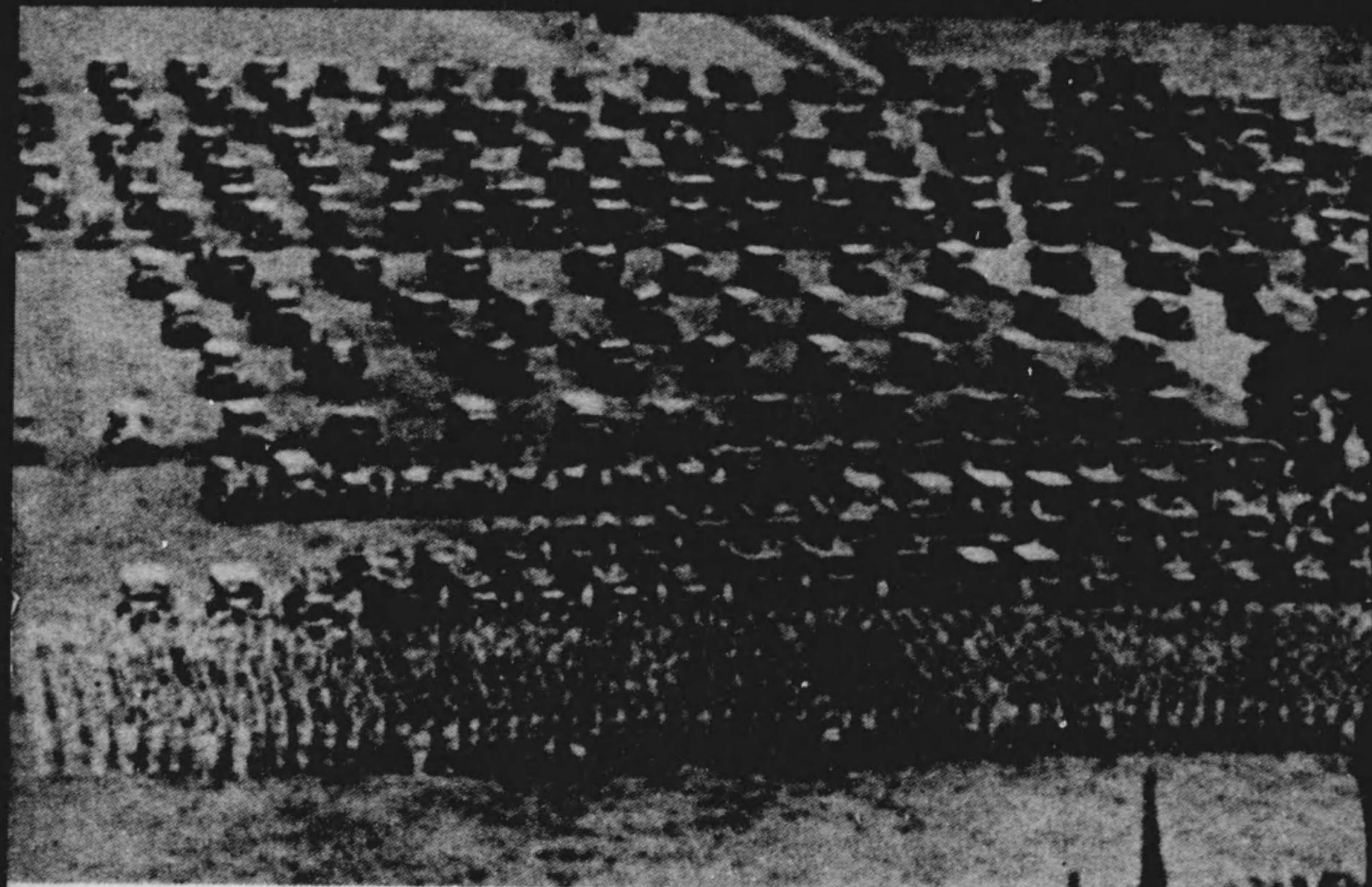


軍行の隊部化械機

隊部甲裝新す示を能性の有特

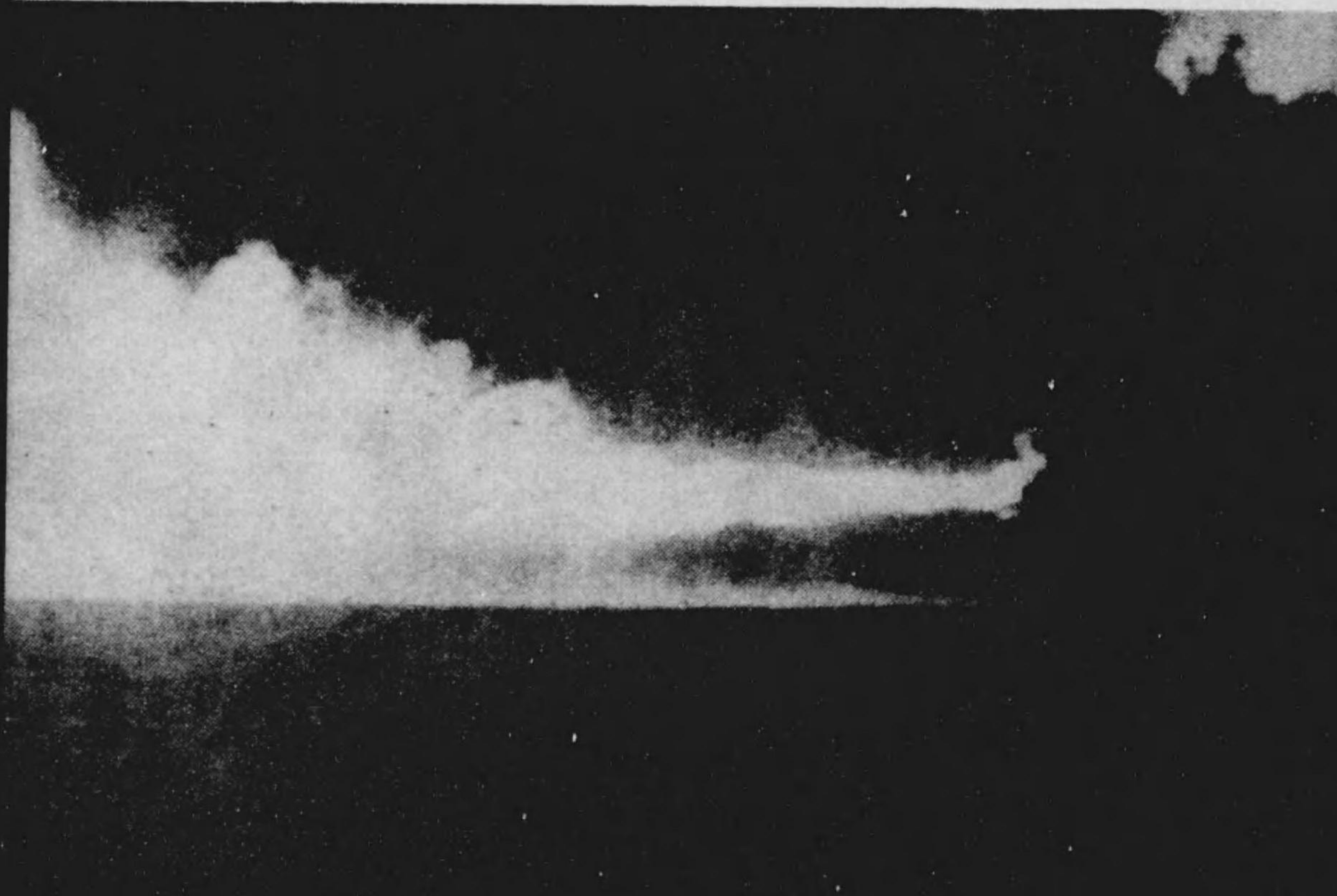


國 米

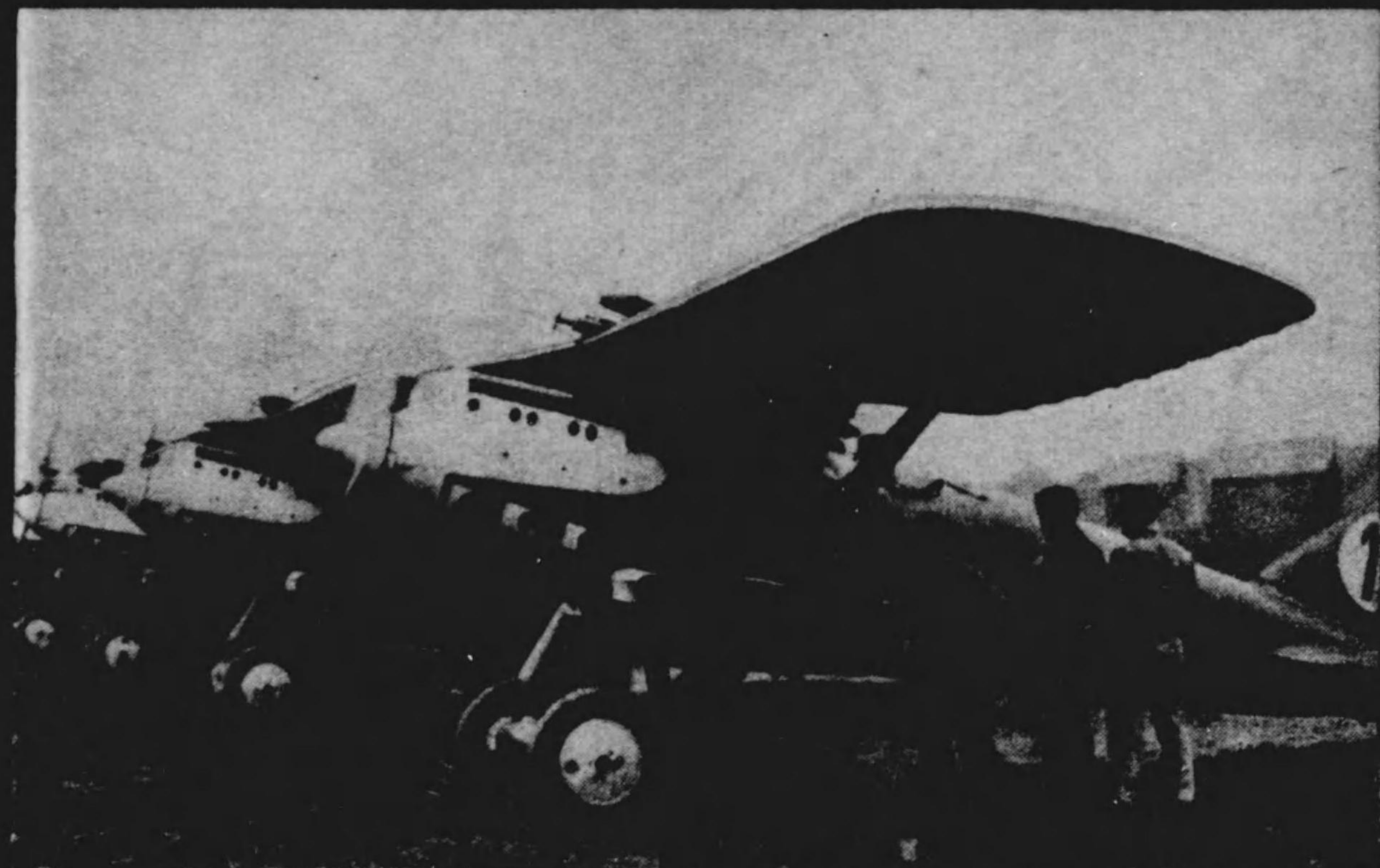


(團兵步載車) 團 師 化 線 流

車 戰 焰 火 る す 揮 發 を 力 偉

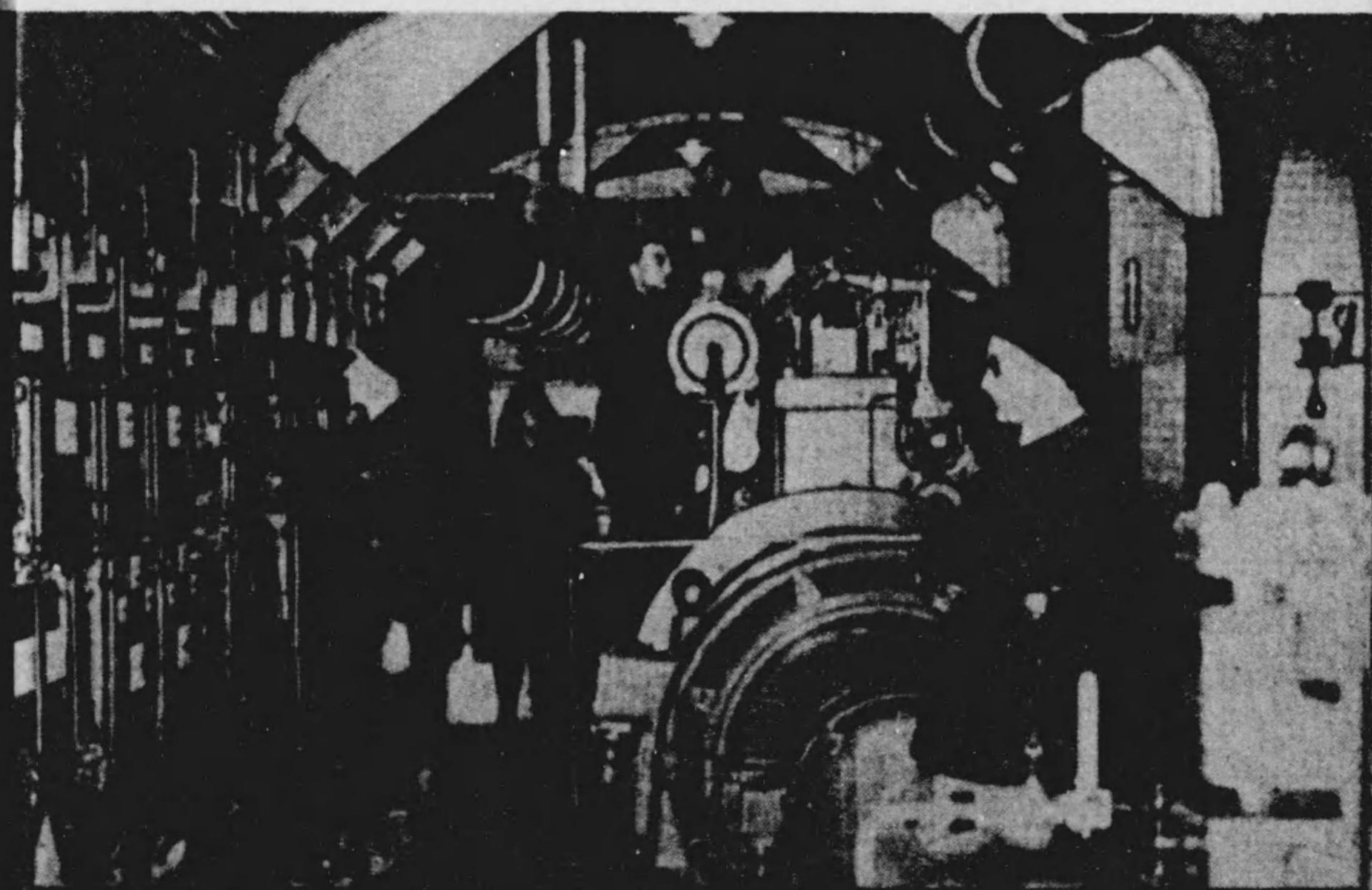


國 佛

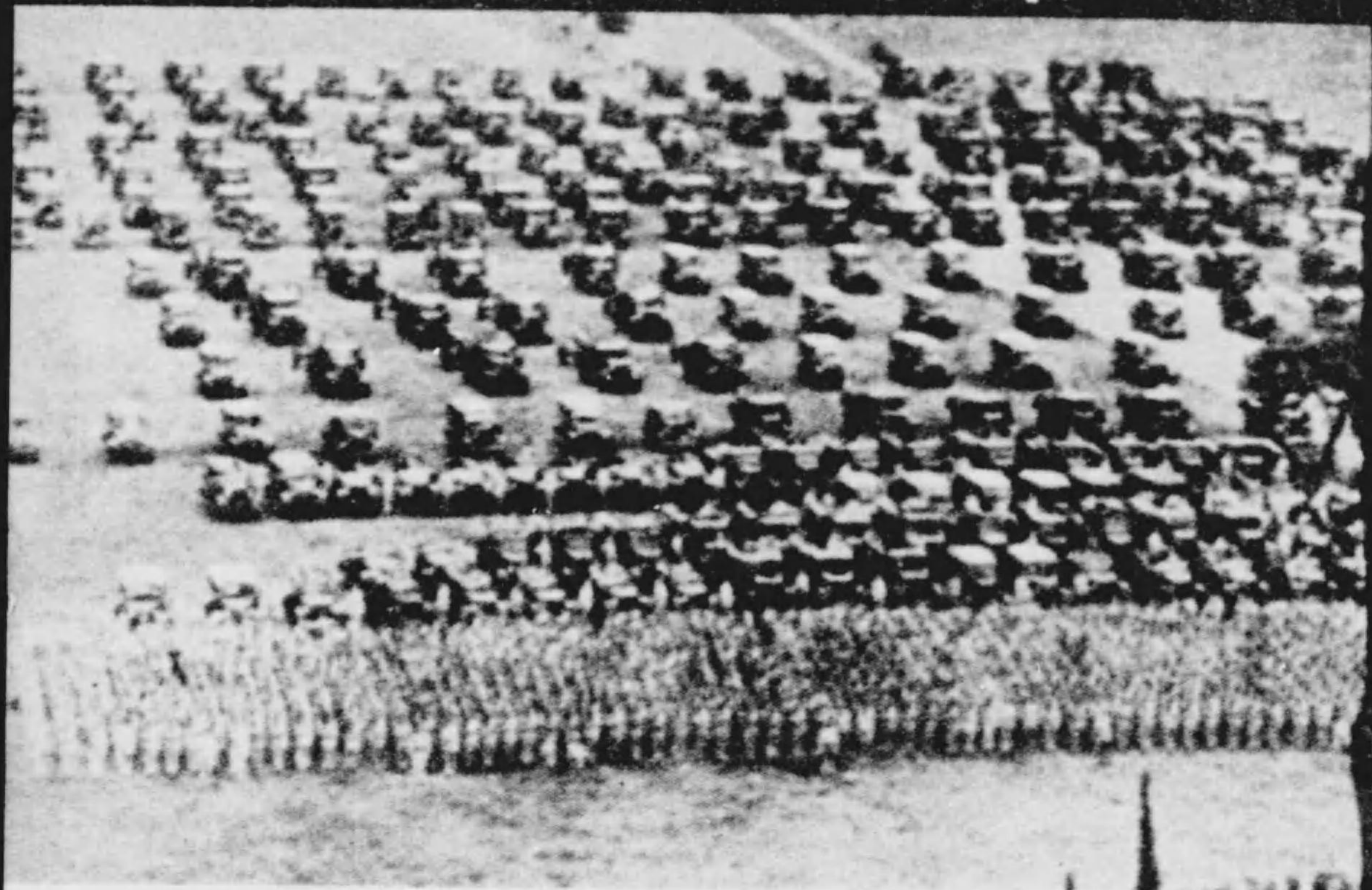


銳 精 の 隊 部 闘 戰 軍 空 る 誇 を 統 傳

部 氣 電 の 内 線 塞 要 ノ ジ マ



國 米



（團兵步載車）團師化線流

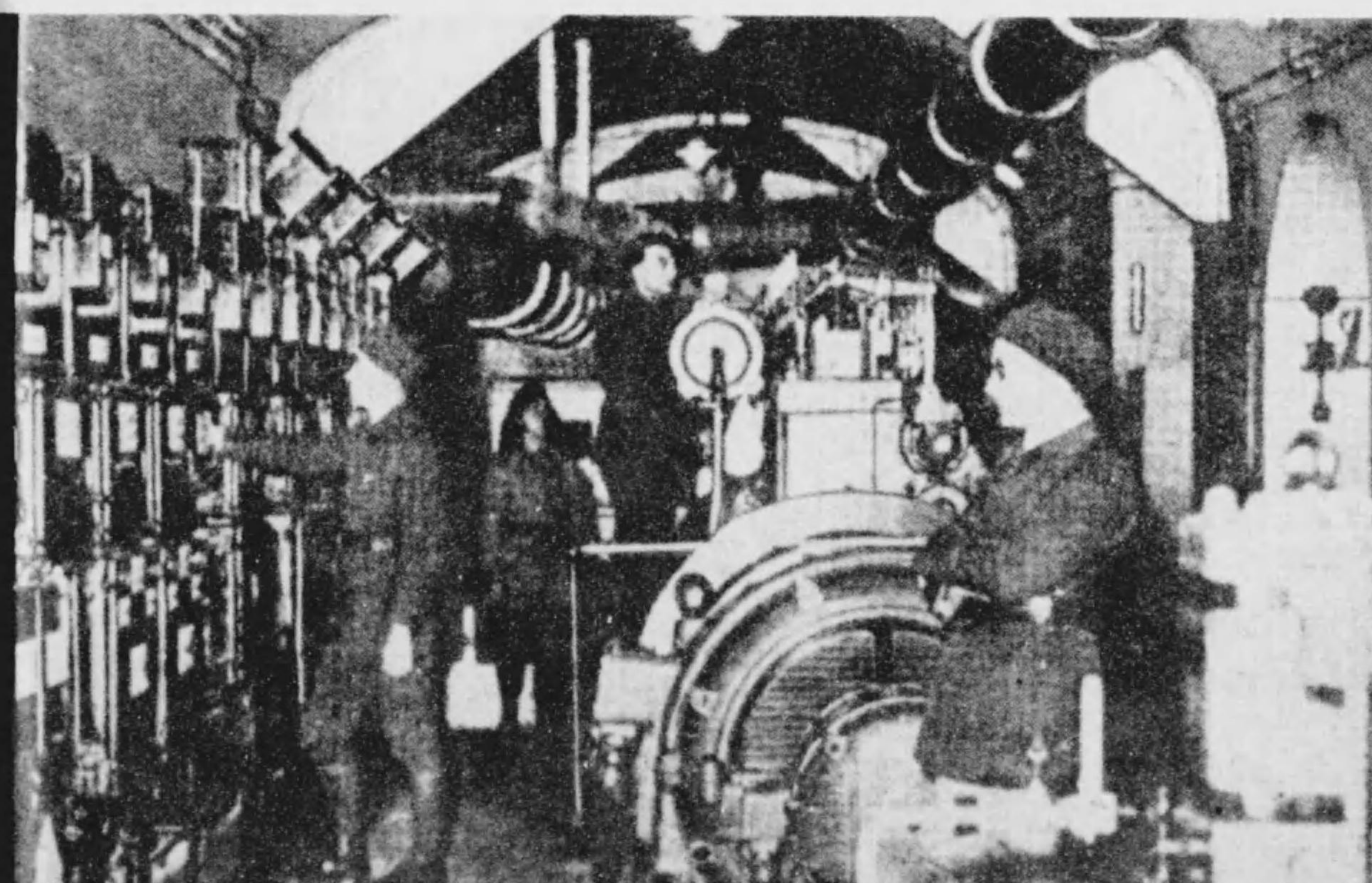
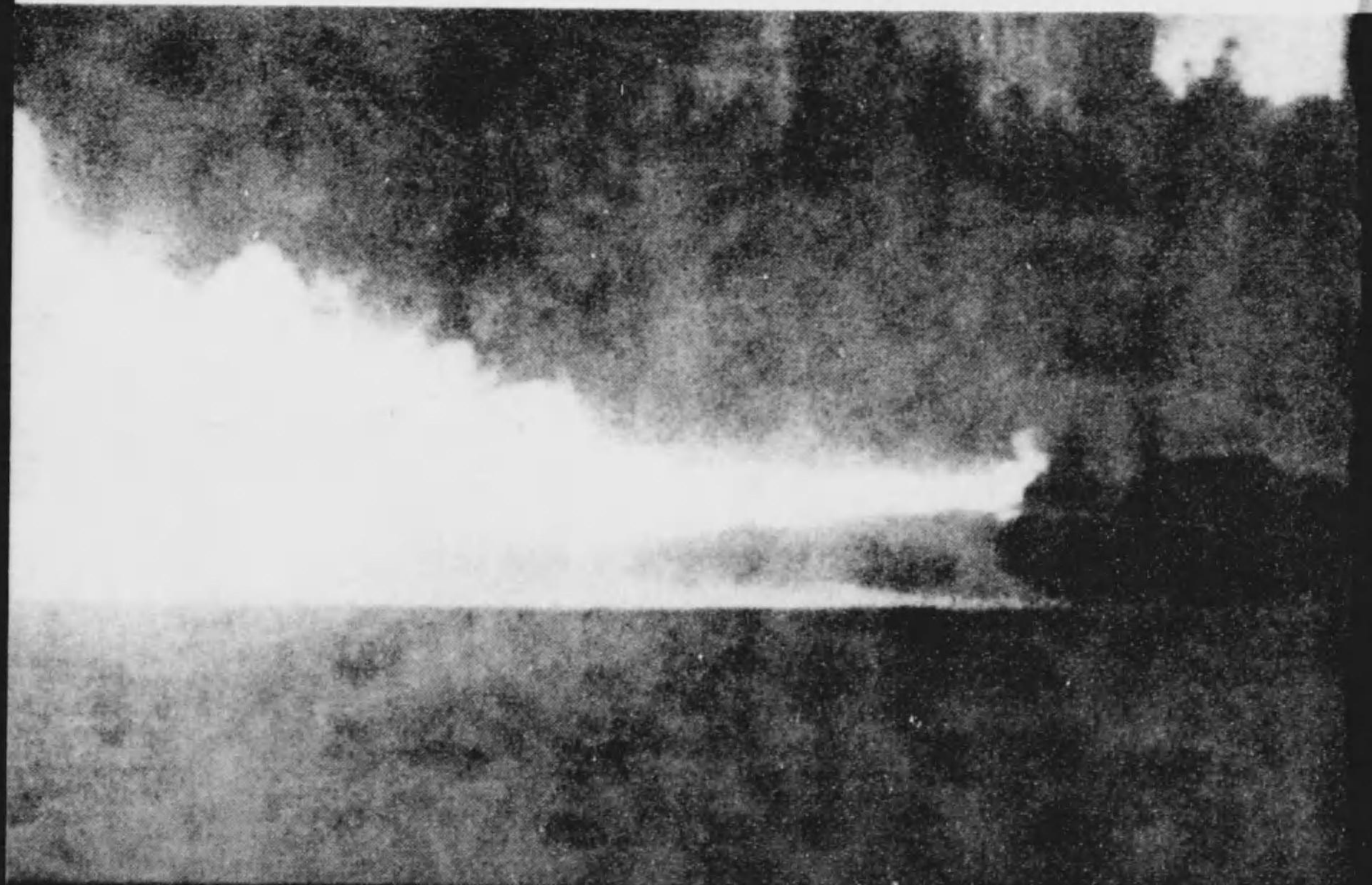
車戰焰火るす揮發を力偉

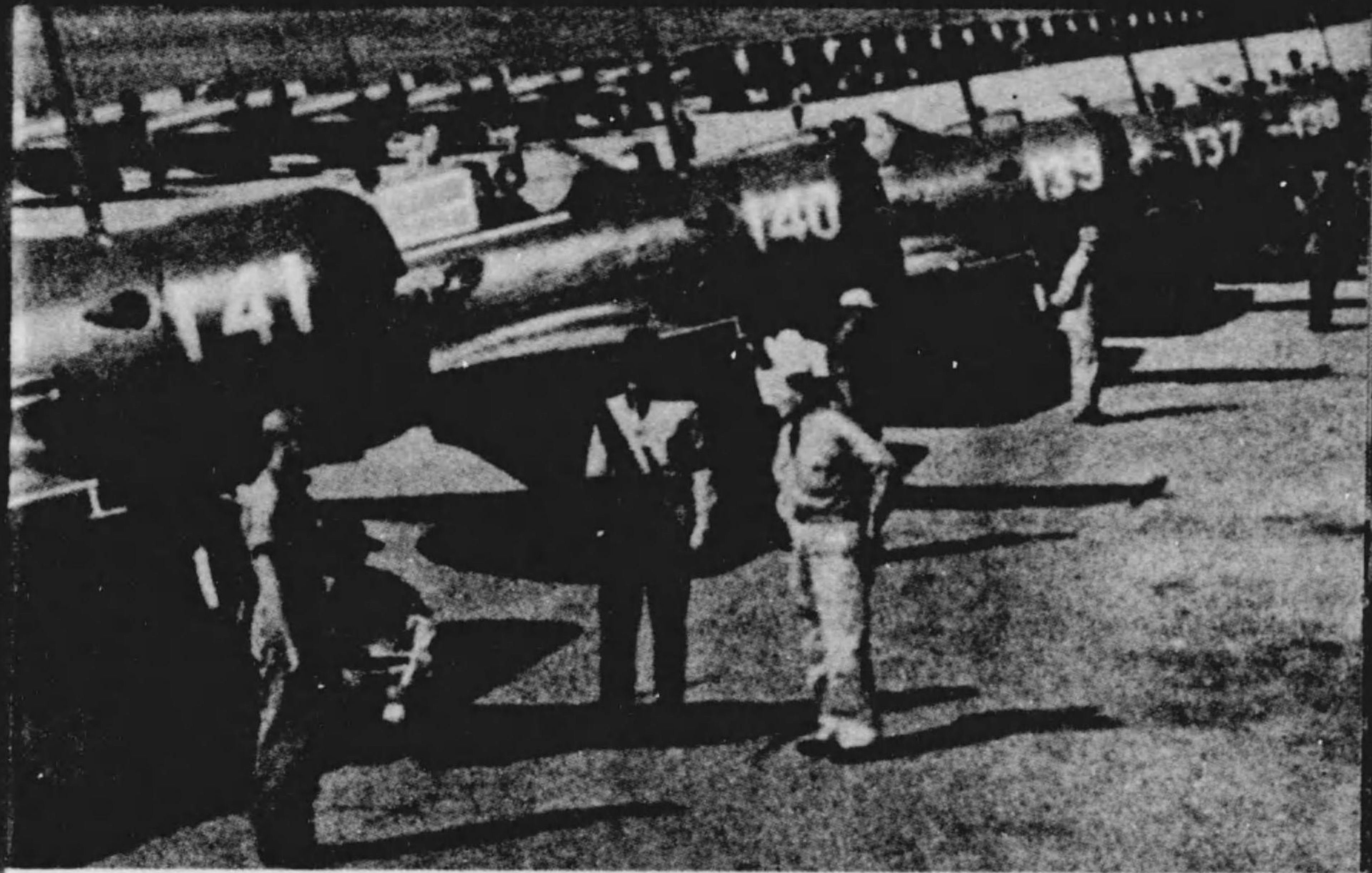
國 佛



銳精の隊部開戰軍空る誇を統傳

部氣電の内線塞要ノジマ





隊行飛るけ於に場行飛フルドンラ



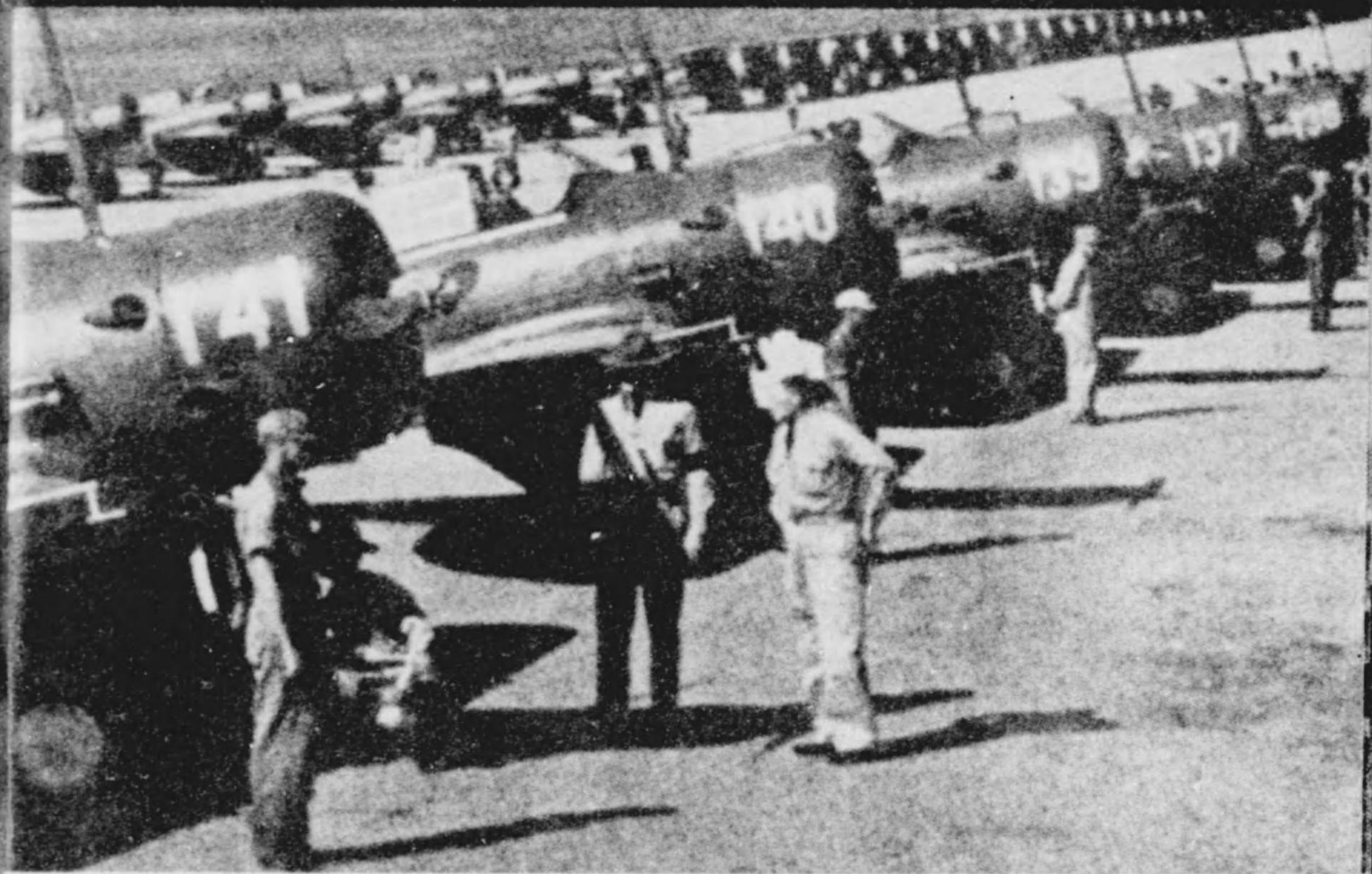
隊砲野の軍屯駐イワハ

昭和十五年版 帝國及列國の陸軍

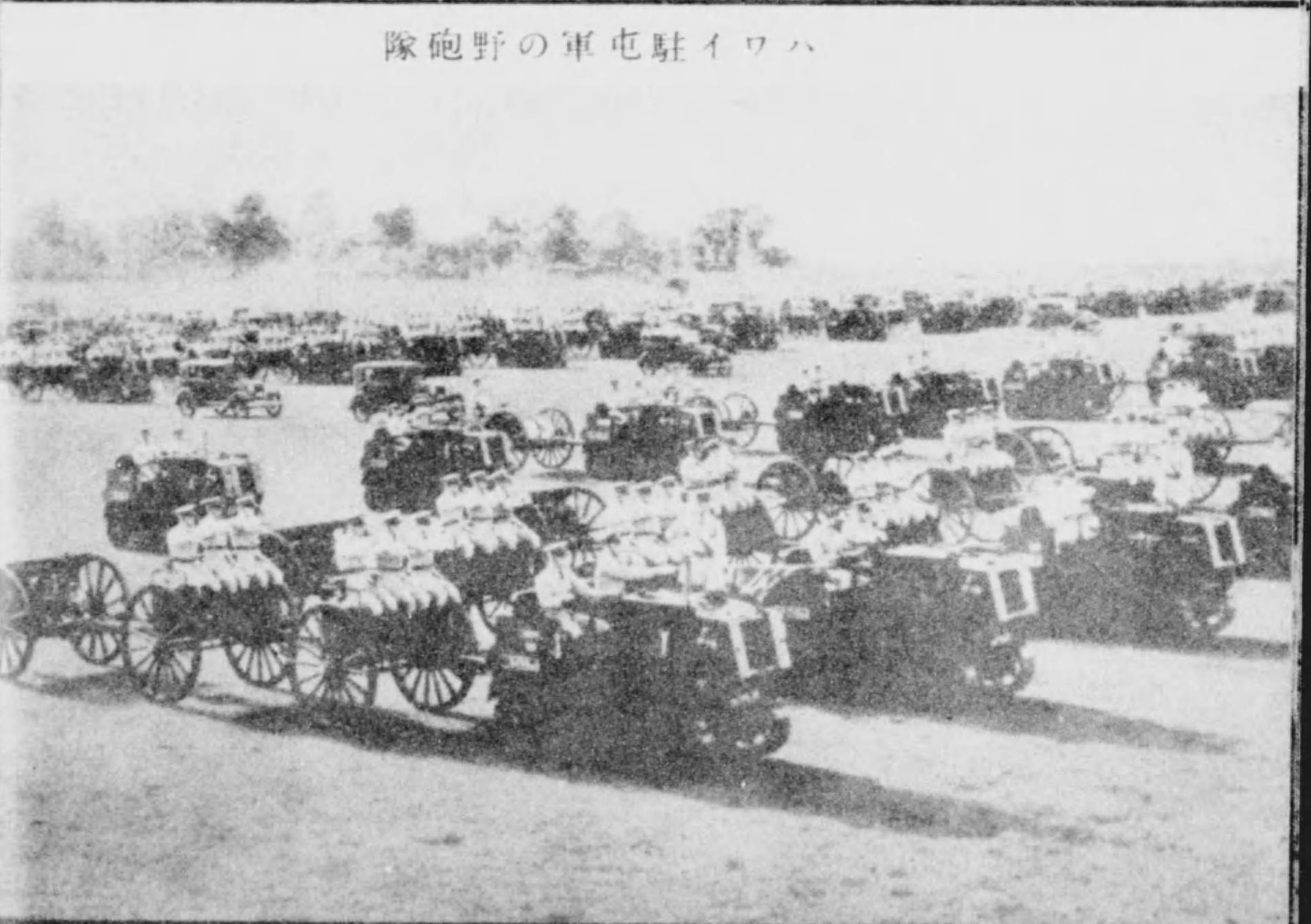
目 次

序	一
第一篇 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観	一
第一章 概 要	一
第一節 國防の本義	一
第二節 國家の立場と陸軍軍備との關係	五
第三節 帝國國防上の立場と環境	七
第二章 建軍の様式、兵役制度	四
第一節 各國建軍の様式、兵役制度の概要	四
第二節 帝國陸軍軍制の大要	八
第三章 平時兵力量	三
第一節 平時兵力の検討	三
第二節 帝國陸軍の平時兵力	九

目次



隊行飛るけ於に場行飛フルドンラ



隊砲野の軍屯駐イワハ

昭和十五年版 帝國及列國の陸軍

目次

序	.....	一
第一篇 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概觀	.....	一
第一章 概要	.....	一
第一節 國防の本義	.....	一
第二節 國家の立場と陸軍軍備との關係	.....	五
第三節 帝國國防上の立場と環境	.....	七
第二章 建軍の様式、兵役制度	.....	四
第一節 各國建軍の様式、兵役制度の概要	.....	四
第二節 帝國陸軍軍制の概要	.....	八
第三章 平時兵力量	.....	三
第一節 平時兵力の檢討	.....	四
第二節 帝國陸軍の平時兵力	.....	九
目次	.....	一



第四章 軍の裝備	三
第一節 近代陸軍裝備の趨勢	三
第二節 帝國陸軍の裝備	四
第五章 航空及防空	四
第一節 將來戰に於ける航空兵力の重要性	四
第二節 防空の重要性と其の施設	四
第三節 列國の民間航空	五
第四節 帝國の航空、防空及民間航空	五
第六章 國家總動員施設	五
第一節 國家總動員の概念	五
第二節 帝國の總動員準備施設	六
第三節 總動員機關及總動員關係法令	六
第七章 陸軍豫算	一〇
第二篇 列國陸軍概觀	一七
第一章 滿洲國	一七
第二章 蘇政權を中心とする支那軍	一五
第一節 事變間に於ける支那軍變遷の概觀	一五

第二節 兵力及裝備	一六
第三節 航空	一五
第四節 結尾	一四
第三章 「ソ」聯邦	一四
第一節 概説	一四
第二節 建軍要領	一四
第三節 軍備全般の狀況	一四
第四節 極東に於ける戰備増強の狀況	一五
第五節 航空	一五
第六節 化學戰準備施設	一五
第七節 國家總動員施設	一五
第八節 國防飛行化學協會	一六
第九節 軍事豫算	一六
第四章 米國	一六
第一節 概説	一六
第二節 建軍要領	一七
第三節 兵力及編制	一六

第四節	航空	一七一
第五節	化學戰準備施設	一七二
第六節	國家總動員施設	一七九
第七節	陸軍豫算	一八〇
<b>第五章 英國</b>		
第一節	概説	一八三
第二節	建軍要領	一八五
第三節	兵力及編制	一八七
第四節	航空	一九〇
第五節	化學戰準備施設	一九四
第六節	國家總動員施設	一九五
第七節	陸軍及空軍豫算	一九六
<b>第六章 佛國</b>		
第一節	概説	一九九
第二節	建軍要領	二〇一
第三節	兵力及編制(空軍を除く)	二〇三
第四節	航空	二〇四

第五節	化學戰準備施設	二〇七
第六節	國家總動員施設	二〇八
第七節	陸軍及航空豫算	二一〇
<b>第七章 獨國</b>		
第一節	概説	二一一
第二節	建軍要領	二一二
第三節	兵力及編制	二一六
第四節	民間航空	二二〇
第五節	化學戰準備施設	二二三
第六節	國家總動員施設	二二四
第七節	陸軍豫算	二二五
<b>第八章 伊國</b>		
第一節	概説	二二七
第二節	建軍要領	二二七
第三節	兵力及編制(空軍を除く)	二二八
第四節	航空	二三〇
第五節	化學戰準備施設	二三三

第六節 國家總動員施設	三六
第七節 陸軍及空軍豫算	三九
第九章 獨波開戰前に於ける波蘭	四一
第一節 概説	四一
第二節 兵役制度	四二
第三節 兵力及編制	四三
第四節 化學戰準備施設	四四
第五節 國防豫算	四四
第十章 白耳鐵	四六
第一節 概説	四六
第二節 兵役制度及年限	四七
第三節 兵力、器材、武装團體	四八
第十一章 葡萄牙	五〇
第十二章 瑞西	五三
第十三章 其の他の諸國	五五
附表其一 列國陸軍軍備一覽	
附表其二 列國新兵器整備一覽	

昭和十五年版 帝國及列國の陸軍

序

本書は帝國及列國の陸軍の現状を簡述し其の趨勢を紹介せんとするものである。

昨年八月末歐洲に戰亂が勃發してから世界の情勢は著しく變轉した。然も列國今後の動向は國際情勢の複雑性と相俟つて容易に豫斷を許さざるものがある。

本書に記載せられある事項は多くは歐洲戰亂勃發當時の資料に基くものであるから戰亂の擴大に伴ひ又は時日の經過に従ひ逐次變動を生ずべきは當然である。

本文の年月中本年とあるは昭和十五年を示す。

## 第一篇 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観

### 第一章 概要

#### 第一節 國防の本義

##### 一、戰爭の不可避性と國防

戰爭は國家の存亡を決する大事であるから、好んで之を行ふべきものではない。併し乍ら各國家は往々にして主義、主張を異にし又其の國利民福を増進する爲特殊の利害關係を有するものにして、此の關係は往々他國の主義、主張乃至其の利害と一致せざるのみならず、時として全く相背馳することなしとせず、爲に國家間に屢、利害の衝突を惹起するものである。而して之が調和解決に方り、各國が各、其の主張を固持して相譲らざるに於ては、外交的手段に依つて平和裡に處理することは不可能となり、其の意志を貫徹すべき最後の手

段として、遂に之が解決を武力に訴ふるの止むなきに至るものである。

二

蓋し各國家は皆自主獨立平等にして、國家間の紛議を裁決し得べき超國家的の強制力を有する最上無限の權力を存せざるを以てある。茲に於て苟も獨立と隆昌を希求する國家は、國家存立活動の保障たり推進力たるべき國防力の充備に最大の努力を拂つてゐる。我が國としても此の間に處し、外敵の侵入及攻撃に對して我が國家を防衛するは固より、國策遂行に對する各種の妨害を排除し、我が肇國の理想たる萬民協和の實を顯現する爲所要の國防力を具備することが必要であつて、殊に最近に於けるが如く國際的對立の激化せる時代に於て特に然りである。

## 二、現代國防の要義と軍備

國防は武力、政治、經濟、思想其の他有形無形の要素を網羅せる綜合國力に立脚するものなるを以て、現代に於ける國防の爲には物心兩面に互り國力の充實を圖ると共に、之を國防なる目的に統合して何時にても發動し得る態勢を整へ、戦はずして其の目的を達成す

るを以て上の上なるものとし、止むを得ざるに於ては一元的統制の下に國家の各機構を擧げて戰爭に當り、敵の戰爭意志を破摧することが必要である。而して戰勝獲得の爲には敵の戰闘力破摧を先決條件とするので、直接之に當るべき軍備の重要性は多言を要せざる所にして、軍備は實に國防力の骨幹と云ふべきである。斯くの如く國家が常に萬一に處するの覺悟と實力とを備ふることは、外交上に於ける發言を重からしめ、國際間の紛議を平和的に解決して國家の存立と發展とを期し得ること多きものである。従つて軍備は單に戰時のみならず常時に於ても亦、國家が其の權威を保ち國策を遂行する爲必要缺くべからざるものと謂ふべきである。

## 三、軍備と平和希求との關係

所謂平和論者中には軍備を以て平和を阻害するものとなすものがあるが、之は理の本末を顛倒せるものにして、軍備在るが故に平和の至らざるにあらず、戰爭の原因存在するが故に軍備を必要とするものである。

然らば各國各、軍備の充實に慕進せんか、彼此互に誘因となりて軍備競争を展開し、延いては戦争を誘發するに至るべしと憂慮するものもあるが、利害相反する國家間の軍備に著しき懸隔あらんか、軍備微弱なる國家は他より戦争を強要せらるゝか（日清、日露戦争に於ける日本）、又より以上の屈服（三國干涉の日本、華府條約の日本）を餘儀なくせらるること多きに鑑みれば、寧ろ軍備の懸隔こそ戦争誘發の最も大なるものと謂はねばならぬ。

要するに、人類は一面平和を希望し軍縮への念願切なるものがあるも、他面戦争勃發の原因消滅せざるを以て、軍縮を主張する國家、而も他より何等の脅威を受けざるが如き大國と雖、自ら進んで他國以下に軍備を縮少するの意志なく、却つて條約によつて自國軍備の相對的優越を圖らんとする如き、大なる矛盾の充滿しあるを發見せざるを得ない。従つて吾人は此の理想と現實の兩面を諦観する時一國軍備の絶對に閑却し得ない事を知らしめられるのである。

## 第二節 國家の立場と陸軍軍備との關係

各國の整備すべき兵力量、編制、裝備、用兵の要領等は、主として各國の國防上の要求によつて決定せらるるものである。

凡そ國家には夫、独自の國是國策があり、又國土構成の状態によつて其の防衛に難易を生じ、財政、經濟資源等の状態により、兵力の維持、管理に大なる關係を生ずるものであるから、各國共兵力量其の他の決定に當りては、前記の如き自主的諸元が重大なる役割を演ずるは固より、關係列國の情勢は相對的要素として微妙なる交感を及ぼすものである。故に各國は各、其の立場と環境とに適應する如く、独自の軍備を保有するに努め又努めざるを得ざる情勢にある。

例へば蘇聯邦は世界の共產化を理想とし、全世界の資本主義國家を敵としてゐるから、「世界革

命の武装支隊」たる赤軍の増強を國策の第一義とし、之が爲には國民生活を犠牲にして迄軍備の大擴張を實施してゐる。佛國は接壤國たる獨逸に對する爲、最も迅速なる作戰の遂行を必要とする關係上、平時より精銳にして強大なる常備軍を保持し、且至短期間に動員を完結し得る爲の施設を完備してゐる。英國は從來は地理的關係と優勢なる海軍とに信頼し得る關係上、小規模の陸軍を以て満足してゐたが前世界大戰の苦き經驗と今次歐洲戰亂勃發前の緊迫せる情勢に刺戟せられて、空軍の大擴張と歐洲大陸に於ける活潑なる運動戰を目標としての陸軍の機械化裝備とに努力するに至つた。之に反し米國の如きは比隣に陸續きの強國無く、且必要に應じては短期間に多量の軍用資材を整備し得べき資源と工業力とを持つ等國防上の好條件を有してゐるので、平時は比較的小數の陸軍を保有するに止めてゐるが、海上兵力に於ては世界に覇を唱へんとしてゐる。而して、さきに獨國が悲壯なる覺悟を以て再軍備の決意を爲したる所以、就中其の軍備宣言を爲さんとするに先だち、密かに所要の軍備を豫め整備して宣言遂行の爲の無言の支持力と爲したる所以又「オーストリア」、「チエツコ」合併問題解決に際し獨軍が強大なる兵力展開によつて無言の威力を示したる所以のものを深察するとき、現代世界に於ける國策の遂行と軍備との關係に就て無言の教訓を受くるのである。

我が國の陸軍軍備も亦我が國獨特の立場に應じ、四圍の環境變化に順應する如く定めらるべきであるから、以下項を改めて前述諸元の影響を記述する。

### 第三節 帝國國防上の立場と環境

#### 一、自主的の立場

國是 元來我が國是は、天壤無窮の 皇運を扶翼し奉りて肇國の理想たる正しき道を世界に弘め全人類の福祉を増進せんとする 聖旨の顯現に在つて、四圍の情勢が如何に變轉するも終始一貫し長へに渝るべきものではない。而して此の國是は、道義的に世界を一丸として地球上の億兆をして各、其の處を得せしめ、恰も一家庭内にあるが如き平和境を出現せしめんとする所謂八紘一字の大理想を基とするものであつて、此の宏大にして公正なる理想の實現せらるる處、始めて世界人類恒久の福祉は齎され得るのである。従つて我が國防は此の公明なる國是の貫徹を以て其の基調とするものである。

現時我が新興滿洲國の健全なる發達を援け、更に日滿支三國の提携を促進して、共存共

榮先づ東亞の平和を確保し、聽て世界人類の福祉に寄與せんとするの國策も實に此の國是の大精神より發するものにして、我が國は飽く迄此の正々堂々たる正義の主張を貫徹し、以て世界に正しき平和を齎さねばならぬ。我が國の自主的軍備の必要は先づ此處より生れ來るのである。

**國土構成の状態** 我が國は兵力の移動不便なる長延なる島嶼を本國とし、領土を大陸に有し、而も滿洲國と共同防衛の約を結び更に廣大なる地域を占むる更生新支那に於ける、共同防共と治安、警備に協力するの要あるを以て、防衛を要する地域廣く、強大なる兵備を必要とする。

**財政並資源の状態** 我が國は財政並工業力の關係上、戰時急速に大軍を編成すること困難なるのみならず、又資源の關係よりしても長期持久の作戰は希望せざる所であるから、戰爭の終結を速かならしむるに足るべき精銳なる常備軍を保有し置くを必要とする。

併し乍ら、近代戰は吾人の希望に反して長期持久に陥り易き傾向を有するのみならず、

近時に於ける國際情勢上、國家の生存及國運發展の爲には、豊富なる資源の供給確保が必要であつて、殊に一朝有事に立ち至らんか、我が國は海外に資源を求めることが極めて困難であるから、資源の自給自足の方途を確立すると共に、隣邦の脅威に對し、其の安全を確保しなければ、我が消極的國防目的すら達することを得ない。況んや更に進んで我が飛躍的發展に伴ふ對外政策遂行の如き、到底思ひも及ばぬことである。

又一面國軍を維持管理する爲には巨大の經費を要するものであるから、國防の財政狀態を顧慮すべきは勿論であるが、軍備は國家の健康體を維持し、國家の獨立と國民の生存及發展とを保障するものであるから、最小限度の軍備は萬難を排して備へねばならぬ。

## 二、相對的環境即ち我が國四圍の情勢

接壤の隣邦は勿論、縱令國土相接せざるも利害關係深き外國の状態、就中其の政策特に軍備は一國の軍備に大なる關係を有するものである。例へば隣邦若し兵力微弱にして我に危害を及ぼすの虞少なければ我が兵力も著く大ならしむるの必要なきも、隣邦が侵略的政



策を持し強大なる軍備を擁するときは、萬難を排して之に對應するの兵力を備ふることが必要である。

而して我が國を繞る四圍の情勢を靜觀するに、主要なる諸國の現時に於ける動向は概ね次の如く判斷される。

**支那** 從來國民政府の執り來れる抗日反滿の指導方針と以夷制夷の陋策とは徒らに列國の利用する所となり、支那自體の無統制なる政情と共に常に東洋平和の危機を伏在せしめし爲、我が國としては東洋平和安定の見地より常に所要の準備を絶對的に必要とせしは之を今次事變の發生によつて適確に教へられたのである。

國民政府の誤れる對日態度と、其の多年に亙る稅政とに苦める支那民衆は、今次事變に於ける我が作戦の劃期的進展に伴ひ、蒙疆、北支、中支に於ては各、新政府を設立し、民衆の安寧と防共親日滿態度とを標榜して著、其の基礎を鞏固にして居り、更に廣東及武漢三鎮の陥落を期とし、蔣政權は單なる一地方政權に轉落した。併し乍ら蔣政權は其の後も我が眞意を理解せず退避戰術、遊撃戰術等を以て今尙長期抗戰を呼號して居り、今次歐洲戰亂勃發後は英佛の援蔣勢力減退

に伴ひ今後米蘇に依存すべく畫策中であり、更に一面「コミンテルン」の指令による中國共產黨並に共産軍の今後の抗日的活動に對しても十分なる注意を要する次第である。

**蘇聯邦** 依然傳統の東方經略企圖を繼續し、思想謀略と國境附近武力の集中とを以て露骨なる挑戰的態度を示してゐる。特に五年計畫の遂行と共に蘇聯邦の軍備は飛躍的に増強せられ、今日歩兵約百十師團、騎兵約三十五師團、飛行機約八千、戰車約八千、裝甲旅團數約五十、人員二百二十五萬に達し、現に極東蘇領内に集中せられあるもの約四十數萬に達する有様にして、其の大規模なる極東建設の遂行、交通網の増設等と相俟つて、我が國防上の大なる脅威たることを否み得ない。今次事變勃發するや蘇支不可侵條約を結びて物質的、精神的に國民政府を援助すること日と共に露骨となり、扱は遂に張鼓峰事件、「ノモンハン」事件までも惹起するに至つた。今次歐洲戰亂に際しては西歐方面多事なるの餘り、極東方面に對する關心稍薄れつ、あるやうであるが、之によつて彼が極東進出の企圖を中止すると即斷するは認識不足も甚だしいと謂はなければならぬ。現に昭和十四年十月下旬頃以

來、彼は漸次支那西北、西南方面より勢力を扶植せんとする氣配が濃厚となつてゐる。

米國 太平洋制覇と支那市場進出の素志とを有する米國は、近年國內情勢の改善、經濟復興の本格的進捗に伴ひ、海外市場獲得の企圖愈々旺盛を加へ、又海軍條約期間の満了に伴ひ益々強大なる海軍力の整備を急ぐと共に、太平洋諸島嶼の防備を強化新設せんと企圖してゐる。殊に米國航空勢力最近の顯著なる西漸は、其の軍事的なると商事的なるとを問はず、我が國の關心を益々大ならしむるものである。

尙比島は昭和十年十一月聯邦政府を組織せるも依然米國の主權下に在り、其の完全獨立が許容せらるるや否やは今後の問題に残されてゐる。又比島は愈々昭和十一年一月より新國防軍の創設に着手した。今回の歐洲戰亂に際しては、逸早く準戰時を宣言して國防強化に關し非常時權を發動し國軍を増強したが、最近は英國に代つて極東進出を企圖して居り、將來帝國との間に摩擦面を擴大する傾向があるので注意を要する。

英國 傳統の外交政策に依り、一方支那に勢力を扶植し、自己利權の維持増殖に腐心し

つゝあるのみならず、從來事毎に我が大陸政策特に對支問題に容喙し、我が國傳統の國策たる東亞平和の確立、日支提携を阻害せんとするの傾向顯著なるものあり、殊に今次事變に於ける英國の態度は頗る反日的且非友誼的なるもの多く、陰に陽に蔣政權を支援し、他方日印・日蘭兩會商又は日埃通商問題より支那政策に互り、我が經濟發展を阻止したことは周知の通りである。従つて英國の對日敵性が根本的是正の行はれざる限り、彼の今後の行動は國防的にも政治的にも將た經濟的にも我が國策遂行手段との間に深刻なる摩擦を豫想せらるるのであつて、吾人の不斷の注視を要するものがある。

唯、今次歐洲戰亂のため極東方面から漸次手を引かねばならぬだらうが、米國特に最近ハ蘇聯をも引入れんと策動し、表面親日を装ひつゝ、我が親英分子に呼掛け、日本の對英輿論緩和に懸命となつてゐるから、特に警戒が必要である。

### 三、東洋平和の礎石たる我が國防と世界の平和

以上を綜合して東亞の情勢と其の中に儼存する皇國日本の姿とを靜かに考察せば、東洋

の平和は今や我が國防力の無言の威力に依つて辛うじて維持せられあるを知るであらう。日本にして無力ならんか、支那大陸が歐米爭覇戰の俎上に分割せられたるや必然にして、過去の歴史を顧るとき慄然たらざるを得ない。

## 第二章 建軍の様式、兵役制度

### 第一節 各國建軍の様式、兵役制度の概要

建軍の様式に就て主要なる問題は、統帥權の所在と兵役制度の如何にして、軍の存在する所以と其の特質とに鑑みれば、統帥の不羈獨立と徵兵制度の施行とが必要であることは明瞭である。我が國は萬邦無比の國體に基いて、夙に其の兩者を確立し、他に比類無き軍制の大本を樹立してゐる。

#### 一、統帥權の歸屬

統帥權とは軍を統率し之を指揮運用する大權を謂ふ。而して統帥の實行の不羈神速なる處決を要し、且之に關する策案は機密の保持を絶対に必要とし、且補備を爾後に期することと多くは不可能であるから、可及的寡頭の統帥を要するを以て合議制の審議によることなく、唯一の最高意志に基き統率せらるるを可とし、全軍の將兵をして至誠服從せしむるに足る聲望と權威とを併有する統帥者に依りて始めて之が完全を期し得るものである。従つて國家の主權者親ら統帥權を施行するを最も適當とするので、統帥は一般國務の外にありて獨立不羈果敢斷行するを可とするものである。

列強中には統帥部を一般國務機關の圈内に置けるものがあるが、之畢竟國體上止むを得ざる事情、因襲に基くものであるから、決して最善のものでないことは、世界大戰後英國陸軍委員會（文官により組織せられたるもの）が政府及議會に對し、「帝國參謀本部は之を陸軍省より分離し、軍政實行の責任より超越せしむるを要す」と建議せしに徴するも明瞭であつて、英・米・佛等の諸國に於ける事實上の統帥作用は我が國の獨立不羈なるに比して

遙かに煩はされ勝ちである。

唯此處に注目し値するは、近時國粹運動を以て勃興せる伊・獨及革命に依て建設せられたる蘇聯邦の政治組織である。此等の國に於ては統帥權の問題等を喧しく論ずる迄もなく其の寡頭強力の政治組織自體が既に統帥に必要なる實行力を示してゐるので、其の威力ある政府首脳部に統率せらるる軍隊は、自然事實上不羈獨立の統帥に依るものと相似たる結果を生じてゐる。

## 二、兵役

國軍の兵員を充足すべき制度には徴兵制度と志願兵制度とがある。前者は國家は國民舉つて防衛すべきものなりとの思想に基き、國民に兵役に服するの義務を負はしむる制度であり、後者は、國家との合意により兵役に服せしむるの制度であつて、其の何れを採用すべきかは、國體、歴史、國民性、國防上の要求、財政及産業等を基礎として決定するもので、平時に於ては兩者の中一を採用し或は彼此併用してゐる。例へば列國陸軍中蘇・佛・伊・

獨等は徴兵制度を採用し、英・米等は志願兵制度を採用して居る。但し國家の危急存亡に際しては必任義務兵制度に依るにあらざれば國防を完うし得ないことは、世界大戰に於て志願兵制度なりし英・米兩國が共に戰役間徴兵制を採用し、英國が昨年九月歐洲戰亂勃發と同時に全般的に徴兵制を施行したるに徴するも明である。又獨國は近年平和條約の拘束に依り不本意ながら志願兵制度を採用して居たが、昭和十年五月より遂に徴兵制度を採用するに至つた。

在營年限 列國の現行制度は左表の如くである。

志願兵制採用の諸國		徴兵制採用の諸國	
英	國	獨	國
最少限	七年		二年
米	國	佛	國
三年		一年但し當分(一九三九年迄)	二年
蘇	聯	伊	國
二年、四年		一年半	

右の内伊の一年半は、戦後過度の短縮に苦杯を嘗めたる後逐次延長復活せしめつゝあるの數字であり、又佛の一年は戦後の壯丁人員の減少に伴ふ労働の不足を補ふ爲止むを得ざる施行であつて、軍隊教育の經費に多大なる膨脹を來すを覺悟の上で實施して居る特殊のものである。大戦當時の出生率低減の結果、一九三六年より一九四〇年迄の佛國壯丁減少の對策として、一九三五年十月入營兵より一九三九年兵迄を二箇年暫定的に在營せしめることゝなつた。

## 第二節 帝國陸軍軍制の大要

### 一、帝國軍制の沿革

我が帝國の 皇統一系天壤と與に窮まりなく國礎鞏固にして千古動かないのは、皇祖文武の威徳を以て皇道を四海に光被し給ひしより、列聖相承け能く其の道を遵守せられ、國民亦忠君愛國の念熾盛にして尙武の氣象に富み、良く 皇業を輔翼して君民一體祖業を恢弘紹述した結果であつて、我が軍制は其の基礎を實に此の光輝ある國體に置くものである。神武天皇の中洲を平定し給ふや、文武一途海内皆兵にして、此の大權は悉く 天皇親

ら之を總攬し給ひ茲に帝國軍制の基礎が確立したのである。そして日本武尊の東征、神功皇后の遠征等、皇后、皇太子の代らせ給ふことはあつたが、之を臣下に委ね給ふことはなかつた。大化の改新に及び文武始めて職を分つに至つたが兵農一に出づること尙舊の如く、次で持統天皇三年勅して全國の人民四分の一を徴して兵となして武事を演習せしめ給ふや、舉國皆兵の制は一變して徴兵となり、次で文武天皇大寶令を制定あらせらるるや軍制大に整ひ、諸國に軍團を設け其の兵力十萬に及んだが、爾後昇平久しきに亙り、朝廷の政務も漸く文弱に流れ朝臣は和漢稽古の家と稱して朝要に方り、武士は弓馬の族と稱して諸國に占據し、文武全く岐れ、遂には武權武門に歸し、祖宗の垂胎し、烈聖の經營し給へる所も一時壞亂するに至つた。

源賴朝幕府を開きし以後、北條、足利氏等逐次政を執り、漸く封建の制を爲し、群雄列藩擅に私兵を養ひて遂に我が國體に戻り、祖宗の遺訓に背戻するに至つた。此の間元寇の覆滅、秀吉の外征等、時に海外に我が武威を示したこともあつたが、國家的發展は殆ど見

るべきものがなかつた。然るに 明治天皇維新の偉業を大成せらるるや兵馬の制亦我が國固有の舉國皆兵の本性に復し、精銳無比の國軍が建設せられ、爾來七十二年數次の外戦に連勝して皇威を宇内に宣揚し、東亞の平和を確保し以て今日に及んだ。

## 二、統帥權

我が國軍は萬世一系の 天皇代、親しく統率し給ふ所であることは、國體、國史に徴し、且又憲法の條章に照し、炳乎として明である。

帝國憲法第十一條には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と定められ、國軍の統帥は一に至尊の大權に屬することを明示し、同第十二條には「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定して編制及常備兵額の決定の大權を明にしてゐる。

## 三、兵役制度

帝國憲法第二十條に於て「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定め以て國民皆兵の制を確立せられてゐる。蓋し千歳不磨の傳統的國民皆兵の精神は、我が國

體と歴史とに淵源し、神世より我が忠誠なる國民精神と共に離すべからざるものであつて、建軍の本義及國民の崇高なる道義心に基き、舉國一致、舉民皆兵、兵役を以て國民の最も崇高なる義務と考ふると同時に、忠良なる臣民の享有する無上の榮譽と爲す點にある。之を以て前掲憲法に基く兵役法に於ては、戶籍法の適用を受くる年齢十七年より四十年迄の男子は、兵役に堪へざる者及六年の懲役(禁錮)以上の刑に處せられたる者を除くの外は凡て兵役に服することを定め、其中現役に徵集せらるる者は貴賤貧富の別なく皆家門の譽として勇躍入營するのである。

**現行兵役制度の大意** 兵役は之を常備兵役(現役及豫備役)後備兵役、補充兵役(第一及第二)國民兵役(第一及第二)に分つてゐる。

現役兵は軍隊に入りて教育を受け戦時部隊の骨幹と爲り、豫後備兵は現役終了後郷に在つて戦時の要員たるものである。尤も、安寧秩序を維持し若は最も迅速を要する出兵等の爲には現役兵のみを以て出動することがある。補充兵は現役兵に缺員を生じたる場合之を

補充し、又必要に際し召集して所要の教育訓練を施す等の外、一般に國民兵と共に戰時若くは事變に際し必要に應じし之を召集して戰時の要員に充つるものである。

現役・豫備役並後備役の服役期間及現役兵在營期間

現 役 二年にして其の在營期間は左の如くである。

一般兵	約二年
輜重兵	概ね二箇月
特務兵	三箇月
補助衛生兵	五年四箇月
豫備役	十年
後備兵役	十年

在營年限 既往數次の變遷に依り、逐次短縮して今日の狀態となつた。即ち日露戰役以前の三年在營制は、明治四十年歩兵の二年在營制を採用せるを初めとして爾後逐次に他兵種に及ぼし、大正十年騎兵を最後として各兵悉く二年在營制となり、更に昭和二年兵役法

の改正に依り、特に歩兵にして青年訓練を修了し檢定に合格せる者は一年六箇月にて歸休せしめらるることとなつたが、現代戰の困難性と、科學進歩に伴ふ裝備の發達は、兵員の教育を益、複雑多岐ならしむるに至つたので、昭和十三年更に一般現役兵の在營期間を一様に二年と改めらるるに至つたのである。

昭和十三年幹部候補生の制度を改正し、其の修業期間を二年とし、且つ甲種幹部候補生に對しては學校教育等を施す事と定められた。

### 第三章 平時兵力量

陸軍軍備の必要性に關しては、既に第一章第三節「帝國々防上の立場と環境」に於て説明せる所であるが、自主的條件よりするも將た又相對的見地よりするも、我が國としては、一般情勢上我が國と其の主張を異にし利害反する國が東亞に使用し得べき兵力に對し、戰勝を博するに足る最小限度の兵力を備へねばならぬ。之即ち國軍戰時所要兵力で

あつて、此の兵力を練成動員し得る基礎として、平時兵力即ち國軍保有量を決定するのである。

### 第一節 平時兵力の検討

保有兵力量の算定に方りて顧慮すべき條件は少くないが、大體に於て先づ對抗兵力量を測定し、之に對して必勝を期し得る爲に必要な兵力量を決定するのである。

#### 一、對抗兵力量の判断

我が國を繞る諸國が戰時幾何の兵力を東亞に用ひんとするかは、固より之を確知し得ず、其の平時兵力に基づき、國情、外交關係、動員能力、地理的關係及輸送力等を顧慮して概ね判断し得べきであるが、此等諸國中、我が國と利害關係最も密接にして、其の陸軍軍備の強大なるは蘇聯邦及目下對抗中である國民政府治下の中華民國であるから、以下假りに其の數字を比べて検討しよう。

蘇聯邦は現在平時兵力として、歩兵約百十師團、騎兵少くも三十五師團、飛行機約八千、戰車約八千、人員總數二百二十五萬を保有し、現に極東蘇領内に集中せられてゐる兵員四十數萬、飛行機約二千、戰車約千八百に達してゐるが、有事の日此等の兵力は直ちに使用せられ、更に之に數倍する兵員が續いて輸送せらるるものと察せられる。

東亞に使用せらるべき「ソ」聯邦軍兵力は國內の事情、歐洲の政情、西伯利鐵道の輸送力、極東地方の資源、工業力等に關すべきも、日露戰爭末期に於て露軍が滿洲の野に約百萬の軍隊を集中したことに鑑みれば(當時平時兵力歩兵六十師團、騎兵二十七師團兵數百二十四萬)到底往時の比ならざる事は火を賭るよりも明らかであり、殊に飛行機、戰車等は各、數千に及ぶものと考へねばならぬ。而も「ソ」聯邦五年計畫の推移に徴するに、「ソ」聯邦は其の編制裝備に於て著、充實しつつあるばかりでなく赤軍建設の由來と諸般の施設とに依つて、其の作戰能力は日露戰爭當時に比し一段の向上を見つゝあり、更に軍事策源の東方躍進を目標とせる、大規模なる西伯利及極東建設の遂行、交通網完成への努力等は、其



の對外政策の積極化と共に、我が國の最も重大なる關心を要する所である。

次に目下對抗しつつある中華民國の兵力は今時事變前に於て約二百十餘師、二百十萬と推定せられてゐた。勿論傭兵である。事變勃發より南京陥落迄に約八十萬、更に武漢陥落迄に約八十萬の損害を蒙つたのであるが、事變途中より兵員の強制徵集を以て逐次缺員を補充し、目下總兵力は二百四十箇師約百八十萬を有し、事變當初に比較して數に於ては殆ど同數であるが累次の補充と兵員の素質、裝備の低下により、戦力は著しく低下してゐる。尙占據地域内に於ては匪賊、共匪、ゲリラ部隊等の存在するもの數十萬を算する現状であり而も國民政權及共產軍の抗戰動向並列國の對支援助等よりして、今次聖戰の目的遂行の爲益、國防の充實を必要とすることは言を俟たない。

## 二、必勝を期するに必要な兵力量

此の豫想する兵力に對し必勝を期せんとせば、數に於ても優勢を占めることが必要であるが、兵力に於て優勢を占めんとするは容易ならぬ事であるので、陸軍としては傳統的軍人精神の砥勵、訓練の精到、指揮統帥の卓越、戦法の選擇、編制裝備に對する工夫等、諸般の手段を盡して國軍作戰能力の向上を圖り、以て兵力量の劣勢を補はんと努力してゐる次第である。

併し作戰能力、訓練等にも自から限度があるので、過去の戦勝に酔つて、妥當なる比率を無視することは多大の禍根を包藏するものと謂はざるを得ない。況や近代戦に於ては、軍の裝備就中飛行機及機械化の優劣が勝敗に影響することは、極めて大であつて如何に勇敢であり訓練精到であつても、舊式裝備の軍は到底近代裝備の軍の比ではないことは、伊「エ」戦争及今次の事變の例に見るも明であり、「ノモンハン」事件に於ても我が軍の痛感したところである。又今次獨逸が僅か二旬を出でずして波蘭を席卷したのも、其の優勢なる空軍と機械化部隊に負ふところが大であつたことは周知の事實である。一朝有事に際し、速かに戦争目的の達成を期するは、何れの國と雖も同様であらうが、我が國は其の環境並國情上特に其の必要が大であつて、所謂速戰速決敵を壓伏することが極

めて望ましい次第である。之が爲には作戦初動の威力が強大でなければならぬ。換言すれば緒戦の勝利を確實ならしめるに必要な最小限度の兵力は、何としても整備せねばならぬ。

尙有事の際、戦争目的を速かに達成することを期することは勿論であるが、他面戦争が持久に陥ることは我の好むと好まざるとに論なく顧慮せねばならぬところであるから、國家總動員の準備に於ても遺憾なきを期せねばならぬ。

要するに、絃上の關係を考究するとき、今次事變前に於ける陸軍平時兵力が大陸方面の防備としては、甚だ不十分であつたことは明であつて、吾人は今如實に痛感せしめられてゐるのである。即ち抗日容共政策を固執する國民政府を潰滅せしめ、而も一方蘇聯の極東に於ける策動、歐米の東亞に對する野心を封じつつ東亞永遠の平和を確保すべき新秩序の建設を冀求する帝國にありては、陸軍兵備の本格的充實は正に喫緊の要務なりと斷せねばならぬ。

## 第二節 帝國陸軍の平時兵力

### 一、陸軍軍備の沿革と其の消長

明治六年我が陸軍が編制された時は、全國を通じて其の平時兵員は三萬六千六百人に過ぎなかつたが日清戦争の際には七師團となり、戦後六師團を増設して十三師團となり此の兵力を以て日露戦争を迎へ、日露戦争に際し更に十七師團に擴張せられた。日露戦争後露國は復讐を企圖し、著軍備の整頓に著手し常備兵額を七十八師團とし極東軍の兵力を十一師團に増強するに至つたので、我が國も之が對抗策として軍備の充實を必要とし、豫想する露軍の集中兵力及速度等に鑑み、明治四十一年平時兵力十七師團を二十五師團に擴張するの計畫を樹て、大正四年迄に二十一師團を整備した。

偶、歐洲大戰の勃發に際會し、戦局の變轉豫期し難きに至つたので、大正七年平時二十二軍團（四十四師團）整備案を樹て、大正九年度より逐次實行すべく廟議決定を見るに至つ

たが、世界大戦の終熄に伴ふ國際情勢の著しい變化、特に帝政露國の崩壞等に鑑み、一時的量的擴張を延期し、大戦の結果に基づく軍備の飛躍的進歩に即應せんが爲には、質的向上を計るを先決とし、大正九年新たに四億八千六百萬圓の豫算成立し、前よりの繰越豫算と合せ、國防充備費として總額五億六千萬圓を以て、大正十年度以降大正二十四年度迄の繼續豫算として、裝備の應急的改善充實に着手することとなつた。

然るに當時海軍も亦八八艦隊を目標とする大擴張を必要としたので、陸軍としては一般情勢と國家財政とに鑑み、繼續費取得の優先權を海軍に譲り、陸軍の充實は當初控目とし、後年度に従ひ増加する如く協定したが、偶々大戦後の世界的不況と平和論の擡頭とは、軍備縮小、軍費節減を要求するに至り、陸軍豫算は繰延べに次で削減を以てし前述の如き國防上の最小限度の應急的施設すら實施すること能はず、當局をして焦慮の極に至らしめた。

而も爾後に於ける軍事の著しき進歩は、益々質的向上の必要を増加するに至つたので、陸軍は大正十一年人員約五萬四千、馬一萬三千實に約五師團分の實勢力を自ら減少し、更に大正十四年に於て四師團（人員約三萬四千、馬約六千）及之に伴ふ部隊を縮小し、之に依り節約した經費を以て編制裝備の改善を圖つたが、整理當時の國家財政の都合上、右改善費は更に繰延を餘儀なくせられ、十分なる改善施設を爲すこと能はず、辛うじて大戦末期の軍備に近似せる程度を以て止まつた。

要するに陸軍軍備は、其の量的削減を實施し（不完全なる十七師團）質的改善未了の儘換言すれば榮養不良の状態を以て滿洲事變に遭遇した。

本事變の發生に伴ひ、我が國四圍の國際情勢は急轉し國防充實は一日も忽がせにすることが出来なくなつたので、十數年間放棄せられてあつた國防上の大缺陷を先づ應急的に補整せんとし、昭和七年時局兵備改善案を立案した、之が爲には取敢ず五億數千萬圓を必要としたが、財政の都合上、止むなく大正十年以降の既定繼續費の殘額三億數千萬圓のみを繰上充當し、概ね昭和十年度迄の繼續事業として、在滿兵備の充實、裝備一部の改善等應

急の整備を實施し、尙前記時局兵備改善を補綴する爲、昭和十年より航空防空緊急充備計畫の實行に着手し、又昭和十一年より作戰資材追加整備の爲六箇年四億圓を計上すると共に、五年計畫を以て兵備一部の改善を實施することとし焦眉の急に應じた。

## 二、常備兵力

今次事變勃發當時國內に保有せられてゐた常備兵力は約十七師團及若干の獨立部隊であつて、其の總兵力は約二十五萬であつた。

## 三、本格的充實の急務

陸軍軍備の消長前述の如くであつて、陸軍としては滿洲事變勃發後當然軍備の根本的改編に着手するを必要としたが、當時情勢の前途豫測し得ないものがあつたので、國力就中財力に相當の弾力性を保持せしむる爲、軍事費の増加にも適當な制約を加へる必要があり、又對外的には、「ソ」聯邦の軍備、就中其の極東軍備の増強も今日の如く甚だしくなく、加ふるに「ソ」聯邦内外の一般情勢は、其の對外戰爭の強行を制肘するものがあつた

ので、陸軍としては最小限度の彌縫的處置、即ち如上の時局兵備改善案、兵備改善五年計畫及作戰資材整備六年計畫等に依る、全く其の日暮し的な改善に留めざるを得なかつた次第であつた。

然るに其の後「ソ」聯邦に於ては五年計畫の遂行に伴ひ國力著しく進展し、又其の對外情勢も有利に轉換し、軍備亦益々急激に擴充せられて底止する所を知らず、就中航空兵力及極東兵備の増強顯著で、彼我の懸隔を著しく増大するに至り、現狀を以て推移せんか、「ソ」聯邦極東交通施設の飛躍的向上と相俟ち、我が國防の前途寒心に堪へぬものがあるに至つたので、陸軍は昭和十年十二月以來、其の本格的充實計畫の立案に着手し、昭和十一年七月漸く其の大綱の決定を見た次第である。

此の新軍備充實計畫は、既述の如き我が國を繞る國際情勢、特に最近急激に表面化した「ソ」聯邦の武力行使も辭せない積極的東方政策に對し、軍備の均衡に依つて戰禍を未然に阻止し、克く日滿兩國共同防衛の實を保障し、東亞永遠の平和を確立すべき恒久的軍備を

建設せんとするものであつて、其の骨幹たるべき大綱を擧ぐれば

三四

- 一、航空兵力の増強
  - 二、在滿兵備の増強
  - 三、右二項に應ずる補充、教育、動員、補給等の軍政的諸施設の擴充
  - 四、作戰資材の整備
- である。

抑、在滿部隊は、平時にあつては國境守備、國內治安維持等に任じ、戦時にあつては、戰爭初動の前衛的任務を擔當するものであつて、之が緒戰の勝敗は、爾後の戰爭指導は固より、在滿諸民族の動向をも左右するものであるから、其の任務達成に遺憾なからしむるの兵備を必要とするものである。

然るに現在では、我が陸軍の全兵力にも匹敵する在極東「ソ」領の「ソ」軍部隊に對し、我が在滿兵力は餘りにも寡少であり、而も其の大部は治安肅正工作の爲、全滿の廣大なる



地域に分散して非戰闘的態勢に在るに反し、彼は既に戰略展開を完了して居る状態であり、而も國軍主力は目下支那に出動しあり靜的方面の力は、政略上の見地からしても、戰略上の見地からしても、まことに危険なる状態にあるものと謂はねばならぬ。

又制空權の掌握が爾後の戰爭指導を左右すべき將來戰の特質並現在「ソ」聯邦空軍の増強に鑑みると、我が空軍擴充及要地防空の重要なることは詳言を要せない所で、將來戰に於て一國空軍の充實如何が戰局の終局に如何に決定的重大影響を投すべきやは、今次事變に徴するも餘りにも明かなる事實である。

## 第四章 軍の裝備

### 第一節 近代陸軍裝備の趨勢

#### 一、世界大戰に依る裝備の發達

戰闘の勝敗の重大なる因子を爲すものに、數と質とがある。而して、裝備は質の形而下

陸軍裝備の趨勢と帝國陸軍概観 軍の裝備

三五

的部分を形成するものであるが、装備劣れる軍隊は假令士氣及訓練等形而上に優る處あるも犠牲のみ多く生じて而も所望の効果を擧ぐることに困難なるに立到つた。

近世科學の發達に伴ひ、列國軍は何れも文明の利器を活用して勝を制する工夫を凝すに至つたのであるが、就中世界大戰に於ては參加列國各、其の國運を賭して戦つた關係上必然的に装備の長足なる進歩を齎した。即ち戰費として投ぜられた莫大の國費に依つて、新戰用資材、特に新兵器の考案・研究・製造に全力を盡されたる結果、航空機・戰車・化學戰に伴ふ各種資材、長射程砲等の出現を見、又在來の火砲・銃器・通信器材その他、あらゆる戰用資材が劃期的進歩を遂げたのである。此の間平時状態に在つた我が國軍の装備が自然に取残さるる結果となつたことは又止むを得なかつた所である。

加ふるに列國陸軍は、戰後益々競うて新兵器の研究と装備の改善とに努力せる結果、其の編制装備は更に改善せられ、今や劣等装備の軍隊は戰場の優勝者たるを得ざるに至つた。

## 二、近代的装備の内容と其の趨勢

近代的装備の内容は大體、火力装備、機械化装備、航空及防空装備、化學戰装備の四種に分類することが出来る。

### イ、火力装備

火力装備とは輕、重機關銃、各種歩兵砲、各種機關砲、擲彈筒、火砲特に重砲等、各種の威力大なる火器を増加して、小は分、小隊より、大は師團、軍團に至る迄、夫、火力を最大に發揮し得る如くするを目的とするものであつて、列強は前述の如く世界大戰に於て多大の犠牲を拂つて之が充實に努力した結果何れも優秀なる装備を有し、而も戰後引續いて之が充實改善に努力してゐる。

今參考の爲各國野戰師團火力装備の概況を比較すれば左表の如くである。我が軍は輕機關銃に於ては列國に近きも、其の他に於ては尙多大の遜色がある。

列國陸軍野戰師團裝備比較表

備考	野戰重砲	野砲	平射步兵砲	曲射步兵砲	銃關機重		銃關機輕		區分
					歩兵一大隊當り	師團總數	歩兵一大隊當り	師團總數	
一、師團内歩兵大隊數は「ソ」、佛九、米、英一二である。 二、本表の外、各國軍共、師團の外に強大なる重砲等を有するも、其等の數の師團に對する比率は不詳である。	約	約	約	約	約	約	約	約	「ソ」聯邦軍師團
	二八	(聯隊砲を含む) 四二	五五	五五	二〇	(外) 高射約一七〇	三六	三八〇	佛軍師團
	一六	最小限 三六	九	一八	一六内外	約 一四〇	約 三六	三二四	米軍師團
	二四	四八	四二	三三	一六内外	高射約 二七〇	(同右) 約 一〇八	約 一、三〇〇	英軍師團
	一八	輕榴彈砲 五三	未詳	未詳	一六内外	對戰車機關銃約 五〇	約 二六	三一八	

ロ、機械化裝備

大戰間火力裝備の發達並陣地の強靱化に伴ひ、各國は装甲に依る火力の損害輕減と内燃機關の利用に依る軍の機動性増大との二つの目的から、機械化裝備に著意するに至つた。

即ち機械化裝備は、戰車・装甲自動車・自動車砲兵・牽引自動車等を在來の部隊に配屬することに依つて、耐火力性と機動性を増加し、更に進んで、右兩目的を具備せる装甲移動兵器及特種自動車のみを以て所謂機械化兵團を創設し、以て近代戰闘の要求に應ぜんとするものである。

列國中特に本裝備に力を注いで居るのは英・米・佛及「ソ」聯邦であつて、其の現況は概ね左表の如くである。我が軍に於ては銳意整備中なるも、未だ以て有力なる機械化部隊を編成し得ざる實情である。

列國機械化裝備比較表 (附表其二参照)

國別	戰車	装甲自動車	機械化部隊に關する傾向
英國	約 三五〇	約 一、二〇〇	軍全般に互り一部を機械化しあり、近く機械化せる騎兵師團・戰車師團の出現を見るべし。

米 國	約 五〇〇	約 二〇〇	騎兵一旅團・野戰砲兵一聯隊を機械化しあるの外、近く五箇年計畫を以て更に軍の機械化の促進を企圖しあるもの如し。 機械化師團・獨立機械化旅團・同聯隊等十數箇あり、其の他軍全般に互に機械化せられ師團の大部は固有機械化部隊を有す。
「ソ」 聯邦	約 八、〇〇〇	詳細不明なるも相當多數を有す	
佛 國	約 一、五〇〇	約 二〇〇	
獨 國	不詳	不詳	
伊 國	約 一、一三〇	不詳	

### ハ、航空及防空裝備

第五章に詳述する。列國軍の比較 附表其の二參照。

### ニ、化學戰裝備

化學戰裝備とは、毒瓦斯・燒夷劑・發煙劑等の化學的兵器を以て軍隊に攻防の威力を増加せんとする裝備を謂ふのであるが、此處には主として毒瓦斯に就て論ずることとする。

**毒瓦斯禁止の條約と各國の見解** 毒瓦斯の兵器的使用は西曆一八九九年の海牙條約に依

つて夙に禁止せられて居るのであるが、世界大戰間、對手國が使用せしとの口實の下に、參戰各國悉く之を使用したのみならず、航空機、戰車と共に戰場に缺くべからざる武器として認められたるは周知の事實である。

戰後、一九二一——二二年の華府會議に於て、日・英・米・佛・伊の五大國は更に右海牙條約の尊重を協定せしも、

米國は、會議の主宰者たりしにも拘らず、毒瓦斯の使用は他の戰闘手段より遙に人道的にして危険少く且經濟的なりと稱し、爾來其の施設を完備して大々的研究に従事し、英國も亦、華府會議の協定は五箇國間に限られ他の國の參戰の場合には効果なきを以て、敵の毒瓦斯攻撃に對し國家及國民を防禦するは爲政者の責任なりとなし、尙英・米就中米國に在りては、催淚瓦斯は人を殺害することなく警務用として極めて重要なものなるが故に、之をしも戰用に供することを禁止するは却つて非人道の譏を免れずと軍縮會議に於て公言し、一切の瓦斯使用の禁制に關しては留保せんとする意嚮を有し、國際軍縮會議専門委員の報告も亦化學戰禁止は實際問題として著しく困難にして寧ろ不可能なることを指摘して居る。其の他佛・獨・伊は固より、波蘭・西班牙・「チェッコ」・羅馬尼等に至るまで之が研究及施設に努力しあるの現況であつて、各國の瓦斯使用に關する觀念

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 軍の裝備



は自ら親はれる次第である。

殊に、隣邦「ソ」聯邦が華府會議に於ける協定に参加しあらず、最近甚大の努力を以て化學戰準備に關する諸般の施設を整備し、化學戰に任ずる専門部隊を有するのみならず、一般部隊も小單位部隊に至るまで化學部隊を附屬するの徹底振を示しあるは、吾人の大いに注意を要する處である。

**各國化學戰準備の施設** 各國は、鉅上の如く、毒瓦斯が戰時に於て必ずや、用ひらるべきことを豫期して萬端の準備を整へて居るのであつて、其の性質上表面的には多く喧傳せられぬが、實際の研究は眞に眞剣深刻なるものがある。

其の施設は、各國共、基礎の研究を政府に於て行ふの外、他面に於て毒瓦斯の平時用途を奨勵助長し、盛に化學工業の發達を促進し、以て有事の日に有利に轉換利用することを企圖して居るのであつて、化學戰に對する國民一般の常識を普及せしむるの努力と其の關心とは、未だ毒瓦斯の洗禮を受けざる我が國民の想像も及ばぬ處である。

**細菌戰** 近來、細菌を以て敵國を攻撃するの策案が論議されるやうになつた。固より條約に於て禁止されて居る處であり、又人道上よりも默視し難い處であるが、世界大戰の末期に於て既に一部使用せられたるやの形跡もあり、又近來隣邦中に特に此の方面の研究準備に力を用ひある國もあるから、吾人は之に對しても無防禦であつてはならず、十分なる研究準備を整へて萬一の日に悔を貽さぬの用意が必要である。

## 第二節 帝國陸軍の裝備

世界大戰の渦中に投ずるを免がれた我が陸軍が、戰後、裝備に於て列國に後れたるは蓋し自然のことであらう。爾後國防用兵上の要求と國家財政上の考慮との間に在りて苦慮克く屢次の軍備整備を行ひつつ銳意裝備の改善に努力したのであるが、其の進度たるや眞に遅遅たるものがあり寒心に堪へぬ次第であつた。偶、我が國を繞る國際情勢の切迫は軍の裝備の現狀に満足するを到底許さざるに至り、昭和八年以來國民全般の協力に依て時局兵備改

善案に基く作戰資材の整備を開始した。

併し乍ら世界大戰以來生じたる懸隔と、隣邦軍裝備の異常なる進歩とに因り、我が朝野に熱誠溢るるも充實力之に及ばず我が裝備の現状は列強に比し甚しく見劣りするのである。従つて一日も早く、少くも隣邦に拮抗し得るの域に達せしむることが肝要である。

## 第五章 航空及防空

近代戰に於ける航空部隊の威力は絶大にして、之が充實の如何は直ちに以て戰爭の運命を左右するばかりでなく、之が存在の事實は平時に於ける外交折衝にも微妙なる影響を與へんとして居る。一九三五年春獨逸の空軍再建の爆彈的宣言、英、佛の急速なる空軍擴張、米國陸軍航空の増強、英國及蘇聯邦の「空軍二箇國標準」主義の採用、又一九三九年に於ける歐洲大戰勃發に伴ふ航空生産の戰時擴充等、戰時生産力は平時生産の二倍乃至三倍に達

し、今や世界を擧げて空軍々備競爭時代を出現したるかの觀がある。

我が國に於ては、昭和十年度に於て航空及防空一部の増強を策せられ、昭和十二年度以降本格的に擴充せらるゝ事となつたのであつたが、支那事變の勃發を見てより爰に二年有餘、北、中南支に活躍しつつ而も「ノモンハン」事件に於ける陸軍航空部隊の活躍の如く北方に對し常に備へることの必要に迫られてゐるので、之が充實は實に現下の急務である。

而して本件は單に飛行機數の増加のみならず、航空事業の統一發展、特に航空工業の確立を期する爲最も有力なる中央行政機關を設けること、航空に關する技術の飛躍的發展を期する爲大規模なる航空研究の施設を行ふこと、有能なる技術者及従業員を養成することが必要であつて是非共萬難を排して其の完成に努めなければならぬ。然らざれば將來何時迄も歐米の後塵を拜するの域を脱することが不可能である。

そして又、斯くの如き措置を講じて置くことが一面軍備の經濟的維持上からも極めて有利

なのである。

### 第一節 將來戰に於ける航空兵力の重要性

世界大戰を契機として、航空機は異常の進歩を見せ、列國は戰後競うて其の發達を圖り、其の數及威力を増加して、空中勢力の充實に努めて居ることは既に周知の事實であるが、近時其の技術と用法の進歩が航空隊をして其の独自の威力を以て敵國深く重大な役割を演ぜしめるやうになつたことは、國防上に於ける航空機整備の地位を更に數段向上し、空軍の獨立制度を採る國さへ生ずるに至つた次第である。

加ふるに地上兵力に比較して、航空部隊は出動迅速、兵力の集中移動の極めて容易且敏速なること等は、將來戰が空より開始さるべきこと、制空權の獲得如何が爾後の戰爭の勝敗に重大なる影響を與ふることを豫想せしむるものである。

而して、航空隊の戰鬥力には、機械力の影響を多分に加味して居り、且地上兵力の場合

と異り其の全兵力を所望の地域に集中すること極めて容易であるから、航空兵力に關する限り、實に於ても、數に於ても、常に十分の勝算あるだけの整備充實を必要とすることは、議論の餘地無き所である。

特に在滿航空兵備並に支那に於けるこれが増強は、日滿共同防衛の重責から論ずるも、將た滿「ソ」國境を環る尨大なる「ソ」聯空軍の威壓的配置の事實より見るも喫緊の要事たることは誰しも認むる所である。

### 第二節 防空の重要性と其の施設

列國航空機の進歩發達は駭々として停るところなく、最近の戰鬥機の如きは最高速度實に六〇〇浬時に及び、爆撃機でさへも五〇〇浬時が標準とならんとする形勢にある。一九三九年四月二十六日獨逸に於ては、七七五・二浬と云ふ驚異的世界最高記録速度を樹立した。此の記録は一分間そこ／＼の短時間に出したに過ぎぬのであるが、此の記録に依つて

示されたる水準は、やがて實用機に依り到達されることを實證して居る點に於て大きな價值をもつてゐる。而して列國は此等性能の向上と其の數の増加に力め、「ソ」聯邦の如きは極東のみに於ても約二千の飛行機を有し、其の内には超重爆撃機約百を始めとし、多數の重爆撃機を有し、殊に其の大部を沿海州特に其の南部に配置してゐることは帝國の防空上特に注意を要する所である。加之「アラスカ」、支那及太平洋等に於ける列國航空勢力の進展は愈々防空の必要を痛感せしむるに至つた。

防空の一般の要領は既に世人の熟知する所であるから此處には省略するが、最近に於ける我が國及列國の防空要領に就ては更に一言を要するものがある。

往時は防空即ち要地防空であつて、例へば東京・大阪等の如き要地のみを防護するを以て足れりとしたが、今や防空は要地のみならず其の他の市町村に於ても之を必要とするやうになつた。蓋し從來は、要地防空の爲には要地の外周約百五十軒の範圍に防空監視網を構成し燈火管制を實施すれば可なりとして居たのであるが、之は數字上の原則であつて、實際に

於ては此等の要地を完全に祕匿せんが爲には更に遠方の市町村を祕匿するを要する。例へば、東京を祕匿せんとすれば水戸・新潟・直江津・仙臺・青森等を祕匿するを要し、水戸・仙臺等を祕匿せんとせば夜間其の附近一帯の燈火を管制するを必要とし、結局東京を祕匿する爲には東日本悉くに燈火管制の行はるるを要することとなる。防空監視に於ても、出来るだけ前方に防空監視哨を配置するに努め、敵機發見を速かならしむるを必要とする。以上は東京に就ての觀察であるが、大阪・北九州等に關しても同様であるから本邦主要地防空の爲には全日本の防空を必要とすることとなるのである。

又空襲は主要要地に對してのみ行はれるものではない。歐洲大戰の際、倫敦に向つた獨逸飛行機の大部は「ドーバー」・「マーゲート」等、最も獨逸の飛行根據地に接近せる小都市に對して爆撃を行つた。之は主要要地への途中にある市町村が試しの爆撃や又は歸途に就いた敵機の自暴自棄的爆撃を受くることを物語るものがある。而して所謂要地外と言つても、國家重要資源は到る處に散在し、又要地の防衛堅固と見ればそれ以外で空襲の目的を

達し様とするのは當然である。従つて要地以外の市町村も防空の準備と訓練とを整へて置くことが肝要である。

勿論、軍は防衛司令部を設けて防空の統制を行ひ、師團は其の師管の防空を實施し、主要なる地點には高射砲、照空燈、聽音機、飛行機、氣球等を配置されるが、此等軍の擔當する防空に加ふるに國民自ら行ふ防空が極めて必要である。國民自ら行ふ防空とは、航空機の來襲に因り生ずべき危害を防止し、又は之に因る被害を軽減する爲、陸海軍の行ふ防衛に則して陸海軍以外の行ふ燈火管制、消防、防毒、避難、救護竝此等に關し必要なる監視、通信及警報を謂ふものであつて、一昨年防空法及關係法令が制定され、其の體系が明らかになされた。

即ち軍の防空部隊を配置されると否とに關らず、都市竝に地方の状況に應じ、前記の必要なるものに付措置を講じ、以て陸海軍の行ふ防衛に則し之と一體となつて國家防空の完璧を期することが必要である。

獨逸は昭和十年三月再軍備を宣言するに方り、何時敵の空襲を受くるも之に對し得る如く防空の準備を整へた。従つて防空就中國民防空に徹底し、國立防空學校の外、州以下人口三千以上の町にも防空學校を設立、教官要員の養成等防空施設に於ては列國中最も周到なるものがある。佛國は獨逸の再軍備に對し直ちに空軍の大擴張に移り英國も亦空軍の擴張に努める一方内務省に空襲警備局を新設し、本格的防空に着手した。「ソ」聯邦に於ける防空施設は更に徹底してゐる、一般市民には強制的に防毒面を購入せしめ、屢々防空演習を實施して之に關する諸規定及施設等は平時から完成されてゐる。特に極東方面主要地には、平時から高射砲、照空燈等が配置されてゐて、防空演習の如き殆ど毎月一回位の割合で實施してゐる有様である。

### 第三節 列國の民間航空

#### 一、一般の趨勢

民間航空が、戰時に於て航空軍備の準第一線となるは疑なき所で、各國が財政窮乏に拘らず民間航空の發達指導に大なる力を用ふる所以も亦茲にあるのである。現に歐米各國が

目下採用しつつある軍事航空政策を見るに、其の手段方法に至りては夫の特色を示しあるも、平時大いに民間航空を發達せしめ、有時の際之を軍事に轉用することに依つて、空中勢力の充實擴大を容易ならしめんとするの方針に於ては、各國何れも其の軌を一にして居るのである。

各國の執れる其の政策の實情は第二篇に述ぶるが、就中、蘇聯邦の國防飛行化學協會制度並民間航空機の構造に關する統制政策、又會て軍用航空を禁止せられたりし獨國が民間航空に依て戰時航空勢力を形成しありしが如きは、特に注意を要するものである。

## 二、列國航空勢力の海外進出

列國は自國航空勢力の海外進出を圖り、一面に於て、戰時の爲自國航空工業を培養すると共に、他面、海外に政略及戰略的定期航空路を獨占せんとして猛烈なる競争を行つて居るが、就中

1 平時の定期航空路は戰時の作戰航空路として、航空兵力の移動に大なる價值を發揮すること

例へば、「ソ」軍の在歐航空兵力は、西伯利の定期航空路を利用して數日を出でずして極東に集中され得るであらうし、米國の太平洋航空路は直に戰時に於ける極東進出の足場となるであらう。

2 其の飛行場及諸施設は、有時の日直ちに航空部隊の根據地と化し得ること、従つて、戰路乃至は政略的の某目標に對して、平時より爆撃包圍の態勢を取り得ること

3 特に、支那に於ける各國の航空施設は、我が國防に對し戰時に當りては意外なる脅威を與へ得ること

本項に就ては、今回の支那事變に於て蘇聯邦軍用機の活躍に依りても明かなる事柄である。等は、我が國防上特に注意するものである。

## 第四節 帝國の航空、防空及民間航空

### 一、航空

現有兵力 大正十四年の軍備整理實施以來銳意航空兵力の整備充實に努力せるも、支那

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 航空及防空

事變當初迄はなほ飛行十聯隊(別に滿洲に飛行若干隊を置いて居る)に過ぎなかつた。昭和十年の航空防空緊急充備計畫に依り航空兵力一部の増強を實行することになつたが、之を隣邦航空兵力並施設の現況に比較すると尙著しく遜色があり、現状を以てしては國防の安固を期するに十分とは云ひ難い状態であつて、之が充實は最も緊急を要すること既に前章に於て述べた通りである。

飛行機は科學並工藝技術の進運に伴ひ驚異すべき進歩を示しつゝあるのであるが、我が陸軍に於ても連續不斷の研究を行ひ、列國航空界に伍して優秀なる新鋭機を現出せしめつゝある。航空機製造工業も官營・民營共に其の技術進歩し、之に伴ふ工場施設亦逐次整備せられ、今や飛行機體及氣球等は我が國獨特のものを製出し、且其の製造能力も従來平時の需要を充足し得るの状況であつたが、今次事變に於て著しく其の能力を向上しつゝある。而して發動機製造技術の未だ獨創的境地を開拓するに至らないのは甚だ遺憾であるが、此の方面に向つても軍民を擧げて研究に努力して居るから、名實共に我が國獨特の發動機の現出するの遠き將來ではあるまいと思ふ。最も歐米に於ける航空機工業の賑々たる發達に比するときは尙改善進歩の餘地頗る大にして、特に戦時に於ける製造能力に想到するときは、平時に於ける工業力の培養に更に一段の努力を拂はざるべからざることを痛感する次第であつて、尙平戦兩時に於ける需要量の調和に就いても當局と

しては頗る苦心して居る。尙内地製造に係る航空機の價格は逐年低下しつゝあるも、製造權・原料其の他生産量の關係等に因り未だ外國品に比し高價なるを免れず、且飛行機は漸次金屬製機に改善せられ、其の發動機も亦馬力向上せし結果著しく高價となり、之が整備の爲には比較的多額の豫算を充當せざるべからざる状況である。

## 二、防 空

昭和十一年防衛司令部の新設、高射砲聯隊の増設に引續き、昭和十三年防空學校の新設ありて、防空指揮機關と人員養成機關とを設置せられ、防空資材の整備等も著實実施せられつつある。而して此等軍防空の充備に伴ひ、併せて必要なるは國民防空の充實強化である。之が爲、既に防空法が制定され、國民防空の基礎を確立したが、今後益々防空施設を促進し、資材を整備し、防空訓練を實施して、如何なる空襲を受くるも泰然たる防空精神を堅持せしむる様訓練を行ふと共に、國民防空の任に當るものは國民全員であることを認識し、愈一致協力防空の完璧を期することが必要である。

## 三、民間航空

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 航空及防空

我が國の民間航空は、歐米各國に比して格段の差異があり、航空輸送の如きも、其の主なるものは、政府補助の下に設立した日本航空輸送會社の東京—大阪—福岡—京城—大連と、臺灣及北海道線の二線又「ローカル」線として東京—富山、東京—新潟線等を有し、又東京—新京間の日滿連絡線を完成し、稍、活氣を呈せるも之を世界空路に比較せば未だ極めて貧弱なものと云はねばならない。而して北鮮線を速に開設するは交通上にも國防上にも緊急の要事である。

その他、民間操縦士の數及質を増加改善し、又航空技術の進歩を圖る等我國の民間航空には近き將來に於て根本的の改革を加ふべきものが多い。

滿洲に於ては、昭和七年九月に日滿合辦の滿洲航空株式會社が新設せられ、同年十一月以來新義州・奉天・新京・哈爾濱・齊々哈爾・滿洲里・大黒河等の主要都市間に定期航空が實施せられ、又今次事變以來事變地との間に所要の航空路を整備し、大なる活躍振を示して居るのは慶賀に堪へない。之に依つて日滿支の航空連絡は逐次完成され、旅客は勿論、郵便

物、貨物等の輸送に新紀元を劃しつつある。

今後は益々官民協力して、國內民間航空の發達及更に進んで海外航空路の開拓に邁進しなければならぬ。現下に於ける民間航空の行政、研究、養成諸機關の狀況は次の通りである。

#### 中央行政機關

民間航空事業向上の第一工作として、從來逡信省内に在りし航空局が昭和十三年初頭外局に昇格された。併し列國の狀況を思へば更に之を強化することが急務である。(航空院—航空省などに)航空研究機關

綜合的研究機關設立のため、「中央航空研究所」の設置が計畫され、其の第一手段として昭和十三年六月十五日附で、「中央航空研究設立準備部」の官制が公布された。將來此等の研究所を列國の研究所に伍せしむると共に之を凌駕せしむることが緊要である。

#### 乗員養成機關

從來乗員養成所の外に、目下中央養成所の設立準備中(昭和十五年初頭より活動するならん)養成機關の現狀は列國のそれと比較するに寒心に堪へぬものがある。



## 第六章 國家總動員施設

### 第一節 國家總動員の概念

#### 一、國家總動員の意義

國家總動員とは有事に際し國防目的達成の爲、國の全力を最も有効に發揮せしむるやう、一切の人的、物的資源を統制運用するのを謂ふのである。

茲に人的資源と謂ふのは單に人員のみならず、人間の有する精神力、技術能力及勞働力等の一切を含む意である。

#### 二、國家總動員の必要

近代戦の特色は國家總力戦である。即ち往時の戦争は武力戦が大部分を占め、武力戦の勝利者は即ち戦争の勝利者であつたが、近代戦に於ては武力戦は戦争の一段となり、之と併行して激烈なる經濟戦、思想戦、政略戦等が行はれ、此等の戦に於ても敵を壓倒

するに非ざれば戦争に最後の勝利を得る事が出来なくなつたのである。蓋し近代戦に於ては使用兵力は著しく尨大となり、裝備も科學的、機械的に優良複雑となつて來たので之に要する物資並經費は莫大なる額となり、従つて此の軍需を完全に充足すると共に國民生活を確保する爲には經濟の動員を必要とし、又戦争規模の増大に伴ひ國民の受ける打撃は益々増大して來たのみならず、戦争は持久に陥り易い特性を有するに至つたので、國民の思想動員が必要となつて來た。尙近代戦争の特色は一國對一國の戦争に止まらず、利害關係せる數國對數國の戦争に陥り易いので外交戦は特に重要視せねばならぬのである。故に此等の戦に勝利を得る爲には兵員の大動員は勿論、國家は總動員を行ひ、一國の全智全能を發揮し、其の有する人的、物的、有形、無形の凡ゆる戦力を擧げて戦争遂行を集中する事が緊要であり、國防資源に乏しい帝國に於ては之が研究準備は一日も忽にすべからざる所である。

#### 三、國家總動員業務の内容及施設

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

國家總動員の包括すべき範圍は頗る廣汎であつて國家の全部面に互るものであるが、其の主要なるものを擧ぐれば、精神動員、人員動員、産業動員、財政金融動員、交通動員、科學動員、情報宣傳、警備等がある（其等の詳細は第二節參照）、而して之が計畫及實施の機關としては、各國共行政各省をして夫の部面を擔任せしむる一方、別に之を統轄する爲專任の一機關を設けて居るものが多い。我が國の企畫院、英國の帝國國防委員會、佛國の最高國防會議、米國の國防諮問會議等が之に該當する所のものである。

尙總動員の實施は國民の諸權利に對する所要の強制力を伴ふの要ある爲、特種の法令の制定若は準備を必要とするのであつて、我が國に於ては昭和十三年四月國家總動員法が公布せられ現に一部實施中の事は周知の通りであるが、佛國に於ては一九三八年七月戰時國民一般組織法を、伊國に於ては一九二五年六月戰時國家組織法を、一九三一年十二月には右の組織法を詳細に規定した戰時規律に關する法律を、又米國に於ては一九二〇年六月國防法を夫、公布施行して居り、此等諸國の法令は我が國の國家總動員法と同一目的の爲に制

定せられたものである。

#### 四、國家總動員準備の平時に於ける寄與

元來國家總動員の必要は戰時を目的として生じた事は既述の通りであるが、其の施設は平時に於ても國力を増進するの見地に於て國家に大なる寄與を爲す處があるのである。蓋し其の計畫の進捗に伴ひ國防重要産業の振興、過剩資源の消化、代用品の研究等を促進すると共に、延いては巨額に上る軍需品の死藏を節約し、更に必要なる經濟統制を行ふ等平時より國家の經濟的發展に貢獻するのみならず、國家總動員意識が與へる國防の認識と、精神動員準備の爲に起される國民精神作興運動とは、國民の思想上に著大な精神的寄與を爲すからである。

### 第二節 帝國の總動員準備施設

#### 一、通 說

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

帝國は日清、日露の兩戰役に於て國運を賭して戦つたが、一般國民は單に精神動員に止まり、所謂國家總動員を實施した事はない。然るに世界大戰に於ける各國の苦き經驗に刺戟せられて、總動員準備の必要を痛感し、大正七年軍需局を設置し、更に之を擴張して國勢院を設立し、次で之を廢止し、昭和二年新に資源局を設立して帝國總動員の基礎を確立したのであるが、支那事變の遂行中、昭和十二年十月企畫廳と合併して企畫院となし今日に及んだのである。而して今次事變に於ては平時計畫に基き其の一部を實施したのであるが、其の概要は第三節に於て述べる事とする。

今帝國總動員準備施設の極めて概要を説述すれば次の通りである。

## 二、國家總動員の準備機構

### (一) 平時機關

國家總動員業務は殆ど國政の全般に關係を有して居るので、一省一局の到底專掌し得る所ではない。故に關係各廳に於て分掌するのを至當とするが、各廳間に於ける

業務の調整統一を圖る爲特別に中央統轄事務機關を設くる必要がある。又業務の本質に鑑み廣く衆智を集め、舉國一致を期する爲別に官民合同の諮詢機關を設置することが緊要である。

總動員準備機關の體系、組織、任務等の大要を述べれば左の通りである。

#### 1 總動員準備機關の體系

國家總動員の準備機關は中央機關及地方機關より成り、中央機關は之を統轄事務機關、諮詢機關及執行機關に分ち、地方機關は現在の地方諸官廳をして兼ねしめてある。

#### 2 中央機關

##### 統轄事務機關(企畫院)

中央に於ける總動員業務の統一に任ずる爲内閣に企畫院が設けられてある。企畫院は内閣總理大臣の管理に屬し、國家總動員計畫の策定及遂行に關する各廳事務

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

の調整統一を圖ると共に、平戦時に於ける綜合國力の擴充運用に關する事務を管掌するのである。企畫院には専任職員の外關係各廳高等官中より參與及事務官を兼任せしめ、又學識經驗に富む者を以て委員を命じ國家總動員業務の向上進歩を期しつつある。

情報宣傳に關する業務も總動員業務の一部たる關係上企畫院に於て統轄する主義には何等變化ないが、其の業務の特質上別に一機關(内閣情報部)を設け各廳事務の連絡調整と各廳に屬せざる事項の處理とに任せしめつつある。

#### 諮詢機關(企畫審議會)

諮詢機關として企畫審議會が設けられてある。

企畫審議會は内閣總理大臣の監督に屬し、其の諮詢に應じて平戦時に於ける綜合國力の擴充運用に關する重要事項を調査審議する。尙右の件に關し内閣總理大臣に建議する事が出来る。企畫審議會は總裁一名、副總裁一名、委員若干名を以て

組織し、必要ある時は更に臨時委員を置く事が出来る。總裁は内閣總理大臣、副總裁は企畫院總裁を以て之に充て、委員及臨時委員は内閣に於て之を任命するのである。

#### 執行機關(關係各廳)

事務の執行は原則として當該資源の關係廳が之に任ずる。

#### 3 地方機關

各廳に隸する現在地方機關之に任ずる。

### (二) 平時法規

#### 1 國家總動員法

國家總動員の準備及實施に關する法律としては、軍需工業動員法があつたが、本法は軍需品の整備を目的とするのであるから、國家總力戰の今日、法のみでは不十分であるので、支那事變中、昭和十三年四月軍需工業動員法を廢止して國家總動員陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概觀 國家總動員施設

員法を制定し、軍需品整備の外國民生活の確保、其の他一般政務の圓滑なる運用を圖るに至つた。

本法は右の見地に基き需需工業動員法の内容を悉く包含する外廣く一般の勞務、物資、事業、施設、資金等の統制運用並著作出版の制限、諸計畫準備、試験研究等に關し新に規定し、又内容を擴充せられてある。

本法には戰時にのみ發動し得る部分と、平戰時を通じて發動し得る部分とがある。前者に屬するものは人員、物資、資金及施設の動員並事業の組織、價格統制、言論一部の統制等に關する事項で、後者に屬するものは國民の登録、技能者の養成、物資の保有、事業計畫の設定及演練、試験研究、事業助成、補償、報告、立入検査、國家總動員審議會等に關する事項である。

## 2 資源調査法

本法は政府に人的及物的資源の調査の爲、個人又は法人に對し必要なる報告又は

實地申告を命じ得るの權限を附與したもので、之が施行の區域は内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に及んで居る。

## 3 資源調査令

資源調査法に於て資源調査の範圍、方法、其の他必要事項は勅令に依つて定められることになつてゐるので、本令は資源調査法施行に關する内閣總理大臣の統轄權、各省大臣の行ふ調査事項、時期等を規定せるものである。

## 4 各省令

内務、商工、遞信、鐵道、厚生等の諸大臣は各擔任の調査に必要なる省令を定め實施の細部を規定してゐる。

## 5 其他

各種の事業法、増産法、開發法、統制法等皆國家總動員の關係法規で、此等に基き資源の増加並に統制を圖りつつある。

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

### 三、國家總動員業務の概要

#### イ、精神動員

精神動員は國家總動員の根柢を爲すものである。

即ち戦争は人生最大の悲惨事たるのみならず、國家の興亡を決する重大事であるから之を遂行する爲には國民の鞏固なる團結は緊要無二の要件である。戦闘の勝敗が軍の精神的要素に支配せらるる如く、戦争も亦最後の決は國民の結束力と、繼戦意志の強否に依て決せらるる事は古來戦史の實證する所であつて、彼の世界大戰に於ける露國の崩壊や獨逸敗戦の歴史は軍に戦闘力があつても、國民の戦意が喪失したならば遂に其の國家は敵の軍門に和を乞ふの外道無きを如實に物語るものである。故に開戦に方つては戦争目的に鑑み國民に對する指導精神を確立し、其の進むべき方向を明示して、國論を統一すると共に、敵國の宣傳を防止し、又空襲及謀略等に對する脅威除去、生活必需品の配給、國民保健並遺族及傷痍軍人に對する扶助救護等の諸施設を完備し、且其の實施を適切ならしめ以て國民

生活に安定を與へ、鞏固なる國民的團結を完成する事が必要である。戦争が長期に亙る場合に於ては特に注意を要する所である。

我が國は過去數度の戦役並事變に於て、所謂國家總動員は意識的に實施した事はなかつたが、精神動員は毎回完全に行はれ、國民的團結の力を以て能く難局を打開し、以て今日の大を爲したのである。

帝國は比類なき國體と建國精神に立脚し、鞏固なる精神的團結を結成して居るが、其の國民性は熱し易く冷め易く、而も長期の艱難に對し、堅忍持久の試練に乏しいので、戦争一度長期戦に陥らんか、戦争繼續に依る國民生活の壓迫は時として鞏固なる結束に動搖を生ずるの虞なしとしない。之が爲平時より誤れる思想を排除し、各種の方策を講じて日本精神を鼓吹すると共に社會政策を徹底し、國民をして其の所に安ぜしむるは勿論、戦時崇高なる國家觀念に基き、小我を捨て、大我に就き、喜んで國家の統制に服せしめなければならぬ。

## ロ、人員動員

七〇

現代の戦争は規模が非常に大きいので、極めて多くの兵員を要する事は言を俟たない所である。之を數字で示せば日露戦争に於ては日本は百萬の軍隊を動員したと言はれて居るが、世界大戦では英國が八百六十五萬、佛國が八百四十萬、露國が一千二百萬、伊國が五百五十萬、獨國が一千百萬、奥匈國が六百五十萬の兵員を夫、動員し、十六歳から六十歳迄の男子百人中戦役勤務に服した者が英國五十四人、佛國六十人、伊國四十七人、獨國六十人、奥匈國六十四人で平均五十七人と稱せられて居る。近代戦に於ては斯くの如く多數の兵員を必要とする外之に必要なる兵器、彈藥、機械、器具、被服、糧食、衛生材料、獸醫材料等を製造し、又之を輸送する爲に極めて多くの人員を必要とするのである。

將來戦に於ては軍動員、軍需動員、總動員の爲斯くの如く莫大なる人員を必要とするので、平時の如く各人の自由意思に依る就職のみでは量的、質的に到底所要を充す事は出來

ないので、戦時人員資源の配當に關しては大規模の統制を必要とするのである。即ち先づ兵員を完全に充足すると共に科學者、技術者、船員、職工、坑夫等の移動及就職を規正し、此等の不足に對しては急速養成の處置を講じ、以て軍需品の供給並國民生活に遺憾なからしめ、且適材を適所に配置して全能力を發揮せしむる事が必要である。

人的資源は總ての基礎を爲すに拘らず、古今東西を通じて凡そ一番遅れて居るのが人の問題である。故に假令立派な機構、法令が出來、又結構な生産計畫が成立しても仲々實效が舉らないのである。併し斯くの如き状態に放任することなく、平時より少くとも人員統制の準備のみは確立し、必要に際しては直ちに所要の人員を充足して國防に遺憾のない様豫め準備を整へて置く必要があるのである。

日本に於ける人員統制の法律としては古きは徵發令、新しきは國家總動員法のある事は周知の通である。

徵發令は明治十五年太政官布告に依るもので、徵發し得るものは陸海軍官憲のみで、

徴發せらるべき者は人夫、職工、坑夫、洗濯人の類に限定せられて居り、國家總力戰の今日甚だ不十分なるを以て國家總動員法には帝國臣民の總てを完全に織込まれたのである。

我が國の人口は相當多く、人的資源に恵まれて居る事は大に強味とする所であるが、總動員、軍需動員の計畫を樹てて見ると思ふ様に人が得られないのである。故に人員動員に於ては現在する人員を如何に統制運用するかを研究すると共に、將來の爲優良なる日本人を澤山生産する事に努め、又新附の民を最も有利に使用し、相携へて國防を完からしむる様平時より十分の研究準備を必要とするのである。

#### ハ、馬匹動員

軍機械化の趨勢にも拘らず戰時頗る多數の軍馬を必要とすることは云ふ迄もないが、國內産業維持の爲にも亦夥しき多數の馬を必要とするから、平素に於ける馬資源の涵養は極めて緊急事項である。之が爲過般日滿を通ずる馬政國政を樹立して内地、外地及滿洲を通

じて馬の生産及分布の調整を圖り、又今次の事變の經驗を基礎として内地馬政計畫を改變して、劃期的に馬産の振興を促すこととなつたが、將來之が實效を收むる爲には朝野一致の努力を要するものと認める。

#### ニ、産業動員

平時産業は國民生活を主體とするが、戰時産業は軍需充足を以て第一義とする。即ち戰時の軍需は極めて老大で、其の全部を平時から貯藏して置く事は如何に富める國と雖も國家經濟が之を許さないばかりでなく、必ずしも得策ではない。而して戰時軍需の全部を軍自體に於て生産する事は之亦不可能であるから民間産業を統制し、必要に應じ工場事業場の新設、擴張、轉換を行ひ、又は之を管理し、使用し、收用して軍需の充足を完全ならしむると共に、國民生活に必要缺くべからざる物資の生産を確保する事が緊要である。而して之が轉換を容易ならしむる爲には平時より戰時經濟の根基を確立し、平戰兩時の産業政策を調和し、戰時に於ける軍民の需要を満足せしむる準備を完成し置く事が必要であ



る。

不足資源に對しては速かに生産増加を圖ると共に、節約、回收、代用品の利用等に努め、尙爲し得る限り輸入に依り補填するも、極めて重要なるものは所要量を平時より貯藏し、之が配給に關しては強度の統制を必要とする。

貿易に關しても所要の統制を加へ、總動員上必要なる物資の輸入を促進すると共に大いに輸出を奨励し、輸入の爲の決済資金の獲得に努めねばならぬ。

以上の如き統制を行ふ爲には愛國心に基く國民の犠牲的精神に俟つ事勿論であるが、之が爲受くる損失に對しては所要の補償を行ふと共に、失業者に對しては之を救済するの途を講じ、以て國民生活に破綻を生ぜしめない事が肝要である。

尙帝國の産業動員に關しては特に左記諸點に著意する事が必要である。

#### 1 帝國の總動員は軍需優先を徹底せしむる事

總動員の主眼が國防目的達成にある以上軍需優先は原則であるが、陸海兩方面に尤

大なる軍需を必要とするに拘らず資源に乏しい帝國に於ては、資源を最も有効に利用する爲此の原則を徹底せしむる事が緊要である。之が爲民需に極度の抑制を加ふる事あるべきも、剗切なる指導に依り、其の必要性を認識せしむると共に、精神指導に依り益々志氣の振興に努めねばならぬ。

#### 2 帝國の國防資源は東亞自給を策する事

資源に乏しい帝國は重要國防資源中遠く海外に依存して居るものが少くない。戦時之が確保は大なる危険性があるので、帝國の提携圈内たる東亞特に日、滿、支に於て獲得する事に努めねばならぬ。之が爲右地域に於て諸種の手段を盡して不足資源の開発、増産を促進すると共に、貿易其の他の手段に依り「ブロック」内の資源を最高度に取得、利用する様努力する事が必要である。

#### ホ、財政金融動員

日露戦争に於て我が國の消費した金額は約十五億圓であるが、世界大戦に於ては英國は

七百三十八億、佛國は五百二十二億、米國は四百四十三億、露國は三百八十七億、獨國は六百三十四億、奧國は三百四十五億の金を夫、消費して居る。

戰爭規模の擴大に伴ひ、將來戰に於ける戰費は莫大なる額に上るべく、之が財源は租税の増徴、官業の増收、公債の増發、國防獻金等に俟たねばならぬ。右の中増税は財政的にも最も堅實なる方法で政府は固より之を斷行すべく、國民亦之に伴ふ苦痛は忍ばなければならぬが、之に依り多額を期待する事は困難なので畢竟戰費の大部は公債の増發に依らなければならぬ。此の場合に於ては其の市場消化力を増大する事が肝要であるから、一般國民は物資の節約と共に浪費を省き、以て剩し得たる金で公債を買ふか、或は貯蓄して資金の集中を圖る事に心掛けねばならぬ。

物價統制は國民生活を安定せしむる爲極めて緊要である。之が爲物資の賣惜み買占めを禁止し、暴利を取締り、又所要に應じ市場價格、貨銀、料金及運賃等の標準を公定し、配給組織の改善と相俟つて目的を達成する事が必要である。

#### へ、交通動員

交通動員は運輸動員と通信動員に區分する事が出来る。戰時に於ては陸海軍の作戰輸送は尤大を極め、一般物資の移動も亦増加するので、先づ軍の作戰輸送を完うし、更に諸物資の輸送系統を考慮して國內全輸送機關の全能力を發揮する様統制する事が必要である。

即ち陸上輸送に於ては鐵道の能率的管制、交叉輸送防止、小運送との聯絡改善等、海上輸送に於ては不足船腹の充足を努むる外、配船の統制等の處置を講じ、尙港灣施設の全能力を發揮し、海陸聯接の萬全を圖る等の處置を必要とする。

通信に關しては既設施設を軍用に供せしむる外、防空並總動員警備等の要求に適應する如く所要の新設擴充、優先的使用等を律する事が必要である。

#### ト、科學動員

將來の戰鬪は科學の爭鬪であるから、統帥の妙、訓練の精と相俟つて科學奇襲により

敵の意表に出で之を壓倒する事が緊要である。故に戦争に方つては凡ゆる科學研究機關と科學者とを動員して其の目的達成に努むると共に、其の成果に依り物資の不足を補ふの方策を講ずる事が必要である。

今次支那事變の體驗等に鑑み、大いに科學の力を利用して代用品の研究を完成し、日、滿、支産出の物資を以て兵器は勿論、國民必需品の大部を製造し得る域に達せしめなければならぬ。

### 子、情報宣傳

戦争に方つては廣く内外の各種情報を蒐集して情勢を判断し、適切なる對内宣傳に依り教化と相俟つて國民精神を作興し、時局認識を徹底せしめ以て戦争遂行を容易ならしめ、又機宜に適する對外宣傳に依り、第三國に對しては適切なる外交と相俟つて我に有利なる雰囲気醸成せしめ、敵國に對しては謀略と相俟つて其の戦争遂行を困難ならしむる事が肝要である。

### リ、警備

將來戦に於ては航空機の發達、謀略戦の熾烈化と相俟つて國內到る處警備を要するに至るのであるが、軍隊は其の本來の任務に鑑み、外敵攻撃に當るので國內警備に充當する兵力は最少限度に止め、其の大部は總動員警備機關に委せらるるのである。即ち國內警備は國民自ら之に當る事が肝要で、警察力を主體とする國內諸機關が之に當るのである。

次に著意すべきは秘密の保護である。國家總力戦の今日、一國の戦争能力判断に方つては單に其の兵力のみならず、其の背後の國力が幾何程度の戦争に堪へ得るやを判断する事が極めて緊要で、各國共其防諜に努めて居るのである。而して其の判断資料の一例を擧ぐれば次の如きものである。

#### 1 兵員資源特に幹部の補充能力

#### 2 軍事的産業統制

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

- 3 國家總動員準備
- 4 重要軍需品原料獲得の可能性
- 5 工業の武器製造能力
- 6 燃料及動力資源
- 7 食糧資源
- 8 戦争繼續に要する國內經濟的資源
- 9 所要戦費及戦費調達組織

將來戦に於てはかかる總動員秘密の探查蒐集は益々巧妙且活潑となる事は疑を容れない處であるから、舉國一致特に秘密の保護に注意し、苟も戦争遂行能力判定の資料となるが如きものを敵に與へざる様嚴に戒心を加ふると共に、速に之を法制化して目的達成に努めねばならぬ。

#### 又、軍機軍令との關係

以上の如く國家總動員業務は凡そ國家の諸政策及諸機關と悉く關係を有するものであるが、軍機軍令に關與し得ない事は統帥權獨立上當然である。

併しながら軍政事項は總動員と關聯を有するので、準備並實施に方つては各方面と調和を保ちつつ軍の目的達成に努むる事が肝要である。

#### ル、日滿支の關係

帝國と滿洲國とは國防竝に經濟上不可分の關係に在るので、總動員計畫の立案に方つては同一方針の下に資源は彼此融通し、緊密なる關聯を保持せしむるのみならず、軍需充足の見地より軍需産業を滿洲に推進し、或は勃興せしめ置く事が必要である。尙日滿と共に提携すべき新興支那に就ても同様の考慮が必要である。

### 第三節 總動員機關及總動員關係法令

#### 一、總動員機關の新設又は改編

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

## イ、企畫院

從來國家總動員に關する中央統轄事務は資源局が之に任じ、關係各廳高等官より成る委員會を設けて各廳との連繫に努力したが、企畫廳との業務に重複して居る部分が多く、之が迅速なる處理に多大の不便を感じたので、昭和十二年十月二十五日遂に豫ての懸案であつた兩者を合併して現在の企畫院とし、之をして國家總動員計畫の設定及遂行に關する各廳事務の調整統一を圖ると共に、平戦時に於ける綜合國力の擴充運動に關する事務を掌らしめる事とし、大に其の陣容を整備し各廳に對する統制力を強化せられたのである。

## ロ、燃料局

液體燃料は戰爭に必須缺くべからざる重要資源であるので、速かに之が資源を開發すると共に、人造石油事業を振興せしめ、又代用燃料の有効利用を促進する爲獨立機關を設くる必要を感じ、昭和十二年六月商工省の外局として現在の燃料局が新設された。

## ハ、内閣情報部

平戦時を通じ統一ある情報宣傳の緊要であるのに鑑みて、曩に内閣に情報委員會を設け、情報宣傳に關する各廳事務の連絡調整に任じて居たが、支那事變發生後之を強化する必要に迫られて、昭和十二年九月之を擴充強化して現在の内閣情報部となつた。

## ニ、總動員關係法令

## イ、國家總動員法

資源局十年の歴史を経て國家總動員計畫も漸く其の態容を整へたが、之が遂行の爲には幾多の戦時立法を必要とする状況であつたので、國家總動員の基本法制定の必要を認め、昭和十二年初頭から之が、具體的準備に着手したが、支那事變發生と共に之を促進し、遂に第七十三議會の協賛を経て昭和十三年四月此の大法典の制定施行を見るに至つたのである。

## ロ、其他の法令

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

國家總動員關係法律としては、軍需工業動員法及資源調査法を初め、次のやうな幾多の恆久又は臨時法の制定を見て居る(軍需工業動員法は總動員法の成立と共に廢止せられた)。

1 支那事變前の制定

自動車製造事業法

日本製鐵株式會社法

製鐵事業法

石油業法

帝國燃料興業株式會社法

人造石油製造事業法

アルコール專賣法

揮發油及アルコール混用法

米穀統制法

重要肥料業統制法

2 支那事變後の制定(昭和十四年十一月一日現在)

増産の爲

石油資源開發法

重要礦物増産法

工作機械製造事業法

航空機製造事業法

硫酸アンモニア増産及配給統制法

産金法

輕金屬製造事業法

帝國鑛業開發株式會社法

造船事業法

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

樺太に於ける石炭の採掘に関する件(改正)

管理統制の爲

電力管理法

臨時船舶管理法

輸出入品等に関する臨時措置に関する法律

貿易及關係産業の調整に関する法律

臨時資金調整法

飼料配給統制法

臨時肥料配給統制法

臨時馬の移動制限に関する法律

米穀の應急措置に関する法律

職業紹介法改正法律

米穀配給統制法

軍馬資源保護法

種馬統制法

以上の中産業の統制上最も廣汎な権限を有して居る所の臨時立法は、昨昭和十二年九月制定せられた「輸出入品等に関する臨時措置に関する法律」であつて、支那事變に關聯し、國民經濟の運行を確保する爲特に必要のあるときは命令を以て指定する物品の輸出入を制限又は禁止し得るばかりでなく、需給調整を必要とする物品の製造、配給、讓渡、使用、消費又は需給調整協議會の設立に關しても必要な命令を爲し得る事となつて居る。尙左に我が國の國家總動員法、軍機保護法並に軍用資源祕密保護法を記して参考に資する。

國家總動員法

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概觀 國家總動員施設

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一、兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二、國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三、國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四、國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五、國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六、國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七、國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八、前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他物資
- 九、前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一、總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二、國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三、國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四、國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
- 五、國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務

六、國家總動員上必要ナル試驗研究ニ關スル業務

七、國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務

八、國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務

九、前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル勅令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル勅令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル勅令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル勅令ヲ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設



免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキ、總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受グルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ組合ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タラシムルコトヲ得  
政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得  
政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ檢査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要

ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ選定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅

令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル拂下ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二、第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三、第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

四、第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者  
五、第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用若ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

六、第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二、第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三、第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定者若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四、第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

五、第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者

二、第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二、第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者  
三、第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者  
第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者  
二、第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者  
三、第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者  
第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人  
及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ  
罰金ニ處ス  
新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ  
同ジ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又  
ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ  
第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲  
役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十

圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ  
關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ  
漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人  
ノ業務上ノ祕密ヲ漏泄又ハ竊明シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收  
受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行  
爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキ  
ハ其ノ價格ヲ追徴ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ  
五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第  
三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反

行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス  
 第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用  
 人其ノ他ノ従業員ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人  
 ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ  
 本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス  
 第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家總動  
 員會議會ヲ置ク  
 國家總動員會議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス  
 本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタル  
 モノト看做ス  
 軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

軍機保護法(昭一二、八、一三)  
法律七二號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル軍機保護法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍機保護法

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スルハ作戰、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項  
 又ハ圖書物件ヲ謂フ  
 第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
 軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ  
 前項ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス  
 第三條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三  
 年以上ノ懲役ニ處ス  
 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者  
 ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ處ス  
 第四條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲  
 役ニ處ス  
 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタ  
 ルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス  
 第五條 偶然ノ原由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ六月  
 以上十年以下ノ懲役ニ處ス

偶然ノ原由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、收集シ又ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

情ヲ知リテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第七條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ他人ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲グルモノニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 軍港、要港又ハ防禦港

二 堡壘、砲臺、防備衛所其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル防禦營造物

三 軍用艦船、軍用航空機若ハ兵器又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ前條第一項ノ防禦營造物又ハ軍事施設ノ周圍ノ地域ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣所管ノモノニ付區域ヲ定メ其ノ區域ニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者亦前條第二項ニ同ジ

第十條 許可ヲ得ズ若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ詐偽ノ方法ヲ以テ許可ヲ得テ第八條第一項第二號若ハ第三號ニ掲グルモノニシテ同條ノ禁止若ハ制限ニ係ルモノ又ハ前條第一項ノ區域ニ侵入シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第八條第一項又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生ジタル圖書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書物件ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空其ノ他國土防衛ノ爲軍事上ノ秘密保護ノ必要アルトキハ命令ヲ以テ空域、土地又ハ水面ニ付區域ヲ定メ左ニ掲グル行爲ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 其ノ區域ニ於ケル航空

二 其ノ區域内ノ氣象ノ觀測又ハ其ノ區域内ノ水陸ノ形狀若ハ施設物ノ狀況ノ測量若ハ空中、高所ヨリノ撮影又ハ其ノ複寫若ハ複製

前項第一號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處シ同項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生ジタル圖書ヲ他人ニ交付シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ演習又ハ兵器實驗等ニ際シ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ演習又ハ實驗等ヲ行フ空域、土地又ハ水面及其ノ周圍ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メ之ニ出入スルコトヲ一時禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ開港場以外ノ水面ニ付區域ヲ定メ外國船舶ノ之ニ出入スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ情狀重キトキハ其ノ船舶ヲ沒收ス

第十五條 第二條乃至第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十三條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條 第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者亦前項ニ同ジ

第十七條 第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項又

ハ第十三條第二項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 本法ノ罪ヲ犯シ因テ得タル財物ハ犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ財物ガ犯人以外ノ者ニ屬シ又ハ消費其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第十九條 第二條乃至第五條、第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條又ハ第十二條第二項乃至第四項ニ規定スル犯罪行爲(未遂罪ノ場合ヲ含ム)ヲ組成シタル物又ハ其ノ犯罪行爲ヨリ生ジタル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有ヲ問ハズ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒取スルコトヲ得

前項ノ沒取ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 第二條、第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十二條第二項、第十五條又ハ第十六條

第一項ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス

第二十一條 第二條乃至第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十五條乃至前條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

軍用資源秘密保護法(昭一四、三、二五) 法律第二五號

第一條 本法ハ國防目的達成ノ爲軍用ニ供スル(軍用ニ供スベキ場合ヲ含ム)以下之ニ同ジ)人的及物的

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 國家總動員施設

資源ニ關シ外國ニ秘匿スルコトヲ要スル事項ノ漏泄ヲ防止スルヲ以テ目的トス

第二條

陸軍大臣又ハ海軍大臣(官廳ノ管理ニ屬スルモノニ係ルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣)ハ左ニ掲グルモノニ就キ命令ヲ以テ軍用資源秘匿ヲ指定ス但シ公示ヲ不適當トスルモノニ係ル指定ハ當該事項又ハ圖書物件ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對スル通知ヲ以テ之ヲ爲ス

一、全國(關東州及南洋群島ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル設備ノ種類別數(之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ)及政府ノ決定シタル生産計畫竝ニ此等ヲ表示スル圖書物件

二、兵器ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル工場事業場ノ當該兵器ノ生産額、生産能力竝ニ生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別數及其ノ設備ニ屬スル從業者ノ總數(之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ種類別數竝ニ此等ヲ表示スル圖書物件

三、兵器以外ノ軍用ニ供スル重要ナル物資ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル工場事業場ノ當該物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別數及其ノ設備ニ屬スル從業者ノ總數又ハ種類別數竝ニ政府ノ決定シタル生産計畫竝ニ此等ヲ表示スル圖書物件

四、全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯藏額及貯藏設備ノ貯藏能力、此等ノ判定資料タル重要ナル貯藏設備ノ當該物資ノ貯藏額及貯藏能力、政府ノ決定シタル當該物資ノ貯藏計畫竝ニ此等ヲ表示スル圖書物件

五、政府ガ貯藏セシメタル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯藏額、政府ガ當該物資ヲ貯藏セシメタル貯藏設備ノ貯藏能力、政府ノ決定シタル當該物資ノ貯藏命令等ニ係ル貯藏計畫竝ニ此等ヲ表示スル圖書物件

六、全國又ハ一地方又ハ重要ナル港灣ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ輸入額及政府ノ決定シタル輸入計畫竝ニ此等ヲ表示スル圖書物件

七、全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル特殊技能者其ノ他ノ重要ナル人的資源ノ總數又ハ種類別數及此等ヲ表示スル圖書物件

八、全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル航空機、自動車又ハ馬ノ總數又ハ種類別數及此等ヲ表示スル圖書物件

九、軍用ニ供スル重要ナル鐵道ノ輸送能力及輸送能力判定資料タル輸送統計、此等ヲ表示スル圖書物件竝ニ軍用ニ供スル重要ナル鐵道ノ施設又ハ車輛ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容

十、軍用ニ供スル重要ナル飛行場又ハ其ノ附屬設備ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容

十一、軍用ニ供スル船舶ニ於ケル特殊設備ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容

十二、軍用ニ供スル重要ナル通信連絡系統及其ノ通信能力、此等ヲ表示スル圖書物件竝ニ軍用ニ供スル重要ナル通信設備又ハ其ノ設備ノ通信能力若ハ連絡系統ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容

十三、陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ命令若ハ委囑ニ依ル重要ナル試験研究又ハ軍事上秘匿ヲ要スル發明



考案ニ關スル事項及圖書物件

十四、軍事上秘匿ヲ要スル氣象ニ關スル重要ナル事項及圖書物件

十五、特ニ秘匿ノ措置ヲ要スル第二號乃至第五號及第九號乃至第十二號ニ規定スル設備、第十三號ノ試験研究ニ關スル設備並ニ此等ノ機構及性能並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

第三條 軍用資源秘密トシテ秘匿スルノ要ナキニ至リタルモノニ付テハ其ノ指定ヲ解除ス

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル解除ノ場合ニ之ヲ準用ス

軍用資源秘密ニ關シ政府ノ公表シタルモノアルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ内容ト爲リタル部分ニ限リ其ノ指定ノ解除アリタルモノト看做ス

第四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍用資源秘密ニ屬スル圖書物件ニ一定ノ標記ヲ附セシムルコトヲ得

第五條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第二條第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ニ屬スル設備ヲ秘匿スル爲ニ必要アルトキハ其ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對シ當該設備ノ遮蔽其ノ他之ヲ秘匿スルニ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第六條 陸軍大臣又ハ海軍大臣(官廳ノ管理ニ屬スルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣)ハ第二條第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ニ屬スル設備ヲ秘匿スル爲ニ必要アルトキハ命令ヲ以テ之ニ付立入又ハ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第七條 政府ハ軍用資源秘密ヲ秘匿スル爲特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍用資源秘密ヲ

記載スル登記簿ノ閲覧又ハ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ制限スルコトヲ得

第八條 政府ハ第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ヲ秘匿スル爲特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法令ニ基ク出願、申請、報告、届出等ヲ爲シ又ハ立入、検査、質問等ヲ受クル場合ニ付軍用資源秘密ノ開示又ハ交付ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第五條ノ規定ニ依ル命令ニ係ル事項ニ關シ當該設備ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對シ報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ若ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ規定ニ依ル命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス  
前項ノ規定ニ依ル補償金額ニ付不服アル者ハ其ノ補償金額ノ通知ヲ受ケタル日より三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十一條 外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ軍用資源秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第十二條 業務ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ軍用資源秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキ亦前項ニ同ジ  
前二項ニ規定スル原由以外ノ原由ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國若ハ外國

ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又住公ニシタルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第十三條 業務ニ因リ軍用資源祕密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國人ニ漏泄シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ規定スル原由以外ノ原由ニ因リ軍用資源祕密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國人ニ漏泄シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍用資源祕密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 軍用資源祕密ヲ外國又ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄スル爲之ヲ探知シ、收集シ又ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

情ヲ知リテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第十六條 第六條ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第七條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル者及第九條ノ規定ニ依ル立入若ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ

若ハ忌避シ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者亦前項ニ同ジ

第十九條 第十一條及第十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十條 第十一條、第十五條又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス

第二十一條 第五條ノ規定ニ依リ祕匿ノ措置ヲ命ゼラレタル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條又ハ第十八條第二項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十二條 第十七條及第十八條第二項ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 本法ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二十四條 軍用資源祕密ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ヲ他人ニ開示シ若ハ交付シ又ハ公ニスルコトヲ妨ゲズ

第二十五條 軍用資源祕密ニシテ官廳ノ管理ニ屬スルモノニ係ル標記及祕匿ノ措置ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テハ本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ハ勅令ノ定ムル官廳之ヲ行フ

## 第七章 陸軍豫算

昭和十五年度に於て、陸軍所要の経費は支那事變に關する経費と之と關係なき一般的経費とに區分せらる。

支那事變に關する経費は、去る第七十一乃至第七十四議會に提案せられ、臨時軍事費特別會計陸軍豫算として成立して居るのであるが之は概ね使用せられ、十五年度所要経費は更に臨時軍事費追加として第七十五議會に提案されることとなる。其の金額は二、九七三、〇〇〇千圓である。

## 十五年度一般會計陸軍豫算編成の趣旨及其の大要

## 編成の趣旨

國際情勢の變化に處し、東亞の新事態に應じて斷乎帝國の國是を實現する爲には、既に相當巨額の軍備充實に要する経費が使用せられて居るのであるが、十五年度は更に支那事

變の根本的解決に向つての強力的遂行を中心とし、之に最近の國際情勢の轉變に即應するため、此處に新軍備充實計畫が樹立せられ、之が完成に要する経費即ち

一 近代兵學の要請と帝國航空軍備の現状とに鑑みたる航空防空部隊の増加充備に要する経費

二 將來に於ける國家の新態勢に即應する帝國軍備を樹立するの見地より、國軍全般に互る兵備の基礎を確立強化して恆久軍備に移行するための兵備改善に要する経費

三 兵力の増大、裝備の向上、科學の進歩等の要求による作戰資材の充實整備に要する経費

等が追加要求される譯である。

而して此の軍備充實計畫は概ね四ヶ年計畫を以て、即ち昭和十五年より昭和十八年迄に概成することになつて居るので、其の経費も之に應ずる如く繼續豫算として積算せられて居るのである。

他面、大陸に在る大部隊の補充、留守業務は、依然内地部隊に於て擔任せねばならぬので、之等部隊の經費は動員部隊等と同じく臨時軍事費支辨とし、又事件費の巨額の所要を考へて極力經常的經費の節約を行ひ、『新規經費の要求は眞に緊急已むを得ない事項に止め、又繼續事業も事變推移と軍備充實計畫との關係を律しつ、大局的見地より出來得る限り實施年度を繰延べ、更に物資、努力及び物價等に關する經濟諸方策との調和を計り、以て國家の財政的努力に協力したのである。

豫算の大要

豫算の概要

(△印ハ減)

區分	十五年度要求額	十四年度豫算額	差引増減額
經常部	一八一、五一九、六六一	二二五、三三七、七二〇	△ 三三三、八一八、〇五九
陸軍本省	六七八、四八七	六七八、六三四	△ 一四七
軍事費	一八〇、二六二、四七四	二二三、八八七、八一九	△ 三三三、六二五、三四五

、其ノ他	五七八、七〇〇	七七二、二六七	△ 一九二、五六七
臨時部	一、〇九三、二六一、四〇〇	七八五、〇六五、一九三	三〇八、一九六、二〇七
繼續費	一、〇八三、八〇〇、三八七	四〇一、七〇八、七二五	六八二、〇九一、六六二
其他	九、四六一、〇一三	三八三、三五六、四六八	△ 三三七三、八九五、四五五
合計	一、二七四、七八一、〇六一	一、〇〇〇、四〇二、九一三	二七四、三七八、一四八

本年度要求額を既定額と新規事項とに區分すれば左の如し

區分	既定額(十五年度標準豫算額)	臨時部	計
既定額	四一九、八三四、九〇〇	三六四、七〇三、六八八	七八四、五三八、五八八
新規増加額	三五、〇〇五、三七七	七七四、一一八、五九二	八〇九、一二三、九六九
新規減少額	△ 二七三、三二〇、六一六	四五、五六〇、八八〇	△ 三二八、八八一、四九六
節減額	△ 三、三三二、六七五	四一六、二五〇	△ 三、七三八、九二五
繰延減額	〇	二三、八二五、七〇九	△ 二三、八二五、七〇九
其他ノ減	△ 二六九、九九七、九四一	二一、三一八、九二一	△ 二九一、三一六、八六二
新規増減差引計	△ 二三八、三一五、二三九	七二八、五五七、七二二	四九〇、二四二、四七三

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 陸軍豫算

總	計	一八一、五一九、六六一	一、〇九三、二六一、四〇〇	一、二七四、七八一、〇六一
---	---	-------------	---------------	---------------

新規増加経費中に包含されて居る主要なる事項を説明すれば左の如くである。

一、軍備充實に要する経費

新規増加経費中の主要なるものは即ち此の軍備充實に要する経費であつて、十五年度分としては七九七、四七一、一四二圓が計上せられた。其の内容を示せば次の通りである。

(1) 兵備改善費

國家の新態勢に應ずる恆久軍備に着手するが爲、十五年度經常臨時を加へて三七五、六五四、八五五圓を計上してあるが、其の内一時費は昭和二十年度迄の繼續費として五二九、一九〇、七二六圓を計上してある。

兵備改善費の内容は航空部隊以外の官衙、學校、軍隊の新設、改編、充實に要する経費であつて、之により兵員の養成、幹部増加、教育、補給機能等の増加充實を爲さん

とするのである。

(2) 航空部隊其の他の改編費

航空戦力が飛躍的に増強する爲、兵力の増加、技術、補給、技能等の擴充發展を圖らんとするもので、十五年度は經常臨時を合せ四〇一、八一六、二八七圓を計上し、其の内一時費は繼續費として昭和二十年度迄に九二二、二五四、七一七圓を計上してある。

(3) 作戰資材の整備費

兵力量の増大に伴ふ戦時裝備充實の爲、準備すべき資材に要する経費を總額一、二二〇、〇〇〇、〇〇〇圓とし、之を昭和十五年度より昭和十八年度迄の繼續費とした。而して其の内昭和十五年度豫算額は二〇、〇〇〇、〇〇〇圓である。

二、徴兵検査用衛生材料増備に要する経費

徴集人員の増加に伴つて徴兵検査を精密にし、特に結核性疾患を發見するため、携帶

X 放線器其の他を新たに増備し、徴兵検査時 X 光線検査等を実施して所要兵員の確保を計ると共に、早期発見による国民保健の向上に資せんとするものである。而して之に要する経費として総額六六〇、〇七〇圓を計上した。

**三、健康保険法改正實施に要する経費**

曩に改正せられたる健康保険法の實施に要する経費であつて、其の内容は共済組合員の診療期間六ヶ月延長及新に組合員家族診療實施のため之に要する政府給與金一四、八一圓を計上した。

**四、帝國在郷軍人會補助費**

昭和十三年度は六十萬圓、昭和十四年度は七十萬圓にして十五年度も七十萬圓の豫定である。

## 第二篇 列國陸軍概観

### 第一章 滿洲國

#### 一、日滿兩國の軍事關係

帝國は滿洲國を承認せる際、日滿議定書に於て、「日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存在ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルコトヲ約ス、之カ爲所要ノ日本國軍ヲ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス」と約したのである。即ち滿洲國の國防は、滿蒙を生命線とする日本帝國の國防圈内に包含せらるゝに至つたのであつて、帝國が滿洲國の國防を擔任することが、滿洲國の國防を安全ならしむると共に、又我が日本の國防を鞏固ならしむることになるのである。尤もかゝる問題は對外的に極めて重大なる意義を有するが故に、「日滿兩國は苟も國防に關する限り、兩軍渾然一體となりて之に當る」ことを世界に宣言し、以て、滿蒙を中心とする極東の問題に對し、換言すれば帝國の傳統的使命に關し、我が國の決意を闡明した所以であつて、帝國は其の結果生ずべきあらゆる障碍荆棘を自ら排除して進むべき責任を負擔するものである。

#### 二、成立の沿革

滿洲事變勃發以來張家政權の羈絆を脱して各地に獨立せる部隊は、保安軍等の名に依り各省の治安に任じてゐたが、新國家の成立、國務院の開廳、軍政部(現治安部)の創立を見るに及び、逐次滿洲國

軍に統一せられ、私兵的存在より國軍意識に覺醒し、更に我が軍事顧問及教官の指導に依り、皇軍と協力して反軍の討滅等に從事し現在に至つた。

三、滿洲國陸軍の現況

昭和七年三月滿洲建國成り軍政部編成せられ、滿洲國軍の建設に著手してより茲に七年、滿軍は其の内容外觀概ね整備し、今や盟邦日本軍唯一の友軍として且又信頼し得る共同作戰軍として新面目を發揮しつゝある。

建國以來七年の滿軍活動の跡を顧るに、皇軍の勇猛果敢なる國內討匪戰に協力して滿軍の治安肅清に致した功績は多大なるものがある。特に昭和十一年十月當時の軍政部最高顧問佐々木少將指導の下に、滿軍獨力を以て實施した東邊道肅清工作は異常な成果を收めて滿洲國に於ける最大重工業資源地域たる同地區の寶庫開發の基礎を作り、次で昭和十二年六月より全滿共匪の北上の爲、治安極度に惡化した三江地區の大討伐に當つては二箇年に亙つてよく皇軍に協力活躍し、優勢なる各地匪團に徹底的打撃を與へ遂に今日の如き治安の劃期的確立を見るに至つた。

更に今次支那事變の勃發と同時に、靖安軍・興安軍を主力とする滿軍の精銳は勇躍之に参加し、北支内蒙に轉戦して赫々たる戰果を收め、又昨年六月山西方面より北上した共産第八路軍が熱河西南省境に侵入するや、之が銳鋒を壓して冀東地區に擊退、急進克く同地區の匪患を一掃したのである。

殊に「ノモンハン」事件に至つては、克く日滿共同防衛の本義を體し、無敵皇軍の一翼として事件勃發の當初より作戰に参加協力し、炎熱の曠野に酷暑に耐へ、物資の窮乏を忍び、國土防衛の第一線に

涙ぐまじき奮戰激闘を重ね、日夜を分たず執拗に越境し來る外蒙「ソ」聯軍を其の都度完膚なきまで粉碎し去つた。

斯くして滿洲國軍は從來の單なる國內治安維持と云ふ任務から完全なる國防軍としての重大な役割へと飛躍的進展を致しつゝある。

一、統帥系統、編制

(一) 統帥系統

滿洲國皇帝は滿軍を統率する。

治安部大臣は軍令及軍政を統轄し尙帷幄上奏をなし得る。

即ち陸軍大臣・海軍大臣・參謀總長・教育總監の役を一人で引受けて居るのみならず、皇帝統帥權の常時委讓を受け恰も總司令官の如き權能を有してゐる形である。

(二) 編制

滿軍の基本單位は「旅」である。旅以下の單位を皇軍に比較すれば、

滿軍	旅	團	營	連	排	班
皇軍	旅團	聯隊	大隊	中隊	小隊	分隊

其の指揮官を旅長・團長・連長等と呼ぶ。

特種部隊として左の諸隊がある。

(1) 靖安師



日系の特に厳格な把握下に鐵血軍を作る爲、事變當時靖安遊撃隊と稱し奉天に於て編成せられたもので幹部は日系者が多く訓練能く行はれて討伐に屢、偉功を樹て、今次事變には北支に外征し多大の戦果を収めた。

(2) 憲兵隊  
新に全滿優秀青年中より募集訓練した優良兵より成り、軍事警察のみならず討伐にも出動し滿軍一の精銳を誇つてゐる。

(3) 教導隊  
新募兵の教育及既成軍官、軍士等の補修教育を行つてゐる。

(4) 防空部隊  
防空部隊として高射砲隊及飛行隊がある。

(5) 江上軍  
從來の海軍(江防艦隊)を改編して、之を陸軍に編入し所要の艦隊を隸屬せしめ、主として江上の警戒守備に任せしめてゐる。

日系軍官

日系軍官、佐は舊應聘武官たる軍事教官(豫備役將校)除隊となつた幹部候補生、豫備役將校及下士官等の應募者中より優秀者を選抜採用したものであつて、其の人は陸軍省に依頼してゐる。毎年採用試験に合格した者は軍官(軍需)候補者として隊附二箇月の後、中央陸軍訓練處

に於て八箇月の教育を受けた後、尉官に任官する。

現在日系軍官、佐の数は千數百名に及んでゐる。

此等日系者中には既に旅長(旅團長)、團長(聯隊長)、連長(中隊長)等の要職にある者も相當ある。日系軍官の外日系軍屬がある、其の數千名を超へてゐる。

## 二、素質、教育、訓練、能力

### (一) 素質

建國以來屢次に互る改編により、從來の派閥關係を清算すると共に不良惡質者及老朽者の淘汰に努め、一方不斷の教導扶育と皇軍の感化に依り舊時の弊風を一掃することに努力した結果、概ね新軍意識を持ち、新國家軍隊たるの自覺を助養しつゝある。

#### 1 幹部

幹部は從來出身多岐に互り年齢、思想、能力、素養に大なる差があつたが不良、老朽者の淘汰と優秀者の拔擢に依り逐次其の素質は向上しつゝある。

#### 2 士兵

軍士(下士官)中能力劣等なるものは各地の教導隊に於て集合教育を實施し漸次面目を改めつつある。

兵は今日尙傭兵で、從來より不良有害分子を淘汰剪除して量より質に重點を置く、所謂精兵主義に依ると同時に、康徳四年末の新募兵施行に基く比較的優良な壯丁の入隊を得た結果其の内

容は全く一新せられやうとしてゐる。

## (二) 教育

既成軍官は逐次中央陸軍訓練處(中央軍官學校)及各地教導隊に召集して再教育を實施し、其の埋れた才能の伸達を圖り、又軍官補充の爲には年々中學卒業生より約二、三百名宛募集して中央陸軍訓練處其他各地の補充學校に入校せしめ、所定の教育を経て任官せしめてゐる。又優秀な軍官は日本に派遣して陸海軍の學校に教育を委託してゐる。

## (三) 訓練

従來の形式教練を打破して、戰鬥を以て基準とする實戰的訓練を強調實施せしむる方針をとつてゐる。

## (四) 能力

滿軍には幾多改善の餘地があり、軍隊としての缺陷が目につき易いので戰鬥能力も一見劣弱な様に見えるが、一方宿營及給養が簡易で粗食に甘んじ艱苦に堪へ、地理に明るく又情報を得るに巧みであり、適確な狀況判斷の下に卓越した行軍力を以て敵に迫り、或は部落民を裝ふ潛匪等も忽ち看破して捕獲する等其の使用法如何によつては優秀な討匪成績を擧げ得るのである。

## 三、服 裝

滿軍の服制は略、皇軍に類似し襟章の定色(憲兵、歩、騎、砲、工、輜重及各部)の如きも全く同様である。

軍服の大部は綿製品であるが、都會地の部隊には追々絨製品が支給されてゐる。外出の場合是一般に帶劍をさせないが憲兵のみは軍刀を佩用させてゐる。

## 四、軍 馬

馬は官馬が多數で一部分は私馬である。一般に滿軍軍馬は馬格小さく體が劣り能力概して劣弱であるが、飼養管理の簡易、乗御の容易、從順等支那馬の特長は十分備へてゐる。却つて濕地、森林等に於ては體驅輕小なる爲、日本馬より優ることがある。

## 五、江上軍

(一) 江上軍には黑龍江・烏蘇里江・松花江の三河川及其の沿岸警備の爲に艦艇が隸屬せしめてある。

(二) 毎年十月には河が凍り始めるので、九月末迄には艦艇は冬期の分駐所に引揚げて各營の準備に取掛る、そして五月解氷と同時に出航する。

(三) 結氷期には乗員は自動車隊及陸戰隊を編成し、集團的訓練を施し又装甲自動車等に乗つて討伐に出動する。

## 六、屯墾隊

老兵を歸農させて彼等老後の生活を保護し、且、之を治安警備上の要點に移植して警備の據點たらしめる爲、昭和十一年度試験的に設置せられた屯墾隊は、其の結果が良好であつたので、其の後更に普及せしめた。

以上を以て大體滿洲國軍の概要を述べ了つたが、之を要するに滿軍は未だ發展途上にある、併し發展途上にある未完成品であるだけに又期待される處が多い。

建國日猶淺き現在、國內の治安維持に、又は國土の防衛に既に十二分の威力を發揮しつゝある滿軍は必ずや近き將來皇軍の唯一の友軍として、精神的にも物質的にも十分信頼に應へ得る軍隊となり得るであらう。

## 第二章 蔣政權を中心とする支那軍

支那の陸軍は傭兵にして、由來軍閥の私兵と稱せられ、此等の軍閥は夫々の利害關係に因つて集散離合し、従つて恒久性ある統制的勢力は殆ど見出し得ない情勢であつた。

民國十七年(昭和三年)蔣介石が北伐を完成し、國民黨の實權を掌握するに及び、國民政府は陸海空軍を統率し、軍制を列強特に日本に模倣し、從來の弊に鑑み、軍隊の本質を國家防衛の軍隊に改め、昭和八年六月十七日兵役法を制定公布し、且逐年兵備の改善に努めたけれども、政府の規定する軍制が全國に普及するのは容易な業でなく、従つて其の兵力は莫大であつたが編成裝備は未だ不十分であつた。加ふるに地方軍閥中には未だ反蔣の態度を有するものがあり。昭和十一年六月には兩廣聯合の反蔣運動さへ起つたのであるが蔣の巧妙なる切崩し工作により遂に失敗に終り、爾來蔣介石は各地將領に對する壓迫、懷柔兩工作を以て漸次地方軍の中央化を策し、今次事變直前に於ては、表面上のものもあつたが大體に於て中央の威信が行はるゝ様になつてゐたのである。

### 第一節 事變間に於ける支那軍變遷の概観

事變當初支那軍は總兵力約二百十萬を有し、事變發生と共に其の大部を北支、中支に出動せしめ、各方面共我が軍の爲め多大の損害を蒙り、其の損害約八十萬を算するに至つた。殊に中支方面に於ては、中央軍の損害甚大で、著しく戦力を低下した。

茲に於て蔣介石は軍を後退し、態勢を整理すると共に軍の再建を企圖し、銳意敗殘兵を改編改組し、

且民衆を強制徴集し、減耗を補充すると共に、新軍を編成すべく最大の努力を拂つた。其の結果兵員の補充も相當に行はれ、且新編及再編師が約二十箇も現出を見るに至つたが、其の内容は極めて貧弱で毎師の兵員平均六千内外に過ぎず、重火器竝に火炮等は著しく不足してゐた。

當時に於ける支那軍總兵力は約百六十萬と觀察せられ、其の大部を徐州周邊地區及中支に配置した。そして徐州會戰で約三十萬を失ひ、武漢會戰では約五十萬を失つた。

## 第二節 兵力及裝備（航空を除く）

### 一、兵力

#### 1. 正規軍

正規軍と稱すべきものは事變前約二百萬であつたが、事變以來多大の損害を蒙り逐次補充せられ、現在は約二百四十箇師、約百八十萬内外に達した。之を系統別にし事變前後の兵力を比較すれば別表の通りである。

#### イ、中央軍

國民政府の軍隊であつて蔣介石の直系及傍系に大別する事が出来る。比較的統制あり、兵力、内容亦概ね支那軍の中堅たるの實力と體裁を備へてゐる。

傍系軍とは北伐戰爭後蔣の手に依つて逐次改編同化せられた所謂外様の軍隊で、一部には蔣に對し吐裏尙異心を有するものがある。此等の中央軍は上海、南京會戰及武漢會戰に於て我が軍

の爲め徹底的打撃を受け、目下其の主力は南昌、岳州、宜昌を連ぬる線以南及河南西部、陝西東部等、敵側として我が進撃を豫期してゐるかの如き正面にあつて防禦態勢にあり、其の一部を以て遊撃を實施しつゝ、主力は専ら整備訓練中である。

#### ロ、舊東北軍

滿洲事變前に於ける東北軍の中、同事變勃發當時平津地方にあつた第一軍及第二軍並事變後奉天省より關内に逃げ歸つた舊奉天軍の一部を基幹とするもので、爾來共產軍の討伐に従事し、今次事變迄は陝、甘地方に駐屯してゐたが事變勃發するや、主として北支方面、次で徐州會戰に参加せしも、我が軍の爲め殲滅的打撃を受け、爾後從來の師を合編或は廢止して陣容を改めた。現在は主として中支方面に使用せられあるも、地方軍としての色彩は殆どなくなつてゐる。

#### ハ、北支諸軍

從來河北、察哈爾省内に駐屯してゐた軍隊である。

**宋哲元軍**……本軍の第三十七師は今次事變を誘發した張本である事は周知の通りである。昨年一、二月頃迄河北省南部に於て作戰し、徐州會戰の際、我が軍に包圍せられ、潰滅状態となつて河南省京漢線に後退整理中であつたが、武漢作戰開始と同時に江北戦線に現出したが、目下は河北南部、湖北西部等に分散してゐる。

**萬福麟軍**……事變發生と共に彰德附近より京漢線に沿つて北上、我が軍に撃退せられ、鄭州附

列國陸軍概観 蔣政權を中心とする支那軍

次に於て部隊の整理補充を實施し、徐州會戰の末期頃同方面に増援し、次で武漢會戰に出動、大冶附近に於て我が軍と交戦した。目下残れるものは一、二箇師で湖北西部にあるが殆ど中央化してしまつてゐる。

二、山西軍

閻錫山之を統率し、事變當初より山西省内及平綏沿線に駐屯してゐたが、我が軍の山西進入に際し抵抗撃破せられ、爾後同省西部省境附近に蟠居して戦力保持に努めつゝ、執拗なる遊撃行動に任じてゐる。

ホ、山東軍

元韓復榘の指揮した軍隊であつて、一昨年十月以來黄河北岸地區に於て我が軍の爲め再三撃破せられ、其の都度多大の損害を蒙つた。徐州會戰参加後河南省に於て新兵の募集訓練に努めたが、武漢會戰に於て又もや我が軍の爲めに大打撃を蒙つたので、昨今は殆ど山東省出身の兵なく、殊に昨年三月韓復榘銃殺せらるゝに及び、地方軍としてより寧ろ中央傍系的色彩が濃厚になつて、目下二、三箇師が河南北部に残存、遊撃行動を實施してゐる情況である。

ヘ、廣東軍

従來國民革命第一集團軍と稱したものであるが、昭和十一年六月廣西と聯合して反蔣運動を起し、蒋介石の巧妙なる切崩し工作により内部から瓦解し、陳濟棠の亡命後、第一軍長たりし余漢謀が省内の收容整理に任じ、概ね中央の統制に歸した。

今次事變に於て上海、南京の會戰に其の大半は北上参加したが殆ど全滅に瀕するに至つた。依つて出動部隊は廣東省に歸還、銳意其の補充再建に努むると共に徐州會戰には再び一部を北上せしめ次で數箇師は武漢會戰に参加したのである。

又昨年十月我が軍の南支攻略に際しては、眞面目の戦闘を爲さずして北方に後退したが、目下は我が南支作戰軍の前面に在つて、只管其の地盤確保に任じ執拗なる抵抗をなしつゝある。

ト、廣西軍

反蔣的色彩最も鮮明にして事實上西南反蔣勢力の精神的核心を成すものであつたが、一昨年十月對中央戦を起し、廣東軍崩壊後止むなく中央と妥協するに至つた。

今次事變に於て上海、南京戦線に殆ど全軍参加し、爾來廬州を根據として津浦沿線の遊撃に任じ徐州會戰の際我が軍の北上を阻止せんとして撃退され、又武漢會戰に際しては江北地區の防禦を擔任した。目下は其の半部は依然江北、大別山脈内にあつて遊撃行動に任ずると共に、他の半部は廣西にあつて自己地盤に占據して居る。

チ、邊境各省軍

邊境軍にして事變勃發より、現在迄に我が軍と交戦したものを舉ぐれば左の通りである。

四川省雜軍：二十數箇師の中、省内に残置せるは數箇師に過ぎず、四川部隊は北支、中支、徐州、武漢作戦に参加し、其の都度甚大なる損害を受けたが、今尙揚子江南岸安徽、江西北部、湖北等の第一線に在つて執拗な抵抗を繼續してゐる。

陝西省雜軍……山西省西南部省境附近にあつて遊撃に任ずる程度である。  
 甘肅省雜軍……陝西省北部地區に駐屯してゐる。  
 雲南省雜軍……事變勃發後從來の旅を改編して數箇師を編成し、徐州戦に出動せしめたが我が軍の包圍攻撃を受け多大の損害を出して漢口附近に後退し、武漢會戦には新に雲南から増遣された數箇師と共に參加した。目下江西北部に數箇師殘存してゐる。  
 寧夏省雜軍……馬鴻逵之を指揮して目下其の一部は綏遠省包頭に近く蟠居してゐる。  
 以上雜軍と中央軍との關係は中々複雑で、雜軍動向の觀察は相當年月の注視に非ずんば困難であるが、大體觀察として現在に於ては全軍蔣介石の統制下にあり、内面心理は兎も角、雜軍と雖も蔣の命に服して今尙抗戰を繼續してゐる情況である。

支那軍系統別兵力一覽表

軍中央	系統別		時期		現在兵力 (單位萬)
	直系	傍系	前	當時	
舊東北軍	步兵四十一師獨立一旅 騎兵一師獨立二旅	步兵四十三師獨立十七旅	八六、〇	三九、〇	八〇、〇
	步兵十五師 騎兵五師一旅		一二、三	四、〇	八、〇
軍中央	步兵八師獨立二旅 騎兵一旅	步兵四十七師獨立二旅 步兵四十五師獨立八旅	八、〇	三九、〇	八〇、〇
	步兵三師 騎兵一師		三、〇	四、〇	八、〇
支那	步兵一師		一、六	〇、四	一二、〇
	步兵三師		二、〇	一、〇	八、〇
山東	步兵八師獨立三旅 騎兵三旅	步兵八師獨立四旅 騎兵二師	八、〇	五、〇	八、〇
	步兵五師獨立一旅 騎兵一旅	步兵五師	五、二	二、〇	四、〇
廣東	步兵十師	步兵十二師獨立十旅	八、〇	七、〇	一〇、〇
	步兵十二師獨立四師		七、二	五、〇	一〇、〇
邊境各省	四川軍		三〇、〇	一〇、〇	
	貴州軍		八、〇	一、〇	
陝西軍			七、〇	二、〇	
			三、八	二、〇	
雲南軍			一、六	三、〇	
			四、五	三、〇	
寧夏軍			四、五	三、〇	
					四八、〇

列國陸軍概観 蔣政權を中心とする支那軍

北支	支那	諸軍	山東	山東	廣東	廣東	邊境各省								
							宋哲元軍	商震軍	馮占海軍	萬福麟軍	山西軍	陝西軍	貴州軍	陝西軍	甘肅軍
步兵四師獨立四旅 騎兵三旅	步兵四十一師獨立一旅 騎兵一師獨立二旅	步兵四十三師獨立十七旅	步兵八師獨立二旅 騎兵一旅	步兵三師 騎兵一師	步兵一師	步兵八師獨立三旅 騎兵三旅	步兵五師獨立一旅 騎兵一旅	步兵十師	步兵十二師獨立四師	四川軍	貴州軍	陝西軍	甘肅軍	雲南軍	寧夏軍
八、〇	八六、〇	一二、三	八、〇	三、〇	一、六	八、〇	五、二	八、〇	七、二	三〇、〇	八、〇	七、〇	三、八	一、六	四、五
步兵八師獨立二旅 騎兵一旅	步兵四十七師獨立二旅 步兵四十五師獨立八旅		步兵三師 騎兵一師	步兵二師 騎兵一師	步兵一師	步兵八師獨立四旅 騎兵二師	步兵五師	步兵十二師獨立十旅	步兵十二師獨立六師						
三、五	三九、〇	四、〇	一、〇	〇、四	一、〇	五、〇	二、〇	七、〇	五、〇	一〇、〇	一、〇	二、〇	二、〇	三、〇	三、〇
											四八、〇				

總計	軍省各境邊	
	新疆軍	青海軍
步兵二百一十一師、三十九旅、騎兵十三師、八旅、砲兵八旅	六、〇	三、〇
約 二〇五、二		
約 九二、九	二、〇	二、〇
約 一八〇、〇	四八、〇	

### 2. 不正規軍

不正規軍は各省少きは數千、多きは十數萬に達し、主として匪賊の防衛に任じ、小銃の外機關銃、火砲を有するものである。

土匪も亦各省に存在し、全國に於ては約四、五十萬に達すべく其の裝備は概ね不正規軍に準ずる。

此等不正規軍及土匪等は大部隊としての勢力はないが、正規軍に劣らざる能力を有し、對外戦に當つては或は正規軍に編入せられ、或は固有の團體として、後方の遊撃に任じてゐる。

### 3. 支那共產軍

支那に於て共產主義の發展を見たのは、大正十一年頃廣東を追はれた孫文が、「ソ」聯邦に款を通じて大正十三年國民黨内に共產黨の制度を容れ、次で同年蔣介石が赤軍の組織を學んで國民革命軍を編成したのに端を發してゐる。其の後蔣介石は共產主義を忌み、同派幹部を追つたので、各

地に潜行せる共產黨員は國際共產黨の指令に基いて自衛軍の組織に著手し、此等が後に至り統制せられて共產軍を組織するに至つたのである。

昭和六年に至り中華ソヴィエト共和國假政府が江西省瑞金に樹立されるや、支那共產軍は遂に國民政府公然の敵として目されるに至り、蔣介石自らの運命を賭しての累次の討伐にも屈せず、必死の抗争を續けて來たのであるが、其の裏面に於ては、依然として蘇聯邦の援助があつた事は看過することは出来ないのである。殊に滿洲事變勃發以來の二、三年間は「日支間の紛争に依る中央軍の際に乗じて長江沿岸の要點を悉く占領すべし」との第三「インター」の積極政策指令を忠實に實行して到る處中央軍を惱まし、其の勢は實にあなどり難きものがあつた。茲に於て蔣介石は「抗日よりも先づ剿共」なる標語の下に共產全軍の中心勢力たる、江西匪軍の討伐に全力を注ぐに至つたのであるが、その經濟封鎖の戰略の効果が逐次發現するに及んで、匪軍を非常なる苦境に陥れた爲、該匪軍は唯一の活路を四川方面に見出すべく、昭和九年十月下旬より西方移動を開始し、爾後政府軍と戦争を重ねつゝ、湖南、貴州、四川を経て甘肅に入り、四川北部に在つた徐向前軍も之と合流して陝西、甘肅、寧夏の邊境へ移動し、又從來陝西北部に地盤擴張を企圖してゐた劉子丹、徐海東等の共產軍は之と呼應して漸次猖獗を極めるに至つた。そして昭和十一年十二月の西安事件以來蔣政権と妥協したのである。今次事變發生するに及び蔣介石は國內の相剋を排し國家を擧げて抗戰の目的を達せんが爲めに、遂に容共政策を採用した。茲に於て共產軍も蔣政権の統制に服するに至つたものゝ如く、殊に事變前陝西北部に蟠居してゐた共產軍中朱德の率ゐる約三

萬は、事變勃發するや間もなく第八路軍と改稱して蔣政權の隸下に入り、八月中旬より綏遠方面に行動を開始した。而して九月中旬山西省北部に於て我が軍の爲撃破せられ、後退して五臺附近を中心とし、盛んに赤化工作を行ひ、其の勢力擴張を圖ると共に、我が軍背後連絡線の遊撃を策した。昨年十月我が軍の爲め、其の根據地たる五臺を攻撃せられたが、今尙省内各處に殘留し執拗に活動の機を窺つてゐる。

又福建省方面に在つた共產軍も、昨年の初め頃中央の統制下に入りし如く、葉挺統率の下に新第四軍を編成し、二月上旬以來江蘇、浙江、安徽の各省で活動中である。而して此等共產軍目下の兵力は、其の中に他の敗殘兵或は土匪を混入する等の關係上或は數千と稱し、或は數萬と稱し、其の數判然しないが概ね第八路軍は約十數萬、新第四軍は約四萬と判斷せられる。

## 二、裝備

目下支那軍は總兵力約百八十萬内外であるが、兵員の素質、裝備の低下竝に志氣の頹廢と相俟つて、戦力は著しく低下してゐる實情である。

軍需工業力皆無と云つても過言でない支那として、軍需品の大部を外國よりの補給に仰いで居たことは周知の事であるが、廣東喪失の結果、日量九千噸（一列車七百噸）の輸送力を誇つた粵漢線は其の機能を失ひ、僅かに日量百五十噸の輸送力を有する漢越線及二百噸内外と判斷せらるゝ障路桂林に向ふもの、更に微少なる「ビルマルート」、赤色「ルート」竝に我が海軍の封鎖網より潜入する輸入等に俟たねばならぬが、此等を總計するも日量五百噸程度と推測せられてゐた國外よりの輸入軍需品

も今次歐洲戰亂の勃發によつて交戰國就中英、佛よりの輸入は困難となつた爲、將來は此等の輸入を米、蘇より仰ぐことゝならう。

國內兵器製造能力は近時資源殆ど枯渴せる爲、僅かに小口徑銃器類の彈藥を生産し得るに過ぎず、從つて武漢、廣東失陥後に於ては毎師所有銃機數の増加は殆ど見るべきものなく、中口徑以上の火砲に至つては全く補給の途なきものゝ如く、各師平均野山砲數は調査五十箇師の中、約十箇師が三（四）門を保有する程度で、其の他は保有し非ざるものゝ如く、小口徑銃器數の彈藥製造能力も僅かに遊撃戰の實行を支へる程度に過ぎないといはれてゐる。

## 第三節 航空

### 一、要旨

支那の航空は數年前迄は殆ど見るべきものが無かつたが、事變直前頃に於ては列強の援助により驚くべき進歩を示しつゝあつたのである。併し乍ら支那航空勢力の實質は、其の軍用なると民用なるとを問はず、殆ど列強の航空勢力として觀察するを至當とするのであつて、之我が帝國の國防上注意を要する點である。目下列強中最大の勢力を扶植しつゝあるは米國であるが、今次日支事變に依り此等機種は殆ど壊滅に瀕して居る。併し乍ら「ソ」聯の支那空軍に對する積極的援助も亦注目し値する。

### 二、事變前に於ける航空兵力

國民政府は、滿洲事變殊に上海附近の戰鬪に於て苦杯を嘗めたる經驗に鑑み航空救國を高調し、米



國の援助に依つて中央空軍の擴張を企圖したのであるが、裏面に於て米國に軍事上重要な利權を提  
供して居ることは見逃せぬ處である。加之、廣東空軍も米國の援助に依りて更に其の擴張を企圖し、  
各地方空軍は名義上支那軍閥に屬するも實權は殆ど米國の手に歸して居たのである。又昭和八年張學  
良の伊國訪問以來、中央空軍に對する伊國勢力の進出も亦目醒しく、漸次米國に取つて代らんとする  
傾向を示して居たが、「エチオピア」戦争の發生と共に再び米國勢力の擡頭を見るに至つた。何れにせ  
よ背後の此等の列強勢力を考慮せば、單なる支那空軍としてのみ觀察すべからざるものがある。

### 1. 中央空軍

南京政府所屬の空軍は昭和七年の上海事變當時は陸上七隊、水上一隊であつたが、蒋介石は爾來  
空軍の内容刷新と兵力増加とを策し、國民の航空熱熾烈化と相俟つて、空軍擴充の氣運を醸成し  
米國と航空密約を締結して空軍の根本的刷新を企圖し、其の一時的方便として、先づ陸上七隊を  
三隊に縮小し爾餘を杭州飛行學校に集中し米國飛行士を招聘して空軍勤務者を根本的に訓練する  
と共に、此の地を空軍擴張の根源地と化せしめた。爾後、内容の充實に努め、次で昭和十年五月  
二十隊に増編し、更に同年九月二十四隊とし、昭和十一年西南問題の解決と共に、舊廣東廣西兩  
空軍を改編して中央空軍に編入し、十大隊三十一中隊約八〇〇機を有してゐた。  
又航空三年計畫として傳ふる所に依れば、昭和十一年末迄に整備せらるべき兵力は偵察機三百五  
十機、驅逐機三百機、輕爆擊機二百機、重爆擊機百機合計約千機に及び、之を七乃至八聯隊に編  
成せらるゝ豫定であつた。

本事變勃發當時の現況は本計畫の實現後と見られ、此の情勢にして推移せば茲數年後に於ては更  
に優勢なる空軍を有するに至るものと豫想せられてゐた。

### 2. 地方空軍

山西、四川、貴州、雲南には若干機ありしも、空軍と稱し得べき程度に達してゐなかつた。

### 三、支那空軍の現況

支那空軍は昭和十二年七月、即ち事變當初約八百機を算したが、帝國陸海航空隊の爲め徹底的打撃  
を受け、同年九月には早くも約三百機を、十二月には約百機を餘したのみで殆ど潰滅状態に瀕した。  
茲に於て支那軍當局は一時殘存空軍の主力を奥地に退避せしめ、列強特に「ソ」聯援助の下に銳意人員  
器材を補充して、其の再建に努力し、昭和十三年五月頃に至つて漸く二百機内外を整備し得るに至つ  
た。

其の後、我が軍による撃滅と、補充とは概ね均衡状態を保持してゐるらしく、現在戦闘力ありと認  
めらるゝもの三百機内外を保有してゐる。而して此等も勿論我が陸海軍の敵ではなく、専ら殘存勢力  
保持と要地防空の爲、奥地に退避し、其の一部を芷江、柳州方面に、大部を成都を中心として重慶、  
蘭州、昆明に集中配置せしめてゐる。

現存空軍兵力は八箇大隊、三十數箇中隊で編成總數三百機内外と目せられて居り其の機種區分は大  
體左の通である。

戦闘機、約一五〇機、偵察機、約三、四十機、爆撃機、約一〇〇機、但し現在活動し得るものは一

列國陸軍概観 蔣政權を中心とする支那軍

五〇機内外に非ずやと觀察せられてゐる。

敵空軍の再建企圖は第一線機保有三百（或は五百とも謂ふ）を目途としてゐるものゝ如く、常續的に米、「ソ」、英、佛より購入を努力しあり、昭和十四年七月中に西北「ルート」を通じ「ソ」聯機のみにも約三十機を輸入してゐる。

事變勃發以來支那軍が輸入した飛行機數は千數百臺に上り、我が陸海軍が尊き犠牲を拂つて撃滅した機數は實に二千機を突破してゐる。今後支那が如何に空軍の整備充實に狂奔しても、殘存現勢力以上となることは恐らく困難であらう。

#### 四、民間航空

##### 1. 事變前の狀況

支那に於ける民間航空は殆ど中國航空公司と歐亞航空公司とに依り支配されてゐるが、前者は米國系で後者は獨逸系である。昭和十年西南各省官民合辦の西南航空公司が出現したが其の内容は甚だ微々たるものであつた。

##### イ、中國航空公司

昭和四年四月の創立に係り、同年七月米支航空新契約の締結に依つて米支合辦とし、第一線（上海—南京—九江—漢口—宜昌—萬縣—重慶—成都）、第二線（南京—徐州—濟南—天津—北平）、第三線（上海—寧波—温州—福州—廈門—汕頭—廣州）の三線を計畫し其の一部を經營して來たが、昭和八年夏季に於ける汎米航空會社と國民政府との協定後支那側の持株は逐次米人の手中

に收められ、現在名目は米支合辦なるも實權は全く米人の手中に在る。爾後其の發展は目醒しきものあり既に前記三線及重慶—貴陽—雲南線を完成せるの外、昭和十一年十月より香港に於て太平洋橫斷定期航空路と完全に連結し、更に成都—巴安—康定—拉薩線を計畫中であつた。

##### ロ、歐亞航空公司

獨逸「ハンザ」航空會社は其の成立當時より對支航空路の建設に著意し、昭和三年以來北平及莫斯科に其の代表者を駐在せしめてゐたが、昭和五年二月國民政府交通部と交渉を始め、八月獨支航空契約を締結して「アジア」大陸を橫斷する歐亞連絡を企圖し左記三線を獨支合辦にて開設することにした。

第一線 上海—南京—天津—北平—滿洲里（西伯利經由伯林）

第二線 上海—南京—北平—庫倫（同右）

第三線 上海—南京—甘肅—新疆（同右）

但其の計畫は滿洲事變の爲之を中止するの止む無きに至り、爾後第一線の實現に努力し、昭和八年上海—蘭州—迪化の定期航空を實現し、昭和十年に至り更に左の諸線に就航を見たのである。

北平—鄭州—漢口—長沙—廣東線

西安—成都—雲南線

使用機は「ユンカース」機である。

列國陸軍概観 蔣政權を中心とする支那軍

## ハ、西南航空公司

西南五省の官民合辦事業にして、資本金二百萬元とし昭和十年八月より事業を開始し事變前迄廣東—南寧—龍州の定期航空を實施し、使用機及操縦士は米國に仰いでゐた。

## 2. 民間航空の現況

支那民間航空は今次事變の進展に伴ひ既設路線の大半を喪失したが、其の半面には國民政府の要求に基き、英領香港又は佛領印度支那に連絡せんとする南方航路乃至四川を中心とする輿地航路に於て異狀の發達を遂ぐるに至つた。其の主なるものを示せば左の通りである。

## イ、中國航空公司

總公司は今重慶に位置し、事變以來從來の航路を停航し、本夏から重慶—成都間に於ける揚子江沿岸の要地を連絡する瀘州—叙州(宜賓)—嘉定線を新設せる外、從來の重慶—貴陽—桂林—梧州—香港線を、重慶—梧州—香港間急行便に改め、別に重慶—昆明線を開設した。右の中漢口—香港線は八月二十日の桂林號事件以來停航の状態にある。

## ロ、歐亞航空公司

總公司は今雲南省昆明に在り事變の爲め寧夏—包頭—北京—鄭州—南京—上海線の全部及漢口—廣東線は停航したが昆明—佛領印度河内線及西安—宜昌線を増設した。

## ハ、西南航空公司

器材の不足と乗組員の召集に因り事變以降休業の状態にある。

## 第四節 結尾

以上述べた所で窺知し得る如く、支那軍は我に最も近接せる地大物博の一國として、侮るべからざる近代軍の組織を形成しやうとする建設途上に於て、誤れる抗日意識に端を發し、我と一戦を交ふるに到り、無敵皇軍の爲甚大なる警醒的打撃を蒙つたのであるが、今尙援蔣諸國の支援に依り、無意義なる抵抗を繼續してゐる。

此のことは彼の根強い抗日意識が未だ全く打破されないことにもよるが、一面如何に打撃を蒙るも、尙アミーベ的存在を續けられる支那軍の特異性と、彼一流の宣傳に依り敗戦の實相を充分知らないことに依るものと思はれる。

即ち今後尙武力的撃滅の手を緩めざると共に、我が占據地域の治安建設を促進し、實相を知らしむべき宣傳を強化したならば、彼の抗戰意志は逐次衰頹するものと考へらる。

### 第三章 「ソ」聯邦

#### 第一節 概説

一四二

#### 一、國防上の立場

「ソ」聯邦の國防上の立場に於て最も重大なる意義を有するものは、其の國家の理想として建國の始めに標榜せる世界革命の遂行である。

近來例へば

1. スターリン憲法條文中に舊憲法に、所謂「世界の帝國主義を破摧する」等の激越なる文辭を削除した點。
  2. 現在「ソ」聯邦は専ら所謂一國社會主義國家の完成に邁進して居る點
  3. 「ソ」聯邦が最近頻りに愛國主義的宣傳に大童になつてゐる點
  4. 對外的には從來の仇敵關係にありし獨逸と提携したかの如く見ゆる點
  5. 國際共產黨の活動狀況が如何にも消極的に見ゆる點
- 等の外貌から即斷して、「ソ」聯邦が今や世界革命理論を放棄して國家主義へ轉向したのではあるまいかとの樂觀的言辭を弄する向もあるやうだが、それは結局「スターリン」の現實主義的な政策に眩惑せられたものに過ぎないのであつて、誤りも甚だしいものと稱すべきである。

抑、「ソ」聯邦が國內建設に寧日なく邁進してゐるのは、世界革命の祖國としての實力を養成し、他日の實力行使に備ふる爲であり、又外觀的に如何にも非革命的な對外政策を實行してゐるかの如く見ゆるのは、寧ろ世界革命の爲により好き環境と地位とを獲得せんとする「スターリン」一流の戰術に外ならないのである。支那事變に對する彼の態度、特に今次歐洲戰亂に於ける傍若無人な遣口はよく彼の本心を暴露したものと稱すべきである。國際共產黨の如きは全く「ソ」聯邦國策遂行の一機關に過ぎないのであつて、其の活動に消長のあるのは本機關がよく「ソ」聯邦の現實政策に同調してゐるものと觀るべきであらう。

要するに「ソ」聯邦は依然世界各國を革命に導き、之を共產主義化することを最高の對外方針と爲して居る點は變化ないのである。

「ソ」聯邦が以上の政策を遂行せんが爲、強大なる軍備を必要とするは固より言を俟たない處であつて、凡有困難を克服して只管軍備の充實に邁進して居るのも全くこの點に基くものに外ならない。

#### 二、「ソ」聯邦軍備の實相

赤軍の軍備は「ソ」聯邦の建國精神たる唯物史觀を基礎觀念とし、豊富なる人的及物的資源と第一次五箇年計畫策、逐次面目を一新しつゝある國防工業能力とを背景として打ち立てられた謂はゞ數と量との物的軍備と稱すべきもので、數次に互る劃期的擴充による兵力並編制裝備の飛躍的増大と向上とは正に刮目に値するものがある。

今や赤軍は二百二十五萬の常備兵力各約八千の戰車及飛行機を保有するに至つた。